

第1859号
令和7年4月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例

(民事)

- 地方運輸局長がした「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」16条1項に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃の範囲の変更が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであると一応認められたとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和6年(行フ)第1号・令和7年2月26日 第三小法廷決定 破棄自判)

- 動画共有サービスを提供するため、米国所在のサーバからインターネットを通じてユーザが使用する我が国所在の端末にプログラムを配信することが、特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」及び同法101条1号にいう「譲渡等」に当たるとされた事例

(令和5年(受)第14号、第15号・令和7年3月3日 第二小法廷判決棄却)

- 動画共有サービスを提供するため、米国内でウェブサーバ及びコメント配信用サーバ等の設置管理をしているYが、上記ウェブサーバからインターネットを通じてユーザが使用する我が国所在の端末にファイルを配信することにより、上記端末と上記コメント配信用サーバ等とを含むシステムを構築することが、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるとされた事例

(令和5年(受)第2028号・令和7年3月3日 第二小法廷判決棄却)

- 民法709条の不法行為を構成する行為は、宗教法人法81条1項1号にいう「法令に違反する行為に当たる

(令和6年(許)第31号・令和7年3月3日 第一小法廷決定棄却)

- 都道府県警察所属の警部補が自殺した場合において、当該都道府県警察を置く都道府県が、上記警部補の上司らが上記警部補の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務に違反したことを理由として国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとされた事例

(令和5年(受)第927号・令和7年3月7日 第二小法廷判決破棄差戻し)

(刑事)

- 津波による原子力発電所の事故につきこれを設置し運転していた電力会社の役員らに業務上過失致死傷罪が成立しないとした第1審判決を維持した原判決が是認された事例

(令和5年(あ)第246号・令和7年3月5日 第二小法廷決定棄却)

1

◎記事

20

- 叙位・叙勲（1月分、死亡者のみ）
- 遺族追賞（2月分）
- 人事異動（3月7日～3月14日）

◎最高裁判所規則

21

- 不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則について

◎法律等

21

- 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について



裁判例

民事

◎ 地方運輸局長がした「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」16条1項に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃の範囲の変更が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであると一応認められたとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 仮の差止めの申立て一部認容決定に対する抗告審の一部取消決定に対する許可抗告事件

最高裁判所令和6年(行フ)第1号

令和7年2月26日 第三小法廷決定 破棄自判

抗告人 国

相手方 ロイヤルリミジン株式会社 ほか1名

原 審 東京高等裁判所

主 文

原決定中、運賃の変更を命ずる処分に関する部分を破棄し、同部分につき原々決定を取り消す。
前項の部分に関する相手方らの申立てを却下する。
手続の総費用は相手方らの負担とする。

理 由

抗告代理人松本真ほかの抗告理由について

1 本件は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（令和5年法律第18号による改正前のもの。以下「特措法」という。）3条の2第1項に基づき準特定地域として指定されている区域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）である相手方らが、特措法16条1項に基づき変更された一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）に係る旅客の運賃の範囲（以下、同項に基づき指定又は変更される運賃の範囲を「公定幅運賃」という。）の下限を下回る運賃を届け出たため、関東運輸局長から、同法16条の4第3項に基づく運賃の変更を命ずる処分（以下「運賃変更命令」という。）等を受けるおそれがあるとして、運賃変更命令等の差止めを求める訴えを提起した上、これを本案として、行政事件訴訟法37条の5第2項に基づき、運賃変更命令等の仮の差止めを求める

事案である。

2 記録によれば、本件の経緯等は次のとおりである。

(1) 相手方らは、道路運送法（令和5年法律第18号による改正前のもの。以下同じ。）4条1項所定の許可を受けたタクシー事業者であり、タクシー事業が供給過剰となるおそれがあるなどとして、特措法3条の2第1項に基づき準特定地域として指定されている東京都特別区、三鷹市及び武蔵野市から成る区域（以下「本件交通圏」という。）内に営業所を有している。

(2) 国土交通大臣から権限の委任を受けた関東運輸局長（以下、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方運輸局長を「国土交通大臣等」という。）は、平成26年2月、本件交通圏につき、適法に営業することができる運賃の範囲である公定幅運賃を指定し、令和元年8月30日、消費税の税率引上げを契機としてこれを変更した。

(3) 関東運輸局長は、令和4年10月11日、その適用日を同年11月14日として、原々決定別紙4の「改正」欄記載のとおり、本件交通圏における公定幅運賃を変更し（以下、この変更を「本件変更」といい、本件変更前の公定幅運賃を「本件旧公定幅運賃」、本件変更後の公定幅運賃を「本件公定幅運賃」という。）、これにより、本件交通圏における公定幅運賃は、上限及び下限のいずれについても、本件旧公定幅運賃より引き上げられることとなった。

(4)ア 関東運輸局長は、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け関東運輸局長公示）において、特定地域又は準特定地域における公定幅運賃の設定方法を、概要、次のとおり定めている（以下、この設定方法を「本件総括原価方式」という。）。

(ア) 公定幅運賃の上限は、当該地域に営業所を有するタクシー事業者のうち、小規模事業者、事故を多発している事業者、実働率の低い事業者等を除外して選定した「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者」の中から、所定の基準に従い抽出したタクシー事業者（以下「原価計算対象事業者」という。）のタクシー事業に係る費用及び適正な利潤を算出し、これと同事業に係る運送収入が相償う運賃水準とする。

(イ) 公定幅運賃の下限は、原価計算対象事業者が特に効率的な経営を行った場合に収支が相償う運賃水準とするとの考え方に基づき、基本的には上記(ア)と同様の方法により算定するが、上記のタクシー事業に係る費用の算出に当たり、燃料油脂費、車両償却費、役員報酬等の特定の費用項目については、各原価計算対象事業者が要した費用のうち、最も低い水準のものを用

いる。

イ 関東運輸局長は、本件総括原価方式により、本件公定幅運賃を定めたものであるところ、その計算過程に明らかな過誤又は欠落があるとは認められない。

(5) 相手方らは、本件変更前、本件旧公定幅運賃内の運賃を定めてタクシー事業を行っていたが、本件変更後の令和4年1月11日付けで、関東運輸局長に対し、原々決定別紙2記載のとおり、本件旧公定幅運賃内ではあるが、本件公定幅運賃の下限を下回る運賃を定めて、これを届け出た（以下、この届出を「本件届出」という。）。

3 原審は、要旨次のとおり判断して、相手方らの運賃変更命令の仮の差止めを求める申立てを一部認容すべきものとした。

公定幅運賃の変更に係る裁量権は、タクシー事業者の営業上の利益の保護の観点から一定の制約を受け、国土交通大臣等は、公定幅運賃を変更するに当たり、当該変更の程度、当該変更によるタクシー事業者への影響の程度、タクシーの需給状況も踏まえた過度な運賃競争を引き起こす蓋然性やそれを原因とするタクシー運転者の労働条件の悪化の蓋然性等の諸般の事情を考慮すべきである。しかるに、関東運輸局長は、本件公定幅運賃の下限の設定につき、少なくとも公定幅運賃の変更の程度及び当該変更によるタクシー事業者への影響の程度を考慮しておらず、その判断は合理性を欠き、本件変更是、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであると一応認められる。そうすると、本件届出を理由として運賃変更命令をすることは許されず、相手方らの運賃変更命令の仮の差止めを求める申立ては、本案について理由があるとみえるときに当たるというべきである。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1)ア タクシー事業者は、所定の基準に適合するものとして国土交通大臣等の認可を受ける必要があるものの、原則として自ら定めた運賃でタクシー事業を行うことができるところ（道路運送法9条の3第1項、2項、附則2項）、特措法は、特定地域及び準特定地域における運賃の特例として、これらの地域に営業所を有するタクシー事業者は、公定幅運賃内で運賃を定めなければならないとしている（第8章。同特例を「公定幅運賃制度」という。）。これは、同法が、タクシー事業が供給過剰である又はそのおそれがあるなどと認められる特定地域又は準特定地域においては、タクシー運転者の労働条件の悪化等に伴い輸送のサービス及び安全性が低下するなどのおそれがあることを前提として、上記の供給過剰状態の解消又はその予防に向けた取組について定めているところ（8条の2、

8条の3、8条の7、8条の10、8条の11、9条、10条等）、タクシー事業者間で過度な運賃下げ競争が行われるおそれがある状況では、タクシー事業者が減車による収入減を恐れ、同取組が阻害される懸念があることから、公定幅運賃内で運賃を定めるべきものとすることにより、運賃下げ競争を一時的に制限する趣旨に出たものと解される。

イ 特措法16条2項は、公定幅運賃の基準として、能率的な経営を行う標準的なタクシー事業者が行うタクシー事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること（1号）、特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（2号）及び道路運送法9条6項3号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること（3号）を定めているところ、これらの基準に従って公定幅運賃を指定し又は変更するに当たっては、当該特定地域又は準特定地域におけるタクシー事業に係る専門技術的な知見を踏まえた公益的見地からする判断が必要不可欠であるから、公定幅運賃の指定又は変更に係る判断は国土交通大臣等の裁量に委ねられるものと解される。

しかるところ、上記アの公定幅運賃制度の趣旨に鑑みると、特措法は、特定地域又は準特定地域に営業所を有するタクシー事業者が、運賃の設定につき一定の制約を受けることを当然に予定しているものというべきであり、上記公定幅運賃の基準の内容に照らしても、同法が、国土交通大臣等に対し、公定幅運賃の指定又は変更に係る裁量権を行使するに当たり、当該地域において現にタクシー事業を営む個々のタクシー事業者の営業上の利益を保護する観点から、原審が指摘するような諸般の事情を考慮することまで求めているものとは解されない。

そして、本件総括原価方式は、前記のとおり、当該地域に営業所を有する能率的な経営を行う標準的なタクシー事業者の中から抽出した原価計算対象事業者のタクシー事業に係る費用及び適正な利潤を算出し、これと運送収入が相償う運賃水準を基本として公定幅運賃を定めるものである。このような公定幅運賃の設定方法は、当該地域に営業所を有するタクシー事業者一般の営業上の利益を踏まえたものであり、特措法16条2項各号の規定に照らし、不合理なものとはいえないというべきである。

(2) 関東運輸局長は、本件変更において、本件総括原価方式により本件公定幅運賃を定めたものであるところ、上記(1)で述べたところに照らせば、これを超えて、原審が指摘するような諸般の事情を考慮しなければならないものということはできない。

したがって、本件公定幅運賃の下限の設定につき、

公定幅運賃の変更の程度及び当該変更によるタクシー事業者への影響の程度を考慮していないことを理由として、本件変更が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであると一応認められたとした原審の判断には、公定幅運賃の変更に係る裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法があるというべきである。

5 以上によれば、原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原決定のうち運賃変更命令に関する部分は破棄を免れない。そして、相手方らの運賃変更命令の仮の差止めを求める申立てにつき、本案について理由があるとみえるときに当たるものと認めるべき事情はうかがわれないから、原々決定のうち上記申立ての一部を認容した部分を取り消し、同部分に関する相手方らの申立てを却下することとする。

よって、裁判官宇賀克也の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

裁判官宇賀克也の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、原審の判断は是認することができ、本件抗告は棄却されるべきと考える。以下、その理由を述べる。

1 公定幅運賃制度は、ダンピングといえるような採算割れの低料金で顧客を奪い合う価格競争の結果、タクシー業界の収益が悪化すると、歩合制が主流のタクシー業界では、タクシー事業者の収益の減少を補うために、タクシー運転者の労働時間が長期化し、乗客の安全性も損なわれるおそれがあることから、かかる事態を回避する目的で設けられたものと解すべきである。そして、タクシー運転者が過重労働になる傾向があるとしても、その要因は歩合制にあるから、それについては、本来、労働時間の規制、固定給の割合の増加等の労働規制で対処すべきであって、公定幅運賃制度という価格規制で対処することは合理性に乏しいから、同制度については、営業の自由を過度に制約しないような解釈が特に求められるというべきである。したがって、国土交通大臣等が、公定幅運賃を設定するに当たり、それまで能率的な経営の下に適正な原価に適正な利潤を加えた運賃で営業してきたタクシー事業者の届け出た運賃であって、それを認めることによって同業者との競争が激化することが想定されず、また、当該タクシー事業者においても安全性の低下が懸念されないような場合にまで、当該運賃を違法として認めないことは、上記の公定幅運賃制度の趣旨を逸脱し、営業の自由に対する過度な制約となるものとして許されないとすべきである。

2 相手方らが同業者と比較して低額の運賃を設定できるのは、予約送迎中心の営業形態により、特定の固定客を主な取引先とするなどして相応の利益を確保

しているとみられるからであって、そのような運賃の設定により、過度の運賃値下げによる不当な競争を惹起するものではない。そして、相手方らは、上記のとおり、一般的なタクシー事業者とは異なるビジネスモデルで営業しており、競合するのは同業者というよりも、バス、ハイヤー、鉄道等であるといえるから、本件総括原価方式の下で算定された下限運賃を下回る運賃を認めたとしても、同業者との競争を激化させることは想定しがたい。また、相手方らにおいては、上記のとおり相応の利益を確保しているのであるから、従前どおりの運賃での営業を認めたとしても、それにより相手方らのタクシー運転者が過重労働となり、乗客の安全性が低下する懸念もないと考えられる。ところが、本件変更により大幅な公定幅運賃の改定が行われ、本件旧公定幅運賃の上限が本件公定幅運賃の下限を大きく下回ることになった結果、相手方らは、従前どおりの運賃で営業することができなくなり、同業者ではなく、バス、ハイヤー、鉄道等への切替えによる予約客の大幅な減少による経営危機に陥るおそれがある。

そうすると、関東運輸局長は、本件変更に当たり、かかるタクシー事業者の存在を認識し、それに与える影響を最小限に抑えるように努めるよう配慮すべきであったといえる。

また、特措法16条2項1号の「標準とすること」という文言は、本件で用いられた総括原価方式による基準の画一的な適用を義務付けるものではなく、上記のような事情がある場合には、柔軟な運賃設定を認める趣旨と解すべきである。

以上によれば、本件変更は、相手方らのようなタクシー事業者に与える影響に対する配慮を欠くものであり、公定幅運賃制度の趣旨を逸脱し、営業の自由に対する過度な制約をするものとして違法であるというべきである。

3 また、準特定地域の指定は、タクシー事業が「供給過剰となるおそれ」（特措法3条の2第1項）があることが要件となっており、その事由がなくなつたと認めるときは、同指定を解除するものとされているのであって（同法3条3項、3条の2第2項）、公定幅運賃制度による運賃の設定に対する制限は、当該地域においてタクシー事業が供給過剰となるおそれがあることが前提になっている。

本件交通圏においては、コロナ禍の一時期は、タクシー需要が減少したものの（本件変更がされたのは、なおコロナ禍が完全には終焉していない令和4年10月11日であった。）、コロナ禍の終焉とともに、タクシー需要は回復し、インバウンドの急増もみられる。また、コロナ禍で解雇したタクシー運転者の補充が困難であること、高齢者ドライバーの退職、インバウン

ドの急増により、タクシーの供給不足が全国で問題になっており、実際、各地の交通圏で特定地域から準特定地域への移行、準特定地域の指定解除が相次いでいる。さらには、日本版ライドシェアが一定の条件の下で導入され、令和6年4月に本件交通圏で導入されたのを皮切りに、全国各地に広がりつつある。

ところで、特措法16条の4第3項は、届け出られた運賃が公定幅運賃に適合しないと認めるときは、期間を定めてその運賃を変更すべきことを「命ずることができる」と規定しており、「命じなければならない」とは規定していない。これは、本件交通圏のように、準特定地域の指定後の事情の変化により、その指定が解除されてもおかしくないといえるような状況において、何ら公定幅運賃制度の目的に反する行為を行っていないタクシー事業者に対してまで運賃変更命令を行うことは、営業の自由を過度に制約する疑いが濃厚であるため、そのような場合に、国土交通大臣等に、運賃変更命令を出すか否かの効果裁量を付与した趣旨と解すべきである。そうすると、相手方に対し、本件公定幅運賃内の運賃で営業するように運賃変更命令を出すことは、効果裁量を逸脱し又は濫用するものといわざるを得ず、この点でも違法であるというべきである。

4 以上によれば、相手方の運賃変更命令の仮の差止めを求める申立てにつき、「本案について理由があるとみえるとき」に当たり、仮の差止めが認められるべきである。

(裁判長裁判官 平木正洋 裁判官 宇賀克也 裁判官
林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博)

◎ 動画共有サービスを提供するため、米国所在のサーバからインターネットを通じてユーザが使用する我が国所在の端末にプログラムを配信することが、特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」及び同法101条1号にいう「譲渡等」に当たるとされた事例

件名 特許権侵害差止等請求事件

最高裁判所令和5年(受)第14号、第15号
令和7年3月3日 第二小法廷判決棄却

上告人 株式会社ホームページシステムほか1名
被上告人 株式会社ドワンゴ

原審 知的財産高等裁判所

主文

本件各上告を棄却する。

各上告費用は各上告人の負担とする。

理由

令和5年(受)第14号上告代理人濱田佳志の上告受理申立て理由及び同第15号上告代理人高橋淳、同壇俊光、同宮川利彰の上告受理申立て理由(ただし、いずれも排除された部分を除く。)について

1 本件は、被上告人が、上告人らに対し、上告人の行為が被上告人の有する特許権を侵害すると主張し、上告人らの行為の差止め及び損害賠償等を求める事案であり、我が国の領域外から領域内にインターネットを通じてプログラムを配信する上告人らの行為が、特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」及び同法101条1号にいう「譲渡等」に当たり、我が国の特許権を侵害するかが問題となっている。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、発明の名称を「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」とする特許(特許第4734471号)に係る特許権(以下「本件特許権」という。)を有している。当該特許の特許請求の範囲における請求項1、2、5及び6に記載された各発明(以下「本件各装置発明」という。)は、表示装置の発明であり、請求項9及び10に記載された各発明(以下「本件各プログラム発明」という。)は、プログラムの発明である。

従来から動画の再生に併せてユーザによって書き込まれたコメントを表示するというシステムが存在したことろ、本件各装置発明及び本件各プログラム発明は、動画が表示される範囲とコメントが表示される範囲を調整することにより、表示されたコメントが、

動画自体の内容ではなく、書き込まれたものであることを把握可能にし、もって、コメントの読みにくさを低減させるという効果を奏する。

(2) 上告人エフシーツー・インクは、米国ネバダ州法に基づいて設立された法人であり、インターネットを利用した動画配信サイトの運営等を業としている。上告人株式会社ホームページシステムは、上告人エフシーツーの日本における業務代行拠点として設立された日本法人であり、サーバの設置や管理、インターネットを利用した各種情報提供サービス等を業としている。

上告人エフシーツーは、我が国に在住するユーザに向けて、インターネットを通じ、複数の動画共有サービス(以下「本件各サービス」という。)を提供している(なお、一部のサービスに係る事業は、令和2年9月、第三者に譲渡されたが、論旨に関する事情ではない。)。本件各サービスにおいては、動画の再生に併せてユーザによって書き込まれたコメントが表示される。

(3) 上告人らは、本件各サービスを提供するため、米国所在のサーバから、インターネットを通じ、ユーザが使用する我が国所在の端末に対し、本件各プログラム発明の技術的範囲に属する各プログラム(以下「本件各プログラム」という。)を配信している(以下、この配信を「本件配信」という。)。

本件配信は、ユーザが、我が国所在の端末を使用し、本件各サービスに係る動画を視聴するための各ウェブページ(以下「本件各ページ」という。)にアクセスすると、本件各プログラムに係るファイル(JavaScriptファイルなど)を米国所在のサーバから送信し、当該端末にダウンロードさせるものである。

そして、このダウンロードがされると、当該端末に自動的に本件各プログラムがインストールされて実行可能となり、本件各サービスが本件各プログラムを利用することで、ユーザにおいて、当該端末上で動画の表示範囲とコメントの表示範囲が調整されたなどした動画を視聴し得るようになる。

(4) ユーザは、前記のアクセスをすることにより、その使用している端末に本件各プログラムをインストールさせ、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置を我が国の領域内において生産している。そして、本件各プログラムは、当該装置の「生産にのみ用いる物」(特許法101条1号)に当たる。

3 所論は、本件配信は、我が国の領域外からするものであるから、特許権についての属地主義の原則に照らし、我が国の特許権の効力が及ぶ行為に当たらぬというべきであるのに、これが特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」及び同法101条1号にいう「譲渡等」に当たるとした原審の判断に

法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。

(1) 我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが（最高裁平成12年（受）第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照）、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となつた現代において、プログラム等が、電気通信回線を通じて我が国の領域外から送信されることにより、我が国の領域内に提供されている場合に、我が国の領域外からの送信であることの一事をもって、常に我が国の特許権の効力が及ぼず、上記の提供が「電気通信回線を通じた提供」（特許法2条3項1号）に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、問題となる行為を全体としてみて、実質的に我が国の領域内における「電気通信回線を通じた提供」に当たると評価されるときは、当該行為に我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。そして、この理は、特許法101条1号にいう「譲渡等」に関しても異なるところはないと解される。

(2) 本件配信は、本件各プログラムに係るファイルを我が国の領域外のサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、その行為の一部が我が国の領域外にあるといえる。しかし、これを全体としてみると、本件配信は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、本件各サービスは、本件配信により当該端末にインストールされた本件各プログラムを利用することにより、ユーザに、我が国所在の端末上で動画の表示範囲とコメントの表示範囲の調整等がされた動画を視聴させるものである。これらのことからすると、本件配信は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程として行われ、我が国所在の端末において、本件各プログラム発明の効果を当然に奏せるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によりされるものである本件配信が、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供をしていると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信は、特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」に当たるべきである。

(3) また、本件各サービスは、本件配信及びそれに引き続く本件各プログラムのインストールによって、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置が我が国の領域内で生産され、当該装置が使用されるようになるものであるところ、本件配信は、我が国所在の端末において、本件各装置発明の効果を当然に奏させるようにするものといえ、サーバの所在地や経済的な影響に係る事情も前記(2)と同様である。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、前記装置の生産にのみ用いる物である本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供としての譲渡等をしていると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信は、特許法101条1号にいう「譲渡等」に当たるべきである。

5 原審の判断は、以上と同旨をいうものとして是認することができ、所論引用の前掲平成14年9月26日第一小法廷判決は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

なお、上告人らのその余の上告受理申立て理由は、いずれも上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 草野耕一 裁判官 三浦 守 裁判官
岡村和美 裁判官 尾島 明）

◎ 動画共有サービスを提供するため、米国内でウェブサーバ及びコメント配信用サーバ等の設置管理をしているYが、上記ウェブサーバからインターネットを通じてユーザーが使用する我が国所在の端末にファイルを配信することにより、上記端末と上記コメント配信用サーバ等とを含むシステムを構築することが、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるとされた事例

件名 特許権侵害差止等請求事件

最高裁判所令和5年(受)第2028号

令和7年3月3日 第二小法廷判決棄却

上告人 エフシーツー・インク

被上告人 株式会社ドワンゴ

原審 知的財産高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人高橋淳、同壇俊光、同宮川利彰の上告受理申立て理由(ただし、排除された部分を除く。)について

1 本件は、被上告人が、上告人に対し、上告人の行為が被上告人の有する特許権を侵害すると主張し、上告人の行為の差止め及び損害賠償等を求める事案であり、我が国の領域外から領域内にインターネットを通じてファイルを送信することなどにより、我が国の領域外に所在するサーバと領域内に所在する端末とを含むシステムを構築する上告人の行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たり、我が国の特許権を侵害するかが問題となっている。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、発明の名称を「コメント配信システム」とする特許(特許第6526304号)に係る特許権(以下「本件特許権」という。)を有しており、当該特許の特許請求の範囲における請求項1及び2に記載された各発明(以下「本件各発明」という。)は、システムの発明である。

本件各発明は、動画及び動画に対してユーザーが書き込んだコメントを表示する端末装置と当該端末装置に当該動画や当該コメントに係る情報を送信するサーバとをネットワークを介して接続したシステムに関するものであって、動画上に表示されるコメント同士が重

ならないよう調整するなどの処理を行うものであり、コメントを利用したコミュニケーションにおける娛樂性の向上という効果を奏する。

(2) 上告人は、米国ネバダ州法に基づいて設立された法人であり、インターネットを利用した動画配信サイトの運営等を業としている。

上告人は、我が国に在住するユーザーに向けて、インターネットを通じ、複数の動画共有サービス(以下「本件各サービス」という。)を提供している(なお、一部のサービスに係る事業は、令和2年9月、第三者に譲渡されたが、論旨に關係する事情ではない。)。本件各サービスは、動画の再生に併せてユーザーによって書き込まれたコメントが表示されるものである。

(3) 上告人は、本件各サービスを提供するため、米国内で、ウェブサーバ、コメント配信用サーバ及び動画配信用サーバを設置管理しているところ(ただし、一部のサービスに係る動画配信用サーバは、第三者が設置管理するものであり、我が国に所在する場合と所在しない場合があり得る。)、そのうちのウェブサーバから、インターネットを通じ、ユーザーが使用する我が国所在の端末に対し、HTMLファイル及びプログラムを格納したファイル(JavaScriptファイルなど)を配信している(以下、この配信を「本件配信」という。)。

本件配信は、ユーザーが、我が国所在の端末を使用し、本件各サービスに係る動画を視聴するための各ウェブページ(以下「本件各ページ」という。)にアクセスすると、前記プログラムを格納したファイル等を米国所在の前記ウェブサーバから送信し、当該端末にダウンロードさせるものである。

本件配信がされると、前記端末は、前記ファイルの記述に基づき自動的に(ただし、動画再生ボタンの押下を要する場合がある。)、インターネットを介して接続された前記動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバにそれぞれ動画及びコメントに係るデータファイルを要求し、これらのファイルを受信してコメント同士が重ならないように調整した上、動画にコメントを重ねて前記端末上で表示するなどの処理を行うことになり、前記端末と前記動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバとを含む本件各発明の技術的範囲に属するシステム(以下「本件システム」という。)が構築される。

3 所論は、上告人は我が国に領域外で本件配信をする行為をしているにすぎず、また、本件システムの一部は我が国に領域外にあることからすると、本件配信が、本件システムを構築するものであるとしても、特許権についての属地主義の原則に照らし、我が国の特許権の効力が及ぶ行為に当たらないというべきであ

るのに、本件配信により本件システムを構築する行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるとした原審の判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。

(1) 我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが（最高裁平成12年（受）第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照）、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。

(2) 本件配信は、プログラムを格納したファイル等を我が国の領域外のウェブサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、本件システムを構築するための行為の一部が我が国の領域外にあるといえるものであり、また、本件配信の結果として構築される本件システムの一部であるコメント配信用サーバは我が国の領域外に所在するものである。しかし、本件システムを構築するための行為及び本件システムを全体としてみると、本件配信による本件システムの構築は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、その結果、本件システムにおいて、コメント同士が重ならないように調整するなどの処理がされることとなり、当該処理の結果が、本件システムを構成する我が国所在の端末上に表示されるものである。これらのことからすると、本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在

地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によるものである本件配信やその結果として構築される本件システムが、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない。そうすると、上告人は、本件配信及びその結果としての本件システムの構築によって、実質的に我が国の領域内において、本件システムを生産していると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信による本件システムの構築は、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるというべきである。

5 以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、所論引用の前掲平成14年9月26日第一小法廷判決は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 草野耕一 裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明）

◎ 民法709条の不法行為を構成する行為は、宗教法人法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たる

件名 過料決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高裁判所令和6年(許)第31号

令和7年3月3日 第一小法廷決定 棄却

抗告人 X

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告代理人福本修也、同鐘築優、同堀川敦の抗告理由第1について

1 記録によれば、本件の経緯等は次のとおりである。

(1) 宗教法人法(以下「法」という。)81条1項は、裁判所は、宗教法人について同項各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁の請求等により、その解散を命ずることができる旨を定め、1号において、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。」と規定する。そして、法78条の2第1項は、所轄庁は、宗教法人について同項各号の一に該当する疑いがあると認めるときは、法を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求めることができる旨を定め、3号において、「当該宗教法人について第八十一条第一項第一号から第四号までの一に該当する事由があること。」と規定する。

(2) 宗教法人である世界平和統一家庭連合(以下「本件法人」という。)の所轄庁である文部科学大臣は、本件法人の信者らが行った本件法人への献金の勧誘等が民法709条の不法行為を構成するとして当該信者らの損害賠償責任を認めた22件の民事訴訟の各判決が存在することなどを踏まえて、本件法人について法81条1項1号に該当する事由がある疑いがあると認め、令和4年1月から令和5年7月にかけて、7回にわたり、本件法人に対して法78条の2第1項に基づく報告を求めた。しかし、本件法人は、報告を求められた事項の一部について報告をしなかった。

文部科学大臣は、同年9月、東京地方裁判所に対し、本件法人が上記の報告をしなかったことは、宗教法人の代表役員等を過料に処する場合について定める法8

8条10号に該当するとして、本件法人の代表役員である抗告人を過料に処すべきとする通知をした。

東京地方裁判所は、令和6年3月、抗告人を過料10万円に処する旨の決定(原々決定)をした。

2 原審は、民法709条の不法行為を構成する行為は、法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると判断した上で、上記各判決の内容等からすれば、文部科学大臣が本件法人に対して法78条の2第1項に基づく報告を求めた時点において、本件法人について法81条1項1号に該当する事由がある疑いがあったと認められ、文部科学大臣が上記の報告を求めることは適法なものであったなどとして、原々決定に対する抗告人の抗告を棄却した。

3 所論は、民法709条は、一定の行為をした者が損害賠償責任を負う旨を定めるにとどまり、当該行為を禁止する旨を定めた規定ではなく、同条の不法行為を構成する行為は同条違反の行為ではないのであって、これが法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することはできないなどとして、原審の上記判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反がある旨をいうものである。

4 しかしながら、民法709条が一定の行為を禁止する旨を定めた規定であるとはいえないものの、同条の不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち一定の法規範に違反する行為であり、行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられるのであって、これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解したとしても、同号の文理に反するものではない。

むしろ、上記のように解することが同号の趣旨に沿うものというべきである。すなわち、法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし(法1条1項)、宗教団体に法人格を付与し得ることとしているところ(法4条)、法81条1項1号が宗教法人の解散命令の事由として「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。」と規定している趣旨は、同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となるところから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようになると解される(最高裁平成8年(ク)第8号同年1月30日第一小法廷決定・民集50巻1号199頁参照)。そうであるところ、民法709条の不法行為を構成する行為は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものである

から、当該行為が著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来するものであってこれに関係した宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることも、十分にあり得ることである。したがって、同条の不法行為を構成する行為が法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することは、同号の上記趣旨に沿うものというべきである。

また、解散命令は、宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないものであるところ（前掲平成8年第一小法廷決定参照）、ある行為が同号所定の行為に当たるといえるためには、その行為が単に法令に違反するだけでなく、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為でなければならないことなどに照らせば、上記のように解したとしても、同号の規定が、宗教法人の解散命令の事由を定めるものとして、不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない。

以上によれば、民法709条の不法行為を構成する行為は、法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解するのが相当である。

5 これと同旨の原審の判断は、正当としては認することができる。所論引用の判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

第2 その余の抗告理由について

所論の点に関する原審の判断は、正当としては認することができる。なお、所論は、宗教法人の代表役員その他の幹部が法81条1項1号所定の行為をした場合でない限り、当該宗教法人について同号に該当する事由があるとはいえないというが、同項柱書きや同号の文言上、そのような限定ではなく、他に所論のように解すべき根拠は見当たらない。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 中村 慎 裁判官 安浪亮介 裁判官
岡 正晶 裁判官 堀 徹 裁判官 宮川美津子)

◎都道府県警察所属の警部補が自殺した場合において、当該都道府県警察を置く都道府県が、上記警部補の上司らが上記警部補の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務に違反したことを理由として国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとされた事例

件名 損害賠償請求事件

最高裁判所令和5年(受)第927号

令和7年3月7日 第二小法廷判決 破棄差戻し

上告人 X1 ほか1名

被上告人 静岡県

原審 広島高等裁判所

主文

原判決を破棄する。

本件を広島高等裁判所に差し戻す。

理由

上告代理人佐藤真奈美の上告受理申立て理由について

1 本件は、静岡県警察所属のA警部補が自殺したことについて、A警部補の父母である上告人らが、上記の自殺は過重な業務によるものであり、上告人らは上記自殺により精神的苦痛を被ったと主張して、静岡県警察を置く被上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) A警部補(昭和55年7月3日生まれ)は、平成15年4月に静岡県警察に採用され、平成22年3月に下田警察署地域課に配属となり、その後、同警察署中央交番の交番長として勤務していたが、平成24年3月10日に自殺した。

(2) A警部補が勤務していた当時の中央交番における勤務制及び時間外勤務時間等の管理は、次のとおりであった。

ア 中央交番の交番長を含む勤務員の勤務制は、3班に分かれて①当直、②非番及び③週休(又は日勤)を繰り返す交替制勤務とされていた。①当直とは、午前9時から翌日午前9時までの間(そのうち合計8時間30分は仮眠時間を含む休憩時間)、警ら、立番及び巡回連絡に加え、発生した事件事故の処理等の業務に従事するというもの、②非番とは、当直の勤務を終えた後、その日の当直の勤務を行う班が到着するまで中央交番に待機して引継ぎをした上で、下田警察署に赴いて所定の報告等を行うことで勤務終了となるとい

うもの、③週休(又は日勤)とは、非番の翌日について、原則として週休日を割り振られるが、1か月に1、2回、日勤として、午前9時から午後5時45分までの間(そのうち1時間は休憩時間)、当直と同様の業務に従事するというものであった。

イ 中央交番の勤務員は、勤務日誌に勤務別、勤務時間、活動内容等を具体的に記載することとされており、その勤務日誌は、下田警察署の地域課長、副署長、署長等に回覧されていた。

また、中央交番の勤務員は、毎月、正規の勤務時間以外に業務に従事した時間があるときは、当該日における勤務形態、勤務時間、時間外勤務時間、従事内容等を記載した時間外勤務実績報告書を作成し、地域課長に提出することとされていた。地域課長は、A警部補の上司に当たる者であり、A警部補から同人に係る時間外勤務実績報告書の提出を受けていた。

(3) A警部補の中央交番における業務の内容、時間外勤務の状況等は、次のとおりであった。

ア A警部補は、中央交番の交番長として、勤務員の業務に加え、第1審判決別紙2「交番長の職務」記載の業務に従事していた。

イ 中央交番管内では平成23年4月頃から住居侵入窃盗事件が連続して発生していたところ(以下、一連の住居侵入窃盗事件を「連続窃盗事件」という。)、A警部補は、平成24年2月7日に連続窃盗事件の捜査に専従する捜査班が編成された後も、正規の勤務時間以外の時間に自主的な見回り(以下「連続窃盗事件見回り」という。)をしていた。A警部補は、これについて、時間外勤務実績報告書に記載して地域課長に提出し、時間外勤務を行ったものと扱われていた。

ウ 静岡県警察においては、警察学校初任科課程を修了した実習生(以下、単に「実習生」という。)を対象とする職場実習が実施されており、実習生は原則として単独で職務の執行をすることができないため、実習生が何らかの業務に従事する場合には職場実習指導員が同行指導等をする必要があるとされていた。中央交番では、勤務員2名が上記捜査班に所属することになり、それに代わって実習生2名が配置された。A警部補は、平成24年2月5日、職場実習指導員に指名され、以後、職場実習指導員の業務にも従事した。

エ A警部補は、平成24年3月期の異動に関し、下田警察署から異動になるとの見込みを持ち、同年2月頃から、週休日等に中央交番に出勤し、静岡県警察において異動の際に作成することとされていた引継書の作成等の作業(以下「引継作業」という。)を行った。

オ A警部補は、平成23年11月、オランダでの海外研修(平成24年4月8日出発、同年5月3日帰

国予定。以下「本件研修」という。)について静岡県警察からの唯一の参加者として選出された。

A警部補は、平成23年12月18日、平成24年1月15日及び同年2月26日に静岡県沼津市内において各回4時間程度実施された事前会合に参加したほか、本件研修において英語で行うプレゼンテーションの準備作業にも従事した(以下、事前会合への参加を含む本件研修のための業務を総称して「本件研修準備」という。)。本件研修準備は、A警部補の静岡県警察における業務に当たるものであった。

カ A警部補の自殺前6か月の間における1か月ごとの時間外勤務時間数は、原判決別紙2「A警部補の勤務時間(裁判所認定)」中の「1 労働時間合計」の表の「時間外労働時間数」欄のとおりであり、自殺直前から遡って、順に112時間15分、42時間38分、60時間30分、72時間57分、81時間30分、23時間であった。

また、A警部補の自殺直前の1か月間における勤務状況は、同別紙中の「2 発症1か月前(平成24年2月10日~同年3月10日)」の表の「当審の認定」欄のとおりであった。A警部補は、平成24年2月1日から同月24日まで14日間連続して勤務を行い、1日の週休日を挟んで、再び同月26日から同年3月10日(自殺の当日)まで14日間連続して勤務を行った。これらの連続勤務には、それぞれ5回の当直の勤務が含まれており、A警部補は、各当直明けの非番の日にも、平均して5時間42分の勤務を行った。

(4) A警部補は、平成23年12月頃、静岡県警察において導入されていたストレス診断を受検したところ、その結果は、総合評価が最低評価であるE(かなり悪い)であった。A警部補は、地域課長にその旨を伝えたが、これにより何らかの対応がされることはない。

A警部補は、遅くとも平成24年3月上旬の時点において、うつ病エピソードを含む精神疾患を発症していた。

(5) 公務が原因で精神疾患を発症したとして地方公務員災害補償法施行規則に基づく公務災害認定請求のあった事案における公務上の災害の認定に関し、地方公務員災害補償基金理事長が同基金各支部長宛てに発出した通知として、「精神疾患等の公務災害の認定について」と題する通知(平成24年3月16日地基補第61号。以下「認定基準」という。)がある。認定基準においては、同規則別表第1第9号に該当する疾病であることの認定要件の一つとして、「対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。」が掲げられた上で、ここで「業務により強度の精神的

又は肉体的負荷を受けたこと」とは、具体的に、次の(1)又は(2)のような事象を伴う業務に従事したことをいうとして、「(1) 人の生命にかかる事故への遭遇」及び「(2) その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象」が掲げられ、「(2) その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象」があつたものと判断できる場合の一つとして、「発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合」(以下「本件記述」という。)が示されている。なお、認定基準で対象とする疾患有うつ病エピソードが含まれる。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、上告人らの請求を棄却した。

A警部補は、中央交番の交番長としての業務に加え、連続窃盗事件見回り、職場実習指導員の業務、引継ぎ作業及び本件研修準備に従事していたが、これらをもって、本件記述にいう「質的に過重な業務を行った」とはいえないから、A警部補の自殺と同人が従事した静岡県警察における業務との間に相当因果関係があるとは認め難く、また、地域課長を含むA警部補の上司に当たる者ら(以下「A警部補の上司ら」という。)において、A警部補が静岡県警察における業務により心身の健康を損なって自殺するに至ることを具体的、客観的に予見することができたともいい難い。したがって、被上告人は、A警部補の自殺について、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負わない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである(最高裁平成10年(才)第217号、第218号同12年3月24日第二小法廷判決・民集54巻3号1155頁参照)。この理は、都道府県とその都道府県が置く都道府県警察の警察官との間においても別異に解すべき理由はない。そして、上記警察官に対し職務上の指揮監督を行う権限を有する者がその権限を行使するに当たって上記注意義務に違反したことを理由として、上記都道府県が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うか否かを判断するに当たっては、上記警察官が従事した業務に係る諸般の事情を総合的に考慮すべきものであり、その際には、認定基準において示されている知見をしん酌し得るものでは

あるが、認定基準が示す要件に該当しないことをもって直ちに上記損害賠償責任が否定されるものではない。

(2) 前記事実関係等によれば、A警部補は、自殺直前の約1か月間に、静岡県警察における業務として、それ以前から行っていた中央交番の交番長としての業務に加えて、職場実習指導員の業務にも従事することとなった上、連続窃盗事件見回りをしていたほか、本件研修準備という中央交番の交番長としての業務とは異なる内容の業務にも従事していた。その結果、A警部補の自殺直前の1か月間における時間外勤務時間数は、その前の1か月間における約43時間から、その倍以上に増加して112時間を超えるに至っており、A警部補が自殺直前の時期に行っていた業務の量は、従前から行っていた業務に相当程度の負荷を伴う複数の業務が加わることによって大きく増加していたといえる。また、A警部補は、3班に分かれての交替制勤務を行う中で、自殺直前の1か月間に、僅か1日の休みを挟んで14日間もの連続勤務を2回にわたり行っており、これらの連続勤務の中には、拘束時間が24時間に及ぶ当直の勤務がそれぞれ5回含まれていた上、A警部補は、各当直明けの非番の日にも相当の時間の勤務を行ったというのであるから、このような勤務の態様からしても、A警部補が自殺直前の時期に行っていた業務は、A警部補に相当程度の疲労や心理的負荷等を蓄積させるものであったということができる。以上によれば、A警部補は、上記の時期に、精神疾患の発症をもたらし得る過重な業務に従事していたということができるところ、A警部補が発症したうつ病エピソードについて、上記業務のほかには、その発症に寄与したと解すべき事情はうかがわれない。そうすると、A警部補が従事した静岡県警察における過重な業務がA警部補の精神疾患の発症及びこれによる自殺という結果の発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性があると認めるのが相當である。

そして、A警部補の上司らは、A警部補が、管内で連続窃盗事件が発生している中央交番の交番長を務めつつ、職場実習指導員に指名され、本件研修の参加者にも選出されたことを当然に把握している立場にあつた上、中央交番の勤務日誌を閲覧し、地域課長においてA警部補から時間外勤務実績報告書の提出も受けたものであり、それにもかかわらずA警部補の上司らがA警部補の従事する業務の具体的な状況を把握し得なかつたと解すべき事情はうかがわれない。したがつて、A警部補の上司らは、A警部補が客観的にみて精神疾患の発症をもたらし得るような過重な業務に従事していることを認識することができたというべきである。そして、労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷

等が過度に蓄積すると、その心身の健康を損なう危険があり、労働者が精神疾患を発症した場合には、その病態として自殺念慮が出現する可能性のあることは、A警部補が中央交番に勤務していた当時においても広く知られていたし、A警部補が自殺の3か月ほど前に受けたストレス診断で最低評価となっていたことも地域課長は知っていたのである。したがつて、A警部補の上司らは、A警部補の業務を適切に調整するなど、その負担を軽減するための措置を講じなければ、A警部補がその心身の健康を損なう事態となり、精神疾患を発症して自殺するに至る可能性があることを認識することができたというべきである。そうであるにもかかわらず、A警部補の上司らは、A警部補の負担を軽減するための具体的な措置を講じていない。

(3) そうすると、A警部補の上司らは、A警部補に対する職務上の指揮監督権限を有する者として、その権限を行使するに当たって、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積してA警部補がその心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負っていたにもかかわらず、当該注意義務を怠ったというべきであり、これによってA警部補が精神疾患を発症して自殺するに至ったことができる。

したがつて、被上告人は、上告人らに対し、A警部補の自殺により上告人らが被った損害について、A警部補の上司らが上記注意義務に違反したことを理由として国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

5 以上と異なり、原審は、A警部補の従事していた業務が本件記述にいう「質的に過重な業務」に該当しないことのみをもって直ちに上記業務とA警部補の自殺との間に相当因果関係があるとは認め難いとし、これを前提として、被上告人が上記損害賠償責任を負わないとしたものであるが、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、上告人らの損害及びその額について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官三浦守の補足意見がある。

裁判官三浦守の補足意見は、次のとおりである。

地方公務員の公務上の災害に関する認定基準等に示された知見をしん酌することについて、補足的に意見を述べる。

使用者が、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うことについては、公務員の業務の関係においても異なるもので

はない。これは、労働者にせよ公務員にせよ、労働日又は勤務日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、その心身の健康を損なう危険があること等の知見を基礎としている。地方公務員災害補償法による公務上の災害に対する補償において、「強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したために生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病」（地方公務員災害補償法施行規則1条の2、別表第1第9号）が対象とされ、労働基準法による災害補償や労働者災害補償保険法による保険給付において、

「心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」（労働基準法施行規則35条、別表第1の2第9号）が対象とされているが、これらも、上記知見を基礎とする点で共通するものと考えられる。

そして、上記の各補償等に係る認定に関し、地方公務員の公務上の災害については認定基準が示され、労働者の業務上の疾病については「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（令和5年9月1日基発0901第2号厚生労働省労働基準局長通達。以下「労災認定基準」という。）が示されているが、これらは、精神障害に関する医学的知見等に照らし、一定の合理性を有するといつてよい。地方公務員の業務の関係で、地方公共団体が国家賠償法1条1項又は安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任を負うか否かを判断するに当たっては、当該地方公務員が従事した業務に係る諸般の事情を総合的に考慮すべきであるが、その際には、認定基準とともに労災認定基準に示された知見をもしん酌し得るものと考えられる。

もっとも、上記の各補償等は、無過失の危険責任に基づく制度であって、上記損害賠償責任とは趣旨を異なるものであり、上記の各基準も、法令が定めるものではないから、これらに示された知見をしん酌し得るといつても、形式的に当てはめるべきものではなく、あくまでも、経験則上の一つの知見としてしん酌するというべきものである。

また、本件との関連でみると、認定基準において、「その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象」があったものと判断できる場合の一つとして、「発症直前の1か月以上の長期間にわたり、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合」が示されているが、同時に、これ「に準ずるような業務負荷があったと認められる場合」が示されており、これらは、単に、業務の質的な過重性や時間外勤務の時間数だけではなく、関係する諸事情を考慮して、その負荷の程度を評価すべき趣旨を含むものと解される。

また、労災認定基準においても、「業務による強い心理的負荷が認められること」の要件に関し、具体的出来事の心理的負荷の強度の具体例が示されており、その中には、仕事の量・質に関する具体例として本件に関連するものが含まれるが、そのような具体例も例示であるから、これらを踏まえ、関係する諸事情を考慮して、その負荷の程度を評価すべき趣旨を含むものと解される。上記の各基準に示された知見をしん酌する場合も、以上の趣旨を踏まえて行うのが相当である。
(裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明)

刑事

◎津波による原子力発電所の事故につきこれを設置し運転していた電力会社の役員らに業務上過失致死傷罪が成立しないとした第1審判決を維持した原判決が是認された事例

件名 業務上過失致死傷被告事件

最高裁判所令和5年（あ）第246号

令和7年3月5日 第二小法廷決定棄却

被告人 甲 ほか1名

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

検察官の職務を行う指定弁護士石田省三郎ほかの上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

所論に鑑み、職権により判断する。

1 本件公訴事実の要旨

本件公訴事実（訴因変更後のもの）の要旨は、以下のとおりである。

丙は、平成14年10月から東京電力株式会社代表取締役社長、平成20年6月から同社代表取締役会長として、同社が福島県双葉郡a町に設置した発電用原子力設備である福島第一原子力発電所（以下「本件発電所」という。）の運転、安全保全業務に従事していた者である。被告人甲は、平成17年6月から同社常務取締役、原子力・立地本部本部長、平成19年6月から同社代表取締役副社長、同本部本部長、平成22年6月から同社フェローとして、被告人乙は、平成17年6月から同社執行役員、同本部副本部長、平成20年6月から同社常務取締役、同本部副本部長、平成22年6月から同社代表取締役副社長、同本部本部長として、それぞれ丙を補佐して、本件発電所の運転、安全保全業務に従事していた者である。被告人甲、同乙及び丙（以下「被告人ら」という。）は、想定される自然現象により本件発電所の原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、防護措置等の適切な措置を講じるべき業務上の注意義務があったところ、同発電所に小名浜港工事基準面から10mの高さの敷地（以下、同基準面からの高さを「O. P. + 10 m」などといい、敷地の高さを「10m盤」などという。）を超える津波が襲来し、その津波が同発電所の非常用電源設備等があるタービン建屋等へ浸入することなどに

より、同発電所の電源が失われ、非常用電源設備や冷却設備等の機能が喪失し、原子炉の炉心に損傷を与え、ガス爆発等の事故が発生する可能性があることを予見できたのであるから、10m盤を超える津波の襲来によってタービン建屋等が浸水し、炉心損傷等によるガス爆発等の事故が発生する事がないよう、防護措置等の適切な措置を講じることにより、これを未然に防止すべき業務上の注意義務があったのにこれを怠り、防護措置等の適切な措置を講じることなく、漫然と同発電所の運転を継続した過失により、平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）に起因して襲来した津波が、同発電所の10m盤上に設置されたタービン建屋等へ浸入したことなどにより、同発電所の全交流電源等が喪失し、非常用電源設備や冷却設備等の機能を喪失させ、これによる原子炉の炉心損傷等により、①同月12日午後3時36分頃、同発電所1号機原子炉建屋において、水素ガス爆発等を惹起させ、同原子炉建屋の外部壁等を破壊させた結果、被害者3名に傷害を負わせ、②同月14日午前11時1分頃、同発電所3号機原子炉建屋において、水素ガス爆発等を惹起させ、同原子炉建屋の外部壁等を破壊させた結果、被害者10名に傷害を負わせ、③上記水素ガス爆発等により、被害者43名に長時間の搬送や待機等を伴う避難を余儀なくさせた結果、同被害者らを死亡させ、④上記水素ガス爆発等により、a町所在の病院の医師らが同病院から避難を余儀なくさせられた結果、同病院で入院加療中の被害者1名に対する治療及び看護を不能とさせ、これにより同被害者を死亡させた（以下、被害者らの死傷結果を「本件結果」といい、本件地震の発生から本件結果の発生までの一連の事象を「本件事故」という。）。

2 本件の審理経過並びに第1審判決及び原判決の各判断

(1) 本件においては、第1審で公判前整理手続を経て争点及び証拠の整理がされ、第1審以来、被告人らにおいて、本件発電所に一定以上の高さの津波が襲来することについての予見可能性があったと認められるか否かが主たる争点であるとされた。具体的には、本件地震は、平成23年3月11日、三陸沖（牡鹿半島の東南東約130km付近、深さ約24kmで、本件発電所からの震央距離約178km、震源距離約180kmの地点）を震源として発生し、地震の規模を示すマグニチュードはモーメントマグニチュード（震源の物理的な規模を表す地震モーメントから決められる地震の大きさの指標）9.0であり、本件結果は、本件地震に伴い発生した津波が防波堤を越えて、同発電所の10m盤及び非常用海水系ポンプが配置されていた4m盤

の全域が浸水したために、同発電所1号機から3号機までは、電源が失われて原子炉停止後も発熱が続く炉心を冷却する機能を喪失し、原子炉圧力容器内の水位が低下して燃料が気体部分に露出する状態になり、被覆管の材料の化学反応により大量の水素ガスが発生し、水素ガスに着火して原子炉建屋が爆発し、放射性物質が大気に放出されるという経過で引き起こされたものであったところ、同発電所に10m盤を超える津波が襲来することについて、被告人らに予見可能性があったと認められるか否かが問題となった。

(2) 第1審判決は、被告人らにおいて、本件公訴事実に係る業務上過失致死傷罪の成立に必要な予見可能性があったものと合理的な疑いを超えて認定することができず、犯罪の証明がないことになるとして、被告人らは無罪であるとした。

(3) 第1審判決に対し、指定弁護士が控訴し、事実誤認等を主張したが、原判決は第1審判決を是認した。その判断の要旨は、以下のとおりである。

ア 過失における結果回避可能性ないし結果回避義務は、義務を負うべき者に対して結果発生を回避すべき具体的な措置を義務付けるものであるから、それに対応する予見可能性ないし予見義務も、そのような具体的な結果回避措置との関係で論じられるべきである。

そして、本件結果の回避措置として、指定弁護士が、防潮堤設置等の措置を講じて完了させることで本件事故を回避できたとは主張せず、これらの措置の完了までの間、本件発電所の運転停止措置を講じるべきであったと主張していたことを踏まえると、同発電所の運転停止義務を課すにふさわしい予見可能性があったと認められるかが本件の核心であり、また、防潮堤設置等の措置による回避可能性があったという立証も不十分であることなどから、被告人らに、同発電所の運転を停止するという回避措置に応じた予見可能性ないし予見義務があったか否かが問題となる。

イ 指定弁護士は、被告人らにおいて本件発電所に10m盤を超える津波が襲来することの予見可能性があったと認められるとする根拠の一つとして、A社が平成20年3月及び4月に東京電力に報告した津波試算結果（以下「平成20年津波試算」という。）において、O.P.+15.707mの津波が襲来する可能性が示されていたことを挙げている。この試算結果は、文部科学省に設置された地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が平成14年7月に公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）の見解を基に、公益社団法人土木学会原子力土木委員会の下に設置された津波評価部会が同年2月に公表していた「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技

術」という。）の手法に基づいて算出されたものである。したがって、平成20年津波試算に基づいて本件発電所に10m盤を超える津波が襲来することの予見可能性があったと認められるか否かは、長期評価をどのように受け止めるべきであったかという問題と、長期評価の示した見解を基に波源を設定した上で津波評価技術の手法に基づいて数値を算出したことをもって当該数値の示す高さの津波襲来の可能性を認識できたかという問題について検討する必要がある。

ウ（ア） 長期評価は、三陸沖から房総沖までの領域を対象とし、長期的な観点で地震発生の可能性、震源域の形態等について評価して取りまとめたもので、三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りを一つの領域とした上で、同領域におけるプレート間大地震（津波地震）について、明治29年の明治三陸地震と同様の津波マグニチュード（津波の高さの分布を使って算出する地震の大きさの指標）8.2前後の地震が同領域内のどこでも発生する可能性があり、30年以内の発生確率は20%程度であることなどを内容とするものである。

このような長期評価において示された見解は、地震本部において、多数の関連分野の専門家委員らによる審議を経て取りまとめられたものであり、見過ごすことのできない重みを有していたものといえる。

しかしながら、長期評価が、明治三陸地震等のマグニチュード（地震波（地震動）の大きさ（揺れの大きさ）の分布を使って算出する地震の規模を表すもの）8クラスの津波地震と同様の地震が発生する可能性がある領域について、三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りの領域を一まとめに設定した部分は、発生の可能性が否定できない領域を一体として取り扱うという消極的な判断を受け止められる内容であったこと、地震本部自らが、平成15年3月に「千島海溝沿いの地震活動の長期評価について」において、三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）については、発生領域の評価の信頼度も発生確率の評価の信頼度もやや低いものと位置付け、長期評価の見解の信頼度がかなり低いと受け止められる評価を公表したこと、既往地震について性質を共有するものとして捉えた上、同様の地震が福島県沖や茨城県沖の海溝寄りの領域においても発生する可能性があるという見解は一般に受け入れられる素地が十分にあったとも考えられないこと、関係機関等によって長期評価の見解が防災対策に取り込まれることはなく、長期評価の見解が示した領域設定等が十分に受け止められていなかったとみられること等を踏まえると、本件発電所の運転に携わる者らにとって、本件地震当時までの時点において、長期評価の見解は、10m盤を超える津波が襲

来るという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報をもつたとまでは認められない。

また、津波評価技術では、波源域の分布やプレート境界面の形状の分析等を通じて、福島県沖と茨城県沖の日本海溝沿いには波源設定のための領域を設定せず、波源設定のための領域区分等について長期評価とは全く異なる考えが示されていたのであり、両者を組み合わせて計算された水位をもって、本件発電所に10m盤を超える津波が襲来する現実的な可能性を認識させる根拠とすることはできない。

以上によれば、本件地震前に、本件発電所に10m盤を超える津波が襲来する現実的な可能性を認識させるような知見や状況等があったとは認められない。

(イ) 被告人らの認識についてみても、長期評価の見解やこれに基づくA社の平成20年津波試算について、被告人乙が、原子力安全委員会により平成18年に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づき、既設の原子力施設について求められていた耐震安全性の確認（耐震バックチェック）の対策として何らかの検討を行うこととは別に、本件発電所に襲来する現実的な可能性のある津波を想定し、かつ、東京電力において直ちにこれに対する具体的な対策を講じなければならない必要性を示すものとまではいえないと認識したとしてもやむを得ない。被告人甲も、被告人乙から、平成20年8月初旬頃、長期評価の見解に従った試算により本件発電所で高い津波水位が得られたが、長期評価にはよく分からぬ点があるため、長期評価の見解について土木学会に検討を依頼し、その結果に応じて対策工事を行うという方針について報告を受けるなどしており、長期評価や平成20年津波試算に基づいて、同発電所に10m盤を超える津波が襲来する現実的な可能性を認識していたとは認められない。

(ウ) 原子力発電所を運転している原子力事業者にとって、運転そのものを停止することは、事故防止のための回避策として重い選択であつて、そのような回避措置に応じた予見可能性ないし予見義務もそれなりに高いものが要求されるというべきであり、その上、電力事業者は、市民にとって最重要ともいえるインフラを支え、法律上の電力供給義務を負っており、東京電力としても、漠然とした理由に基づいて、その発電量のうち一定の割合を占める本件発電所の運転を停止することはできない立場にあるといえること等も考慮すると、長期評価その他の本件に関わる一連の経緯をもつても、同発電所の運転を停止すべき義務に応じる予見義務を負わせることのできる事情が存在したとは認められない。

3 当裁判所の判断

(1) 本件公訴事実は、東京電力の役員であった被告人らにおいて、本件発電所の原子炉の安全性に関し、防護措置等の適切な措置を講じるべき業務上の注意義務を怠ったというものであり、被告人らにおいて、同発電所に10m盤を超える津波が襲来する現実的な可能性の認識があったことを前提とするものである。

確かに、本件地震前の時点で、長期評価及び津波評価技術が公表されており、長期評価の示した見解を基に波源を設定した上で津波評価技術の手法に基づいて津波水位を算出した平成20年津波試算において、O.P.+15.707mという試算結果が得られていた。しかし、その試算の基となる長期評価の見解については、三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りを一つの領域として、津波マグニチュード8.2前後の規模のプレート間大地震（津波地震）がどこでも発生するなどとした点は、一般に受け入れられるような積極的な裏付けが示されていたわけではない上、地震本部による信頼度の評価も低かっただけでなく、原子力安全に関する行政機関、防災対策に関わる地方公共団体等によつても、全面的には取り入れられていなかつたとみられる証拠が存在し、それらの証拠の信用性につき疑問を生じさせる事情がうかがわぬことなどに照らすと、長期評価の見解は、本件発電所に10m盤を超える津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報をもつたとまでは認められず、被告人らにおいても、そうした現実的な可能性を認識していたとは認められないとの原判決の判断が合理性を欠くものと考えるのは困難である。そうすると、本件公訴事実に係る業務上過失致死傷罪の成立に必要な予見可能性があつたものと合理的な疑いを超えて認定することができず、犯罪の証明がないことになるとして、被告人らを無罪とした第1審判決を是認した原判決に論理則、経験則等に照らして不合理な点があるとはいえない。

(2) 以上によれば、東京電力の役員であった被告人らにおいて、本件発電所の運転停止措置を講じるべき業務上の注意義務が認められないとして、被告人らに無罪を言い渡した第1審判決を是認した原判決は、その法的な評価を含め、相当である。

よつて、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官草野耕一の補足意見がある。

裁判官草野耕一の補足意見は、次のとおりである。
本事件において指定弁護士が設定した訴因（以下「本件訴因」という。）を前提とする限り、原判決を破棄すべき理由を見いだし難いことは法廷意見の述べるとおりであり、私もこれに賛同するものである。にもかかわらず、本件訴因とは異なる（ただし、公訴事

実の同一性は認められる。) 訴因を構成する諸事実に言及しつつ論を進めるることは、あるいは贅言であるとの謗りを免れないかも知れない。しかしながら、本件事故がもたらした未曾有の惨事に思いを致すならば、国と東京電力を規律する法制度の内容を踏まえて、被告人らはいかなる行動をとるべきであったと考えられるのかを明徴とし、もって我が国の歴史に同様の悲劇が繰り返されることのないようにと腐心することは最高裁判所判事に託された職責の一部であると思えることから、以下、あえて私の見解を詳らかにする次第である。

1 本件訴因の要旨は、被告人らが東京電力の枢要な地位にある者として自らの判断により防護措置等を講じることができたことを前提に、本件発電所については10m盤を超える津波の襲来によって人の死傷の結果をもたらすガス爆発等の事故が発生する可能性を予見できたにもかかわらず(この予見可能性のことを、以下「本件予見可能性」という。)、防護措置等の適切な措置(以下、単に「防護措置」という。)を講じることにより、これを未然に防止すべき業務上の注意義務を怠り、漫然と同発電所の運転を継続した過失により、平成23年3月11日に発生した本件地震に起因して襲来した津波(以下「本件津波」という。)による事故により多数人の死傷の結果を生じさせたというものである。確かに、被告人らは、東京電力の取締役会を構成する者として、その判断により、同社をして会社法の規律の下で防護措置の実施に着手せしめることが法律上可能な立場にあった。しかしながら、指定弁護士が主張する防護措置のうち、運転停止措置以外のものについては、本件事故発生前までにこれら全ての措置を完了させることによって本件事故を回避し得たことの立証もなく、本件事故を回避するための措置としては、本件発電所の運転停止措置のみが問題となることは、第1審判決及び原判決が説示するとおりであるところ、同措置は国のエネルギー政策や国民の生活に重大な影響をもたらすものであると認められる。この点に鑑みるならば、被告人らが自らの判断により運転停止措置の実施を決定するためには、本件予見可能性は、被告人らが同決定をしたことについて東京電力のステークホルダーに対する説明責任を果たすに足る程度の蓋然性を備えたものでなければならなかつたと考えざるを得ない。しかるところ、本件地震前に、被告人らにその程度の予見可能性があったとまでは認められず、本件発電所の運転停止措置を講じるべき結果回避義務を課すにふさわしい予見可能性があつたと認めるることはできないとした第1審判決及びこれを是認した原判決の認定、評価に不合理な点は認められない。

2 しかしながら、本件発電所を規律する電気事業法が、国(経済産業大臣)は、事業用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができるとしていた(平成24年法律第47号による改正前の電気事業法(以下「改正前電気事業法」という。)40条。以下、この国による命令等を「技術基準適合命令」という。)ことなどからすると、東京電力が被告人らの判断によって防護措置を実施せずとも、適切なメカニズムの下で自律的に防護措置の実施が開始される仕組みが法制度の中に組み込まれていたというべきである。そして、この仕組みを前提として考えるならば、東京電力の枢要な地位にあった被告人らに課せられていた喫緊の責務は、同社が本件発電所の安全性にとって重要な情報を入手した場合にはそれを速やかに国に報告し、もって上記の仕組みの下で防護措置が適時に実施されることを可能ならしめることであったのではないであろうか。以下、項を改めて具体的に論を進めたい。

3(1) 第1審判決及び原判決が認定したところによれば、次の各事実を認めることができる。

ア 土木学会原子力土木委員会の下に設置された津波評価部会が、原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法を提案するものとして、平成14年2月に公表した津波評価技術は、プレート境界型地震に伴う津波について、評価地点に最も大きな影響を及ぼしたと考えられる既往津波を選定し、その既往津波の沿岸における痕跡高を最もよく説明できる断層モデルを基に基準断層モデルを設定した上で、想定津波の不確定性を設計津波水位に反映させるため、基準断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、評価地点に最も影響を与える津波に基づいて設計津波水位を求めるなどを内容としていた。

イ 地震防災対策特別措置法に基づいて文部科学省に設置され、関係機関の職員及び学識経験者から構成される地震本部が、三陸沖から房総沖にかけての日本海溝沿いの領域を対象とした長期的な観点での地震発生の可能性、震源域の形態等についての評価を取りまとめたものとして、平成14年7月に公表した長期評価は、明治三陸地震と同様の地震が上記領域内のどこでも発生する可能性があること等を内容としていた。

ウ 原子力安全委員会が、発電用軽水型原子炉の設計許可申請及び変更許可申請に係る安全審査のうち、耐震安全性の確保の観点から耐震設計方針の妥当性に

ついて判断する際の基礎を示すことを目的として、平成18年9月に改訂した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下、改定後のものを「新耐震指針」という。）は、発電用軽水型原子炉施設について、その供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、上記原子炉施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを十分考慮した上で設計されなければならないとしており、これを受けて、原子炉安全・保安院（以下「保安院」という。）は、同月、東京電力を含む発電用原子炉施設の設置者等に対し、既設の発電用原子炉施設等について、新耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、その結果を報告するよう指示した。

エ 東京電力は、長期評価に基づいて本件発電所に到来する可能性のある津波を評価すること等を関連会社であるA社に委託し、同社は、長期評価に基づいて福島県沖から房総沖の日本海溝寄りの領域に明治三陸地震の断層モデルを設定した上で、津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って津波の試算を行い、同発電所の10m盤の敷地（以下「本件敷地」という。）の南側において、最大でO.P.+15.707mの津波高が算出されるという結果（平成20年津波試算）を得るに至った。この結果は、平成20年4月頃、東京電力に伝えられた。

(2) 以上の諸事実、就中、①長期評価は、地震防災に関する公的専門機関である地震本部の研究成果を反映したものとして、（関係者間において全面的な賛同が得られるものではなかったとしても）見過ごすことのできない重みを有していたといえること、②東京電力は、新耐震指針に基づき、耐震安全性の評価を実施し、その結果を国（保安院）に報告するよう求められていたこと、③（津波評価技術を長期評価に正しく適用した結果であるところの）平成20年津波試算によて算出されたO.P.+15.707mの津波高は、本件敷地に多大な影響を及ぼし得るものとみることができること等に鑑みると、東京電力は、平成20年津波試算を速やかに国に報告すべき義務を負っていたというべきである（以下、この義務を「本件報告義務」という。）。にもかかわらず、東京電力は、2年10か月以上もの長きにわたり本件報告義務の履行を怠り、ついに平成20年津波試算を国へ報告したのは本件津波の襲来の4日前である平成23年3月7日のことであった。

(3) 電気事業法の下においては、本件発電所の各原子炉（以下「本件各原子炉」という。）は13か月以内の間隔で経済産業大臣が行う定期検査を受けることを義務付けられており（改正前電気事業法54条1項、

平成20年経済産業省令第62号による改正前の電気事業法施行規則91条2号等）、定期検査の期間中は原子炉の運転が停止され、定期検査においては、その対象となる工作物が技術基準に適合していることの確認が求められていることに照らすと（改正前電気事業法55条2項参照）、技術基準適合命令の内容を充足する防護措置を完了しなければ定期検査が終了することはないと考えられる。法制度に組み込まれていたかかる仕組みを踏まえると、被告人らが本件報告義務を速やかに履行していたとすれば、国は、その後遅滞なく東京電力に対して平成20年津波試算が想定する津波に対する防護措置を講じることを命ずる旨の技術基準適合命令を発令し、当該技術基準適合命令発令後遅くとも13か月以内には主要建屋が本件敷地に配置されている本件各原子炉は全て運転を停止するに至り、その結果、本件津波の襲来時には、当該本件各原子炉は全て運転を停止しており、本件津波によって当該本件各原子炉が全電源を喪失しても本件結果を回避できた可能性があったのではないかと思われる（ただし、本件報告義務の履行を受けて国が遅滞なく技術基準適合命令を発令していたといえるかについては、かかる命令を発令すべきであったか否かという規範的問題との関係性も含めて慎重な検討が必要であろう。なお、本件報告義務の履行の結果発令される技術基準適合命令に基づいて東京電力が実施する防護措置が本件津波の襲来時までに完了したとは到底考えられないことから、これを完了していた場合の結果回避可能性について検討する必要はない。）。

4 以上によれば、本事件においては、本件結果の発生との間に因果関係が認められる可能性があると考えられる本件報告義務の懈怠を過失行為として犯罪の成否を論じる余地もあり得たのではないかと思われる。しかしながら、本件報告義務の懈怠が本件訴因に含まれないことは明らかであるから、第1審及び原審がこの点を審理の対象としなかったことが違法であるとは認められず、同時に、現行の刑事訴訟制度の下においては第1審及び原審が指定弁護士に対して訴因変更を命じ又は促さなかつたことが違法であると解することもできない。そして、本件訴因に対する第1審判決及び原判決の認定、評価について不合理な点が認められないことは上記のとおりであるから、私も法廷意見に賛同する次第である。

（裁判長裁判官 岡村和美 裁判官 草野耕一 裁判官 尾島 明）

記事

◎叙位・叙勲（1月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和7年1月、死亡者のみ）」のとおり

◎遺族追賞（2月分）

別紙「遺族追賞（令和7年2月分）」のとおり

◎人事異動

定年退官

福岡簡易裁判所判事 山本奉文
(3月7日)

依願退官

水戸地方・家庭裁判所判事補 薦田淳平
(3月10日)

司法研修所教官

東京地方裁判所判事 菊川孝之
同 花田隆光
(以上3月12日)

名古屋高等裁判所判事

東京高等裁判所判事 市原志都

東京高等裁判所判事

東京地方裁判所判事 三貫納 隼
(以上3月13日)

依願退官

東京高等裁判所判事 篠原淳一
(3月14日)



最 高 裁 判 所 規 則

『不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則について』

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則（令和七年最高裁判所規則第六号）が、令和七年三月七日に公布されました。この規則は、本年四月一日から施行されます。

◎不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則（令和七年三月七日公布 最高裁判所規則第六号）

規則Ⅱ別添1のとおり

法 律 等

『情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について』

標記の法律案が、令和七年二月二十八日、第二百十七回国会に提出されました。

この法律案は、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等に関与する国民の負担軽減並びに手続の円滑化及び迅速化に資するため、手続において取り扱う書類について電磁的記録としての作成等及び電子情報処理組織を使用する方法等による発受並びに対面で行われる手続について映像と音声の送受信により行うことに関する規定を整備するとともに、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての处罚規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等の措置を講ずる必要があることを理由として、提出されたものです。

◎情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

法律案Ⅱ別添2のとおり

(別紙)

叙 位 ・ 叙 級 (令和7年1月、死亡者のみ)

元岡山地方裁判所民事首席書記官	藤 枝 明	1. 1	従五位
元堺簡易裁判所判事	枠 田 正 博	1. 5	従四位
元岐阜地方裁判所事務局資料課長	田 中 喜代夫	1. 5	従六位 瑞双
元甲府家庭裁判所事務局長	笛 嶋 誠	1. 7	従五位 瑞双
元日本弁護士連合会理事	柿 崎 喜世樹	1. 7	従五位
元札幌高等裁判所判事	平良木 登規男	1. 8	従四位 瑞小
元大阪地方裁判所主任書記官	八 木 裕 之	1. 8	従六位
元前橋家庭裁判所首席書記官	池ノ内 潔	1. 16	正五位 瑞小
神戸家庭裁判所明石支部主任書記官	鎌 田 康 宏	1. 26	正六位 瑞双

(別紙)

遺族追賞(令和7年2月分)

元新潟地方・家庭裁判所調停委員	斎藤直子	12.13	銀杯
-----------------	------	-------	----

◎最高裁判所規則第六号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月七日

最高裁判所

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利	不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利

について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。 最高裁判所事務総局経理局長 高等裁判所事務局長 地方裁判所長	について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。 最高裁判所事務総局経理局長 高等裁判所事務局長 地方裁判所長
家庭裁判所長（水戸、柏崎、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、岡山、山口、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、那覇、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、钏路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）	家庭裁判所長（水戸、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、钏路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

最高裁判所長官 今崎幸彦

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び検索」を「検索等」に改める。

第四十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第三百五十七条の六第四項」を「第三百五十七条の六第五項」に改める。

第一細第九章の章名中「及び検索」を「検索等」に改める。

第九十九条第一項ただし書中「但し、特別の定」を「ただし、特別の定め」に改め、同条第二項中「した電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第九十九条の二を削る。

第一百二条の次に次の二条を加える。

第一百二条の二 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録提供命令(次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める方法により必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令をいう。以下同じ。)をすることができる。

一 電磁的記録を保管する者 次のイ又はロに掲げる方法

イ 電磁的記録を記録媒体に記録させ又は移転させて当該記録媒体を提出させる方法

ロ 電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ又は移転させる方法

一 電磁的記録を利用する権限を有する者(前号に掲げる者を除く。) 同号イ又はロに掲げる方法

(電磁的記録を記録媒体に記録させるものに限る。)

電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。

第一百五条の二 前三条の規定は、電磁的記録提供命令(第一百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)による電磁的記録の提供について準用する。この場合において、第一百三条

及び前条中「又は所持する物」とあるのは、「その他利用する権限を有する電磁的記録」と読み替えるものとする。

第一百六条中「記録命令付差押状」及び「記録命令付差押状」を削る。

第一百七条第一項中「記録命令付差押状」及び「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を削り、同条第三項中「記録命令付差押状」及び「これを」を削る。

第一百八条第一項及び第二項中「記録命令付差押状」を削り、同条第四項中「記録命令付差押状」及び「これを」を削る。

第一百九条及び第一百十条中「記録命令付差押状」を削る。

第一百十一条第一項中「記録命令付差押状」を削り、「はず」を「外し」に改め、「記録命令付差押え」を削り、「である」を「とする」に改め、同条に次の二項を加える。

電磁的記録提供命令(第一百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)

により電磁的記録を提供させたときは、当該電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他

第一百二条の二を削る。

第一百四条第一項中「記録命令付差押状」を削り、同条第二項中「除いて」を「除き」に改め、「記録命令付差押状」を削る。

第一百四十五条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百四十六条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百四十七条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百四十八条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百四十九条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十一条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十二条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十三条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十四条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十五条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十六条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十七条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十八条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十九条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百六十条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百六十一条第一項中「記録命令付差押状」を削る。

第一百五十五条の二 前三条の規定は、電磁的記録提供命令(第一百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)による電磁的記録の提供について準用する。この場合において、第一百三条

提供を命ずるものに限る。)による電磁的記録の提供について準用する。この場合において、第一百三条

た」を「次の各号に掲げる」に、「差押えを受けた者」及び「当該差押えを受けた者」を「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第百十条の二の規定により磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体 差押えを受けた者

二 電磁的記録提供命令（第一百一条の二第一項第一号イに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この号において同じ。）により提出させた記録媒体 電磁的記録提供命令を受けた者

三 第百二十三条の次に次の二条を加える。

第百二十三条の二 電磁的記録提供命令（第一百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、当該電磁的記録提供命令を受けた者に保管させないとする理由がなくなつたときは、当該者の請求により又は職権で、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該者に対し、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

前条第四項の規定は、前項の決定について準用する。

第百二十四条の次に次の二条を加える。

第百二十四条の二 正当な理由がなく、第一百二条の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第一百五十五条第一項中「又は検索」を「（電磁的記録提供命令（第一百一条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。第四項において同じ。）、検索又は電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。同項において同じ。）」に改め、同条第四項中「又は検索」を「（検索又は電磁的記録提供命令）に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百五十七条の六第二項中「は、証人」の下に「（国内にいる者に限る。以下この項及び次項において同一。）」を「（他の裁判所の構内にある場所その他）」を加え、「裁判所の規則で定める」を「適当と認める」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 証人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

第六百五十七条の六第二項に次の三号を加える。

四 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、その年齢、心身の状態、遭遇の実施状況その他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により証人が精神の平穡を著しく害され、その遭遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

七 証人が身体の拘束を受けている場合であつて、同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

八 証人にさせる供述が鑑定に属するものである場合であつて、その職業、健康状態その他の事情により証人がその尋問の日時に同一構内に出席することが著しく困難であり、かつ、証人の重要性、審理の状況その他の事情により当該日時に尋問することが特に必要であると認めるとき。

第六百五十七条の六第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前項第四号」を「同項第五号から第八号まで」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

前二項に規定する場合のほか、裁判所は、証人を尋問する場合において、前二項に規定する方法のいずれかによつて尋問することについて検察官及び被告人に異議がなく、証人の重要性、当該方法によつて尋問するとの必要性その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当該方法によつて、尋問することができる。

第六百七十七条第一項中「除いて」を「除き」に改め、「これを」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第六百五十七条の六第一項中「ときは、」とあるのは、「とき、又は鑑定人を尋問する場合（鑑定の経過及び結果に関する尋問をする場合を除く。）において、相当と認めるときは、」と読み替えるものとする。

第六百七十八条第一項中「これを」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第六百七十九条において準用する第六百五十七条の六第一項中「場合において、次に掲げる場合であつて」とあるのは「場合において」と、「方法に」とあるのは「方法（当該方法による

通訳又は翻訳が著しく困難であるときにつては、音声の送受信により同時に通話をすることができる方法)に」と読み替えるものとする。

第一百七十九条第一項中「捜索」を「電磁的記録提供命令（第二百二十二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。」、「捜索、電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）」に改める。

第一百八十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第一百五十七条の六第四項」を「第一百五十七条の六第五項」に改める。

第一百九十七条第一項中「取調べ」を「取調べ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の規定」を「の定め」に改め、同条第三項中「又は記録命令付差押えをするため」を「をし、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させるため」に、「書面で」を「書面又は電磁的記録によつて」に、「当該電磁的記録」を「当該求めるに係る電磁的記録」に、「又は記録命令付差押えをする必要」を「をし、又は電磁的記録提供命令により当該電磁的記録を提供させる必要」に改める。

第一百八十二条第一項中「記録命令付差押え、捜索」を「捜索、電磁的記録提供命令」に改め、同条第六

項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

第三項の許可の請求は、前項の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察員からしなければならない。

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第三項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたときは、自ら又は当該命令を受けた者の請求により、これを取り消さなければならぬ。

第一百八十二条第一項の次に次の二項を加える。
検察官、検察事務官又は司法警察職員は、電磁的記録提供命令をする場合において、必要があるときは、第一百七十七条に規定する「ただし、第一百七十七条各号に掲げる」に改め、同条第六項中「差押」を「差押え」に改め、同条に次の五項を加える。

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定により電磁的記録提供命令をする場合において、第一項において適用する第二百十条の規定による令状の提示のため必要があるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。
前項の許可の請求は、第二百八十五条の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察職員からしなければならない。

裁判官は、第八項の許可をするときは、第二百十八条の令状に立ち入るべき場所を記載しなければならぬことを漏らしてはならない旨を命ずることができる。
第二百十九条第一項中「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」を削り、「身体若しくは物」の下に「提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者」及び「提供の方法」を加え、「記録命令付差押え、捜索又は検証に着手する」を「捜索若しくは検証に着手」

し、又は電磁的記録提供命令をする」に改め、同条第三項中「これを」を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

裁判官は、前条第三項の許可をするときは、同条の令状にその旨を記載しなければならない。
第一百一十二条第一項中「第一百二条」を「第一百二条、第三条」に、「から第一百十二条まで」を「第一百十二条の二前段、第一百十二条第一項前段及び第二項、第一百十二条の二前段、第一百十二条」に、「及び第一百二十二条の二前段、第一百二十二条第一項から第三項まで並びに第一百二十四条」に、「第一百二十二条の二」を「の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定によつてする電磁的記録提供命令（第二百二十二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）について、第一百五十五条の二、第一百十条、第一百一条第三項、第一百二十条第二項及び第三項並びに第一百二十三条の二第一項の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定によつてする電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録提供命令を提供させることを含む。）について、第一百十条、第一百一条の二前段に、「これを」を「それぞれ」に改め、同条第三項中「記録命令付差押え」を削り、同条第三項中「これを」を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

一 錠を外すこと。

二 何人に対しても、検察官、検察事務官又は司法警察職員の許可を受けないで令状の提示をする場所に出入りすることを禁止すること。

三 この項（前号に係る部分に限る。）の規定による处分に従わない者について、これを退去させ、又は令状の提示が終わるまでこれに看守者を付すること。

第八項の規定にかかるらず、日出前、日没後には、第一百八条の令状（第十項の規定により立ち入るべき場所が記載されたものに限る。）に夜間でも令状の提示をできる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、同条の規定により電磁的記録提供命令をする場合における第一項において準用する第一百十条の規定による令状の提示のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。ただし、第一百七条各号に掲げる場所については、この限りでない。

第二百二十二条の二を第二百二十二条の三とし、第二百二十二条の次に次の二条を加える。

第一百二十二条の二 正当な理由がなく、第二百十八条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条

より提供させた電磁的記録を記録した記録媒体に」に改める。

第三百五条第五項及び第六項中「第一百五十七条の六第四項」を「第一百五十七条の六第五項」に改める。

第三百七条の二中「乃至第三百一条」を「から第三百一条まで」に、「乃至前条」を「から前条まで」に、「証拠調」を「証拠調べ」に改め、同条を第三百七条の二とし、第三百七条の次に次の二条を加える。

第三百七条の二 検察官、被告人又は弁護人の請求により、電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、証拠となる事項に応じ、その取調べを請求した者に、その内容を朗読させ、表示させ、又は再生させなければならない。ただし、裁判長は、自らこれらの措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせることができる。

裁判所が職権で電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、自ら前項に規定する措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にこれらの措置をとらせなければならない。

第三百五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による措置について準用する。

第三百六条の十五第一項第九号中「押収手続記録書面（押収手続）を「押収手続等記録書面（押収手

第三項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第二百七十条第一項中「且つ」を「及び」に改め、同条第二項中「第一百五十七条の六第四項」を「第一百五十七条の六第五項」に改める。

第二百九十二条の二第六項中「及び第一項」を「、第二項（第八号に係る部分を除く。）及び第三項」に改める。

第三百四十六条の次に次の二条を加える。

第三百三条中「及び搜索」を「（電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及び電磁的記録提供命令（同号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）に、「物に」を「物及び電磁的記録提供命令（同号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に

第三百四十六条の二電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、没収の旨渡しがないときは、当該電磁的記録の複写を許す旨渡しがあったものとする。ただし、不正に作られた電磁的記録については、この限りでない。

第三百四十六条の次に次の二条を加える。

第三百四十六条の二電磁的記録提供命令（第二百二条の二第一項第一号に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、没収の旨渡しがないときは、当該電磁的記録の複写を許す旨渡しがあったものとする。ただし、不正に作られた電磁的記録については、この限りでない。

第三百五十条の二十四第一項中「第三百七条」を「第三百七条の二」に改める。

第四百二十条第二項中「又は押収物の返付」を「（電磁的記録提供命令（第百二条の二第一項第一号イ

（掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、押収物の返付、電磁的記録提供命令（同号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）又は第五百一十三条の二第一項（第五百一十三条各項十頁ご掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）

おいて読み替えて準用する場合を含む。) の規定による複写」に改める。

第四百二十九条第一項第二号中「又は押収物の還付」を「（電磁的記録提供命令（第二百二十二条の二第一項

第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。) を含む。)、押収物の還付、電磁的記録提供命
令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)又は第二百二十三条の二第一項(第五百十三条
第十項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による複写」に改め、同条第二項中「これを」
を削る。

第四百三十一条第一項中「若しくは押収物の返付」を「（電磁的記録提供命令（第一百一一条の二第一項第一
百四十九条第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、押収物の返付、電磁的記録提供命令
（同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、第二百十八条第三項の規定による命令若しくは

は第二百一十二条第一項若しくは第五百三十三条第六項において準用する第二百二十三条の二第一項の規定による複写」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「取消」を「取消し」に改める。

卷之三

第四百九十九条の二第一項を次のように改める。

前条第一項の規定は第百一十三条第三項の規定による交付又は複写及び第一百一十三条の二第一項の規定による交付又は複写及び

百二十三條の二第一項の規定による複写について、それぞれ適用する。

第五百九条第一項中「記録命令付差押え、検索」を「検索、電磁的記録提供命令」に改める。

し、又は電磁的記録提供命令をする」に改める。

第五百十一条第一項中「記録命令付差押え」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第五百一十二条 裁判所又は裁判官は
裁判の執行に關して必要があると認めるときは、電磁的記録提
供命令をすることができる。

前項の規定による電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してする

અનુભૂતિ

第五百三十二条第一項中「第二百一十九條から」を「第二百一十二条 第二百一十九條から」に

第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九条の規定によつてする電磁的記録提供命令（第二百一十九条 第二項第一項）に改め、「複数にして」の下に「五百十一条及び第二百二十二条」を加え、「読み替える」を「同条第八項、第十一項及び第十二項中「第一項」とあるのは「第五百十三条第一項」と、同条第九項中「第二百八十八条第五項」とあるのは「第五百九条第三項」と、同条第十項及び第十二項中「第二百八十八条第五項」とあるのは「第五百九条第三項」と読み替える」に改め、同条第一項中「記録命令付差押え」を削除する。

り、同条第六項中「第一百一一条から」を「第一百二条、第一百三条から」に、「から第一百一十二条まで」を「第一百十九条、第一百二十条第一項、第一百二十一条」に、「前二条」を「前三条」に、「押収」を「押収（電磁的記録提供命令（第一百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）」に、「第五百十三条第六項」を「第五百十三条第七項」に改め、同条第七項中「記録命令付差押え」を削り、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第五百十三条第九項」を「第五百十三条第十項」に改め、同条第十項中「第六項」を「第七項」に、「複写」を「複写並びに第六項及び第十項において読み替えて準用する第一百一十三条の二第一項の規定による複写」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

- 20 -

るの「裁判の執行を受ける者」と、第二百二十三條の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」を読み替えるものとする。

（第五百七条—第五百十六条）
する調査に改める
（条）

五百五条の二、五百十条、五百十一条第三項、五百二十一条第二項及び第三項、五百二十三条の二第一項並びに五百二十二条第八項から第十二項までの規定は、検察官が第五百九十九条の規定によつてする電磁的記録提供命令（五百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について準用する。この場合において、第五百五条の二において読み替えて準用する第五百五条ただし書中「被告人」とあるのは「裁判の執

- 21 -

行を受ける者」と第百一十二条の二第一項中「被告事件」とあるのは「裁判の執行」と第二百一十九条第一項及び第二項中「第一項」とあるのは「第五百十三条第六項」と、同条第九項中「第二百八十五条第五項」とあるのは「第五百九条第三項」と、同条第十項及び第十一項中「第二百十八条规定」であるのは「第五百九条」とする。

第五百十三条の次に次の二条を加える。

この場合において、三種類の記録に関する最初第1に記載せるのが全部第1に在る方實驗室所であると同時に、該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものと見ることとする。又はその内容を表示したものを複写し、又はその内容を表示したものを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示したものを複写し、若しくは再生したものと見ることとする。

この場合において、当該記録に関する書類又は記載物の全部又は一部が複数回複数回あるときは、該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものと見なす。又はその内容を再生したものと見なす。若しくは再生したものと見なす。若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第五百一十二条の二 正当な理由がなく、第五百九条第一項又は第五百十一条の二第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

次の二項を加える

前項の場合において、次に掲げる行為をするについては、裁判長の許可を受けなければならない

一 証拠物を膳写する」と（次母及び第三母に掲げるものを除く。）。

二訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である。

THE JOURNAL OF CLIMATE

第二条 刑事訴訟法の一部を次のよう改正する。

目次中「第六章 善類及び送達（第四十七条—第五十四条）」を「第六章 善類及び送達（第四十七条—第五十四条）」とし、第六章の二 電子情報処理組織によ

- 22 -

第五十四条

る申立て等（第五十四条の二—第五十四条の四）に、〔第一百八十九条〕を〔第一百八十九条の二〕に、

第二章 裁判の執行に関する調査（第五百七条—第五百十六条）を
「第二章 裁判の執行に関する調査（第五百七条—第五百十六条）」

第八編 雜則（第五百十七）

第四十条の二 弁護人は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類又は証拠物が裁判所の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）に储えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されている場合においては、裁判長の許可を受けて、電磁的方法（電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と弁護人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

る場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの）を電磁的記録として記録する方法により照写すること。

第四十条の次に次の二条を加える

卷之三

で記録する方法により譜写すること。

る場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの) を電磁的記録として

- 24 -

う。) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものをいふ。) により、これを閲覧し、又は譲り取ることができる。

前条第一項後段の規定は前項の規定による閲覧又は譲り取について、同条第三項の規定は前項の規定による譲り取について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「次

条第一項及び同条第二項において準用する第一項後段」と読み替えるものとする。

第四十六条に次の二項を加える。

裁判官が電磁的記録であるとき、又は裁判官が電磁的記録である調書に記録されているときは、被告人

その他の訴訟関係人は、自己の費用で、当該裁判官又は当該調書に記録されている事項の全部又は一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判官又は当該調書に記録されている事項と同一であるとの証明がされたものの提供を請求することができる。

第四十八条第二項中「記載しなければ」を「記録しなければ」に改め、同条第三項中「速かに」を「速やかに」に、「これを整理しなければ」を「ファイルに記録しなければ」に改め、同項たゞし書中「調書」を「公判調書」に、「整理すれば」を「ファイルに記録すれば」に改め、同条第一項の次に次の二項

を加える。

公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。

第四十九条中「これを閲覧する」を「その内容を表示したものを見ることを閲覧し、又はその内容を再生したもの

を視聴する」に、「朗読」を「内容の朗読」に改める。

第五十条第一項中「整理されなかつた」を「ファイルに記録されなかつた」に、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に、「に記載しなければ」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。) 次条第一項、第六十五条第二項、第一百五十七条の六第五項、第一百九十八条及び第二百四十一條第三項において同じ。) に記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項中「整理されなかつた」を「ファイルに記録されなかつた」に、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第五十一条第一項中「の記載」を「の記録」に、「申立て」を「申立て」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第二項中「整理されなかつた」を「第四十八条第三項たゞし書中「第四十八条第三項たゞし書」に、「整理された調査」を「ファイルに記録された公判調書」に、「整理ができた」

を「ファイルに記録された」に改める。

第五十二条中「記載されたものは、」を「記録されたものは、当該」に改める。

第五十三条第一項たゞし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第八十二条第二項但書」を「第八十二条第二項たゞし書」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第一項の訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、同項の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを見ることを閲覧し、又はその内容を再生したものを見ることとする。

- 25 -

第五十四条中「書類の」を削り、「第百条第一項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款」を「第一百九十八条の四及び第一編第五章第四節第四款」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百九条の二第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

第一編第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 電子情報処理組織による申立て等

第五十四条の二 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述(以下「申立て等」という。) であつて、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条において同じ。) を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができる。

前項の方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもつてするものとして規定したこの法律の規定に規定する書面をもつてされたものとみなして、この法律その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。ただし、当該法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したものとみなす。

第五十四条の三 檢察官及び弁護士である弁護人は、申立て等については、口頭でする場合を除き、裁判

- 26 -

- 28 -

所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織を使用して当該申立て等に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりしなければならない。ただし、次に掲げる申立て等については、この限りでない。

一 令状の請求

二 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第八章又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十五号）第十七条若しくは第十八条の罪に係る事件に係る略式命令の請求及びこれと同時に公訴の提起（これらの事件の簡易かつ迅速な処理に関する第則で定める様式の書面によりするものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、裁判所の規則で定める申立て等

前項の規定は、検察官又は弁護士である弁護人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をすることができない場合には、適用しない。

よることができる。

第六十三条中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

召喚状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 召喚状が書面による場合 記名押印すること。

二 召喚状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第六十四条第一項中「有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

第五十四条の四 申立て等が、書面によりされたとき（前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。）、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第六十一条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聞く場合において、裁判所に被告人を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、刑事施設に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる。

第六十二条 二種の方法によつて、当該手続をすることができる。この場合においては、被告人に対し、あらかじめ、裁判所が当該手続をする旨を告げなければならぬ。

第六十二条に次の二項を加える。

召喚状、勾引状又は勾留状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録に

一 勾引状又は勾留状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状を返還しなければならない旨

二 勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（第七十条第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判長又は受命裁判官に提出しなければならない旨

第六十四条第三項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

勾引状又は勾留状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 勾引状又は勾留状が書面による場合 記名押印すること。

二 勾引状又は勾留状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（勾引状

又は勾留状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示される」となるものに限る。」をとる」と。

第六十五条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第六十六条第五項中「ついてこれを」を「ついて」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第七十三条第一項中「これを被告人に示した」を「被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとった」に、「且つ」を「かつ、」に、「場所に」を「場所にこれを」に改め、同項に次の各号を加える。

一 勾引状が書面である場合 勾引状を示すこと。

二 勾引状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾引状に記録された事項及び第六十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の

氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第七十三条第二項中「これを被告人に示した」を「被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとった」に改め、同項に次の各号を加える。

第九十八条第二項中「前項の書面を所持しないためこれを示す」を「前項各号に掲げる措置をとる」に改め、同項ただし書き削り、同項に後段として次のように加える。

一 当該決定が書面である場合にあつては、その副本を示し、当該決定が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、当該決定に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 当該決定が書面である場合にあつては、その副本を示し、当該決定が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、当該決定に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

- 33 -

て」に改める。

第九十八条第一項中「勾留状の副本及び」を「被告人に対し、勾留状について第一号に掲げる措置をとるとともに、」に、「の副本又は」を「又は」に、「の副本を被告人に示して」を「について第二号に掲げる措置をとった上、」に改め、同項に次の各号を加える。

一 勾留状が書面である場合にあつては、その副本を示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の

氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

- 35 -

じ、当該各号に定める措置をとった」に改め、「刑事施設に」の下に「これを」を加え、同項に次の各号を加える。

一 勾留状が書面である場合 勾留状を示すこと。

二 勾留状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の

氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第七十三条第三項中「を所持しないためこれを示す」を「について第一項各号又は前項各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書き削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、できる限り速やかに、同項各号に掲げる措置をとらなければならない。

第九十八条第三項中「これを」を削る。

第九十九条第二項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方

式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第一百六条に次の一項を加える。

差押状又は搜索状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることがができる。

第一百七条第一項中「有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず今状はこれを返還しなければならない旨並びに」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項及び」に、「裁判長が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

第七十七条第三項中「第六十一条ただし書」を「第六十一条第一項ただし書」に改め、同条第四項中「これを」を削る。

第九十四条第三項中「差し出した保証書を以て」を「提出した保証書（電磁的記録を含む。）をもつ

- 36 -

二 差押状又は搜索状が電磁的記録による場合 有効期間並びにその期間経過後は執行に着手すること

ができず検察官及び検察事務官又は司法警察職員（次条第一項ただし書の規定により裁判所書記官又

は司法警察職員に執行を命ずる場合にあっては、裁判所書記官又は司法警察職員）の使用に係る電子

計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとつた

旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨

第一百七条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「第六

十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

差押状又は搜索状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長が当該各号に定める措置をとらなければならぬ。

一 差押状又は搜索状が書面による場合 記名押印すること。

二 差押状又は搜索状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（差押状又は搜索状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したとき）、併せて裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

び第百七条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第百十九条中「交付しなければ」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提供しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第百二十条第一項中「その」を「書面又は電磁的記録をもつてその」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第一百五十七条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の輕重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがない、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の

第一百八条第一項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第一百十条中「又は搜索状」を「について」に、「これを示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 差押状が書面である場合 差押状を示すこと。

二 差押状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、差押状に記録された事項及び第一百七条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は处分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第一百十条に次の二項を加える。

搜索状については、処分を受ける者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 捜索状が書面である場合 搜索状を示すこと。

二 捜索状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、搜索状に記録された事項及

び第一百七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長の氏名を、電子計算

機の構内にある場所その他の同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下この項並びに第百五十七条の六第一項及び第二項において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識

しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。この場合において、その場所に在席した被告人は、その尋間に立ち会つたものとみなす。

一 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に苦を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭する事が著しく困難であると認めるとき。

第一百十一条に次の二項を加える。

弁護人は、裁判所が前項の規定により証人を尋問するときは、被告人が在席する場所に在席することができる。この場合において、その場所に在席した弁護人は、その尋間に立ち会つたものとみなす。

第一百五十七条の五第一項中「次条第一項及び第二項に規定する」を「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする」と改める。

第百五十七条の六第一項中「（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第四項中「記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）」を「録音及び録画を同時にを行う方法により電磁的記録として記録し、これをファイルに改め、

同条第五項中「証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して」を「ファイルに記録した電磁的記録は、」に改める。

第百六十七条第五項中「（の定）」を「（の定め）」に改め、「（これを」を削り、同項ただし書中「（但し）」を「（ただし）」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

鑑定留置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第一百六十八条第二項を次のように改める。

裁判所は、前項の許可をするには、許可状を発して、これをしなければならない。

第一百六十八条第三項中「附する」を「付する」に改め、同条第四項中「許可状を示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各

号を加える。

一 第二項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと。

二 第二項の許可状が電磁的記録である場合 裁判所の規則の定めるところにより、同項の許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第一百六十八条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第六項中「（これを」を削り、

同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の許可状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

二 第二項の許可状が書面である場合 同項の許可状を示すこと。

三百六十九条第一項中「（電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を「（電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

第一百八十条第一項中「書類」の下に「（電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を「（電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを見渡し、又はその内容を再生したものを見渡す方法によるものとし、当該電磁的記録の複写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものとし、

若しくは再生したものを見渡し若しくは記録する方法によるものとする。

第一百八十二条第二項中「前項」を「前二項」に、「記録媒体」を「電磁的記録」に改め、同条第三項中「第一項の（」を「前条第一項の処分に関する」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の場合において、弁護人が次に掲げる行為をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

一 証拠物を複写すること（次号及び第三号に掲げるものを除く。）。

二 前条第一項の処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録について、これを複写する方法により複写すること。

三 前条第一項の処分に関する書類又は証拠物（当該処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの）を電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示し又は再生したもの）を電

磁的記録として記録する方法により複写すること。

第一百八十三条に次の二項を加える。

前項本文の場合において、前条第一項の処分に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを見渡し、又はその内容を再生したものを見渡す方法によるものとする。

第一編第十四章に次の二項を加える。

第一百八十四条の二 檢察官は、第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合においては、電磁的方法（電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と検察官の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて裁判所の規則で定めるものをいう。）により、これを閲覧し、及び複写することができる。

弁護人は、前項に規定する場合においては、裁判官の許可を受けて、第四十条の二第一項に規定する電磁的方法により、第百七十九条第一項の処分に関する書類又は証拠物を閲覧し、又は複写することが

規定による措置をとる」に、「記載された」を「記載され又は記録された」に、「記載が」を「記載又は記録が」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、できる限り速やかに、前項の規定による措置をとらなければならない。

第一百三十三条第一項中「とともに」を「並びに電磁的記録と共に」に改める。

第一百五十三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

検察官は、刑事施設に被疑者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定により弁解の機会を与えるときは、被疑者に対し、あらかじめ、検察官が同項の規定により弁解の機会を与える旨を告げなければならない。

第一百七十三条第一項中「被疑者に示す」を「勾留状を執行するための措置に用いる」に、「記載」を「記載又は記録」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第二項中「被疑者に示す」を「勾留状を執行するための措置に用いる」に、「記載した」を「記載」又は「記録した」に、「交付する」を「提供する」に改める。

第一百九十三条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨」を「次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を返還しなければならない旨

二 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、捜索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から令状を消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置を行つた旨を記録した電磁的記録提供命令をすることができず令状を記録しなければ」を「記載」又は「記録しなければ」に改め、同条第四項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一百九十九条第一項及び第三項中「同条」を「同条第一項」に、「記載しなければ」を「記載」又は「記録しなければ」に改め、同条第四項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一百七十三条第三項中「被疑者に示す」を「第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定による措置に用いる」に、「記載した」を「記載」又は「記録した」に、「交付する」を「提供する」に改め、同条第五項中「を」を「について」に、「示さなければ」を「対し、それぞれ第一号又は第二号に掲げる措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 勾留状が書面である場合にあつては、これを示し、勾留状が電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、勾留状に記録された事項及び勾留状にとられた記名押印に代わる措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 第三項の勾留状に代わるもののが書面である場合にあつては、これを示し、同項の勾留状に代わるもののが電磁的記録である場合にあつては、裁判所の規則の定めるところにより、同項の勾留状に代わるものに記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

第一百八十六条第一項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 当該令状が書面による場合 記名押印すること。

二 当該令状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第一百一十一条第一項中「第一百二十条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「について、第一百十条」を「について、第一百十条第一項」に、「第一百五条の二、第一百十条」を「第一百五条の二、第一百十条第一項」に改め、同条第四項中「記載」を「記載又は記録」に改め、同条第八項中「第一百十条」を「第一百十条第一項」に、「令状の提示の」を「措置をとる」に改め、同条第十項中「第二百十八条」を「第二百十八条第一項」に、「記載しなければ」を「記載」又は「記録しなければ」に改め、同条第十一項中「第一百十条」を「第一百十条第一項」に、「令状の提示に」を「措置をとる」に改め、同項第一号中「令状の提示をす」を「当該措置をとる」に改め、同項第三号中「令状の提示が終わる」を「当該措置をとり終わる」に改める。

改め、同条第十二項中「第二百八十八条」を「第二百八十八条第一項」に、「記載された」を「記載され、又は記録された」として、「記載」を「記載又は記録」に、「第一百十条」を「第一百十条第一項」に、「令状

の提示の」を「措置をとる」に改める。

第二百四十五条中「第一百四十一一条及び」を「第二百四十一一条第一項及び第三項並びに」に改め、これを削る。

第二百二十四条の二「交付」を「提供」に、「勾留状の」を「対し、勾留状」とあるのは「対し、第

ただし書中「但し」を「ただし」に改める

一百七条の「第一項本文の勾留状に代わるもの」と、同項第一号中「勾留状が」とあるのは「当該勾留状

第一百五十五条中「起訴状の副本」を「第二百七十一條第一項の規定による」に改める。

に代わるものか」と「その」に「第一百七条の第一項本文の後部に代わるもの」を「三款勾留状に代わるもの」と、「勾留状に記録された事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限

め、同条第四項ただし書中「但」を「ただし」に、「の強」を「の襲り」に、「防禦」を「防護」に

録された事項」と、同項第二号中「当該決定」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状」と、「その副本」とあるのは「当該決定又は鑑定留置状の副本」に改める。

第二百一十五条第四項中「乃至第四項及び第六項」を「から第六項まで及び第八項」に改め、「これ

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

を削る

第一百五十八條中「どども」を「並ひは電磁的語録と共に」に改め

卷之三

の方法（電子情報処理組織（検察官又は司法警察員の使用に係る電子計算機と告訴又は告発をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。）により、「に改め、「これを」を削り、同項の次に次の一項を加える。

告訴又は告発は、犯罪事実、その犯人の処罰を求める旨並びに告訴又は告発をする者の氏名及び住居又はこれに代わる連絡先（法人にあつては、その名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所又は本店の所在地）を明らかにしてしなければならない。

第一百四十一條中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録」を加える。
第一百四十三条中「取消」を「取消し」に改め、「これを」を削り、同条に後段として次のように加え
る。

この場合において、第二百四十一條第一項中「犯罪事實、その犯人の処罰を求める」とあるのは、「取消しの対象とする告訴又は告発を特定するに足りる事項、その告訴又は告発を取り消す」と読み替えるものとする。

檢察官は、公訴の提起後は訴訟に関する書類又は証拠物がファイルに記録されている場合において

出しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知する」と。
- 二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 弁護人に送達するものとして、起訴状の副本を提出する」と。

第二百七十二条の四第三項中「起訴状の副本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「起訴状の副本を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあっては、同条の記録媒体に記録されている起訴状に記載すべき事項を記載した書面）
- 二 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面

- 61 -

第二百七十二条の六第一項中「起訴状の副本の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第一項」を加え、同条第二項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に、「が同項第一号」に改め、「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第二項」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 第二百七十二条の二第一項の規定による求めを第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイルに記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を弁護人に送達すべき旨を通知すること。
- 二 第二百七十二条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 弁護人に送達するものとして、起訴状抄本等を提出すること。
- 三 第二百七十二条の四第五項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状抄本等を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。
- 四 第二百七十二条の六第一項の規定による請求 弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の副本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。
- 五 第四十六条第一項の規定による請求 弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の副本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

- 62 -

項を記録した電磁的記録（第五十四条の四ただし書の場合にあっては、同条の記録媒体に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面）

- 一 前項第二号に定める措置がとられた場合 起訴状抄本等に記載すべき事項を記載した書面
- 二 前項に定める措置がとられた場合 弁護人に異議があるときは、することができる。

ただし、被告人に対する電磁的記録による当該通知は、被告人に異議があるときは、することができない。

- 一 前項第一号に定める措置がとられた場合 ファイルに記録されている起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第一項」を加え、同条第二項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に、「が同項第一号」に改め、「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第二項」を加え、同項に次の各号を加える。
- 二 第二百七十二条の六第一項中「起訴状に記載された」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの」を削り、「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第一項」を加え、同条第二項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に、「が同項第一号」に改め、「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第二項」を加え、同項に次の各号を加える。

- 63 -

- 64 -

- 一 第二百七十二条の四第五項中「起訴状抄本等の提出があつた」を「措置がとられた」に、「起訴状抄本等を」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。
- 二 第四十六条第二項の規定による請求 弁護人に同項に規定する書面又は電磁的記録を提供するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

- 65 -

- 66 -

- 67 -

- 68 -

- 69 -

- 70 -

- 71 -

- 72 -

- 73 -

- 74 -

- 75 -

- 76 -

- 77 -

- 78 -

- 79 -

- 80 -

- 81 -

- 82 -

- 83 -

- 84 -

- 85 -

- 86 -

- 87 -

- 88 -

- 89 -

- 90 -

- 91 -

- 92 -

- 93 -

- 94 -

- 95 -

- 96 -

- 97 -

- 98 -

- 99 -

- 100 -

- 101 -

- 102 -

- 103 -

- 104 -

- 105 -

- 106 -

- 107 -

- 108 -

- 109 -

- 110 -

- 111 -

- 112 -

- 113 -

- 114 -

- 115 -

- 116 -

- 117 -

- 118 -

- 119 -

- 120 -

- 121 -

- 122 -

- 123 -

- 124 -

- 125 -

- 126 -

- 127 -

- 128 -

- 129 -

- 130 -

- 131 -

- 132 -

- 133 -

- 134 -

- 135 -

- 136 -

- 137 -

- 138 -

- 139 -

- 140 -

- 141 -

- 142 -

- 143 -

- 144 -

- 145 -

- 146 -

- 147 -

- 148 -

- 149 -

- 150 -

- 151 -

- 152 -

- 153 -

- 154 -

- 155 -

- 156 -

- 157 -

- 158 -

- 159 -

- 160 -

- 161 -

- 162 -

- 163 -

- 164 -

- 165 -

- 166 -

- 167 -

- 168 -

- 169 -

- 170 -

- 171 -

- 172 -

- 173 -

- 174 -

- 175 -

- 176 -

- 177 -

- 178 -

- 179 -

- 180 -

- 181 -

- 182 -

- 183 -

- 184 -

- 185 -

- 186 -

- 187 -

- 188 -

- 189 -

- 190 -

- 191 -

- 192 -

- 193 -

- 194 -

- 195 -

- 196 -

- 197 -

- 198 -

- 199 -

- 200 -

- 201 -

- 202 -

- 203 -

- 204 -

- 205 -

- 206 -

- 207 -

- 208 -

- 209 -

- 210 -

- 211 -

- 212 -

- 213 -

- 214 -

- 215 -

- 216 -

- 217 -

- 218 -

- 219 -

- 220 -

- 221 -

- 222 -

- 223 -

- 224 -

- 225 -

- 226 -

- 227 -

- 228 -

- 229 -

- 230 -

- 231 -

- 232 -

- 233 -

- 234 -

- 235 -

- 236 -

- 237 -

- 238 -

- 239 -

- 240 -

- 241 -

- 242 -

- 243 -

- 244 -

- 245 -

- 246 -

- 247 -

- 248 -

- 249 -

- 250 -

- 251 -

- 252 -

- 253 -

- 254 -

- 255 -

- 256 -

- 257 -

- 258 -

- 259 -

- 260 -

- 261 -

- 262 -

- 263 -

- 264 -

- 265 -

- 266 -

- 267 -

- 268 -

- 269 -

- 270 -

- 271 -

- 272 -

- 273 -

- 274 -

- 275 -

- 276 -

- 277 -

- 278 -

- 279 -

- 280 -

- 281 -

- 282 -

- 283 -

- 284 -

- 285 -

- 286 -

- 287 -

- 288 -

に係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号」を「が同項第一号」に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「裁判書若しくは裁判を記載した調

書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の副本若しくは抄本を交付するに当たり、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 次のイ又はロのいずれかに掲げる措置

イ 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付する」と。

ロ 前項第一号に定める措置をとる」と。

二 第四十六条第二項の規定による請求 次のイ又はロのいずれかに掲げる措置

イ 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に記載されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（当該個人特定事項の記載又は記録がないものに限る。）であつてその内容

が当該裁判書又は調書に記録されている事項と同一であるとの証明がされたものを提供すること。

ロ 前項第一号に定める措置をとる」と。

第二百七十二条の六第五項中「第二百七十二条の二第一項」を「第二百七十二条の二第一項」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状に記載された」を「当該求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同項第一項第一号」を「が同項第一号」に、「第四十六条の規定による」を「次

の各号に掲げる」に、「裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 前項第一号イに掲げる措置をとる」と。

二 第四十六条第一項の規定による請求 前項第一号イに掲げる措置をとる」と。

第二百七十二条の六第六項中「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号」を「が同項第一号」に、「を閲覧し又はその内容の」に、「の閲覧」を「の閲覧若しくは視聽」に改める。

視聽し又はその内容の」に、「の閲覧」を「の閲覧若しくは視聽」に改める。

第二百七十二条の八第一項中「第二百七十二条の二第一項」を「第二百七十二条の二第一項」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状に記載された」を「当該求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同項第一項第一号」を「が同項第一号」に改め、同項第一号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同項第一号中「被告人に示す」を「これらを執行するための措置に用いる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 次のイ又はロのいずれかに掲げる措置

イ 裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付する」と。

ロ 前項第一号に定める措置をとる」と。

二 第四十六条第二項の規定による請求 次のイ又はロのいずれかに掲げる措置

イ 第四十六条第二項に規定する裁判書又は調書に記載されている事項の一部を記載し、又は記録し

た書面又は電磁的記録（当該個人特定事項の記載又は記録がないものに限る。）であつてその内容

が当該裁判書又は調書に記録されている事項と同一であるとの証明がされたものを提供すること。

ロ 前項第一号に定める措置をとる」と。

第二百七十二条の六第五項中「第二百七十二条の二第一項」を「第二百七十二条の二第一項」に、「起訴状抄本等の提出」を「求め」に、「起訴状に記載された」を「当該求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同項第一項第一号」を「が同項第一号」に、「第四十六条の規定による」を「次

の各号に掲げる」に、「裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求 前項第一号イに掲げる措置をとる」と。

二 第四十六条第一項の規定による請求 前項第一号イに掲げる措置をとる」と。

第二百七十二条の六第六項中「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号」を「が同項第一号」に、「を閲覧し又はその内容の」に、「の閲覧」を「の閲覧若しくは視聽」に改める。

- 67 -

第一百八十六条の二の次に次の二条を加える。

第二百八十六条の三 裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、次に掲げる場合であつて、審理の状況、弁護人の数、事案の輕重その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の

防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内（裁判官及び訴訟関係人が公判期日ににおける手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。以下この項及び第三百六十六条の三十四第五項において同じ。）以外にある場所であつて、適当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送

受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、手続を行なうことができる。ただし、拘禁刑以上の刑に当たる罪で起訴されている被告人が保釈又は勾留の執行停止をされている場合において、判決を宣告する公判期日における手続を行うときは、この限りでない。

同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は身体の拘束を受けている被告人を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

二 被告人がその傷病又は心身の障害により同一構内に出頭する事が著しく困難であると認める

百七十二条の五第一項の決定があつた場合に限り、「適用する」を「適用しない」に改め、同項後段を削除す。

前項の規定により公刊期日における手続を行う場合において、同項の適当と認める場所に在席した被告人は、その公刊期日に出頭したものとみなす。

第二百八十八条の次に次の二条を加える。

第二百八十八條の二 弁護人は、裁判所が第二百八十六條の三第一項の規定により公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができる。この場合において、その場所に在席した弁護人は、その公判期日に出頭したものとみなす。

第二百九十条の三第一項中「供述書」を「供述書（電磁的記録を含む。第三百二十二条第一項及び第三

「二十二条第一項において同じ。」に、「書面で」を「書面若しくは電磁的記録であつて」に、「のあり」を「があり、若しくは裁判所の規則で定める供述者の署名若しくは押印に代わる措置がとられた」とした。

第二百九十二条第一項中「起訴状」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」

に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイル（第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている起訴状に記載すべき事項

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 ファイル（第五

+

第二百九十九条第二項「起訴状の」を「規定による」に、「起訴状を示さなければ」を「対」、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合 裁判所の規則の定めるところにより、前項第一号に定めるものを電子計算機の映像面、背面その他のものに表示して示す」と。
二 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状を示す」と。

第二百九十二条第三項中「起訴状の」を「規定による」に改め、同条第四項中「おこは」の下に「該措置に係る個人特定事項の全部について二百七十九条の第五第一項の決定があつたときを除き」を加

「。以下の項において同じ」を削り、「当該指置に係る個人特定事項の全部又は一部について第一

百七十一
条の五第一項の決定があつた場合に限り、適用する」を「適用しない」に改め、同項後段を削除する。

り、同条第五項中「起訴状の」を「規定による」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

四項の規定による措置がとられた場合において、当該措置に係る個人特定事項の一部について第二百七

十一條の五第一項の決定があつたときは、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、裁判所の規則の定めるところにより同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面

を示さなければならぬ。

二 第一百七十二条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 起訴状抄本等

二 第一百七十二条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした

上場合 起訴状抄本等

を示す」と。

第一百九十二条の二中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第一百九十二条の二第七項中「意見の陳述に代え意見を記載した書面」を「第一項の規定による陳述に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面により意見」に、「又は意見の」を「又は同項の規定による」に改め、同条第八項中「前項の規定により書面が提出された」を「次の各号に掲げる」に、「その旨」を「当該意見の提出があつた旨」に、「その書面」を「当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項の規定による意見の提出が書面によりされた場合 当該書面

二 前項の規定による意見の提出が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイル（第五十

四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている当該意見

第一百九十二条の二第九項中「よる書面」を「より提出された意見」に改める。

第一百九十九条第一項中「又は証拠物の取扱」を「（電磁的記録を含む。第三百五条を除き、以下同

じ。）又は証拠物の取扱へ」に改め、「閲覧する機会」の下に「（証拠書類又は証拠物の全部又は一部が

電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを見出し、又はその

- 73 -

第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの及び「いずれも」を削り、同条第七項中「第一百七十二条の二第一項」を「第二百七十二条の二第一項」に、「より起訴状抄本等を提出した」を「よる措置をとった」に、「起訴状に記載された」を「第三百十二条の二第一項」に、「より訴因変更等請求書面抄本等を提出した」を「よる求めをした」に、「第三百十二条の二第一項」を「第三百十二条の二第一項」に、「より起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面抄本等に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの」を削り、同条第九項中「より起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した」を「よる措置をとった」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項又は第三百十二条の二第一項」に、「より起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの」を削り、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した」を「よる措置をとった」に、「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項又は第三百十二条の二第一項」に、「より起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの」を削る。

- 74 -

内容を再生したものを見出しする機会。次条、第二百九十九条の三及び第二百九十九条の四第六項から第九項までにおいて同じ。」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「証拠」を「証拠調査」に改める。

第二百九十九条の三ただし書中「第二百七十二条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した」を「第二百七十二条の二第一項の規定による求めをした」に改める。

第二百九十九条の四第二項中「第二百七十二条の二第二項」を「第二百七十二条の二第一項」に、「よ

第一百九十九条の五第一項第一号中「起訴状に記載された」を「第二百七十二条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る」に改め、「のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの」を削る。

第二百九十九条の六第一項及び第二項中「第四十条第一項」の下に「又は第四十条の二第一項」を加え、同条第三項中「若しくはこれら」を「（以下この項においてこれらの者を「措置対象者」という。）

若しくは措置対象者」に、「第四十六条の規定による」を「次の各号に掲げる」に、「弁護人に裁判書又は裁判を記載した調査の副本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定する」を「当該各号に定める措置をとる」に改め、同項ただし書中「措置に係る者」を「措置対象者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項の規定による請求弁護人に裁判書又は裁判を記載した調査の副本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置対象者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定すること。

（のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面（第三百十二条第四項に規定する訴因変更等請求書面をいう。以下この条及び同号において同じ。）に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの）及び「いずれも」を削り、「第七項及び同号」を「第七項及び次条第

- 75 -

第三百十六条の十二に次の二項を加える。

公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。

第三百十六条の十三第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出しなれば」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「書面の提出及び送付並びに第二項」を「規定による提出、第二項の規定による送付及び第三項の規定による」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の場合において、検察官は、被告人又は弁護人に対し、証明予定事実を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を送付しなければならない。ただし、被告人に対する証明予定事実を記録した電磁的記録の送付は、被告人に異議があるときは、することができない。

第三百十六条の十四第一項中「前条第一項」を「前条第三項」に改め、同項第一号中「を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、贈写する機会）」を「について、次のイ又はロに掲げる相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める機会」に改め、同号に次のように加える。

を再生したものを見聴する機会

ロ 弁護人 閲覧し、及び贈写する機会（当該供述録取書等又は当該供述要旨書面等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを見聴し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを見聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを見聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは記録する機会）

第三百十六条の十四第二項中「交付」を「提供」に改め、同項に次の二項を加える。

第三百十六条の十四第三項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項第一号中「書面で」を「書面（）に、「もの」を「ものに限る。」又は電磁的記録（裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる指印がどちらしたものに限る。）」に、「の標目」を「又は当該電磁的記録の標目」に改め、同条第四項中「記載すべき」を「記載し、又は記録すべき」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に、「記載しない」を「記載し、又は記録しない」に改め、同条第五項中「交付」を

「提供」に、「前二項」を「同項ただし書及び前二項」に改める。

第三百十六条の十五第一項第二号中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同項第三号及び第四号中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「これ」を「これら」に改め、同項第八号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項第九号中「押収手続等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に、「であつて、証拠物の」を「又は電磁的記録であつて、」に、「押収者」を「押収をした者」に改め、同条第二項及び第三項第二号イ中「押収手続等記録書面」を「押収手続等記録書面等」に改める。

イ 被告人 閲覧する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを閲覧する機会）

ロ 弁護人 閲覧し、及び贈写する機会（当該証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを閲覧し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは記録する機会）

第三百十六条の十四第一項第二号中「あつては、」の下に「供述要旨書面等」を加え、「記載した書面」を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、贈写する機会）を「記載し、又は記録した書

面又は電磁的記録」に改める。

第三百十六条の十六第一項中「第三百十六条の十三第一項の書面」を「第三百十六条の十三第二項の書面」に改める。

第三百十六条の十八第一号中「を閲覧し、かつ、贈写する」を「について、第三百十六条の十四第一項イ 被告人 閲覧する機会（当該供述録取書等又は当該供述要旨書面等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容

第一号口に定める」に改め、同条第二号中「その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面)を閲覧し、かつ、謄写する」を「供述要旨書面等)について、第三百六条の十四第一項第二号口に定める」に改める。

第三百六条の二十一第一項中「提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければ」を「提出しなければば」に改め、同条第二項中「第三百六条の十三第三項」を「第三百六条の十三第四項」に改め、同条第三項中「書面の提出及び送付並びに前項の」を「規定による提出、第二項において準用する第三百六条の十三第二項の規定による送付及び前項の規定による」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、「これを」を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三百六条の十二第二項の規定は、前項の場合における同項の追加し又は変更すべき証明予定事実について準用する。

第三百六条の二十二第二項中「第三百六条の十三第三項」を「第三百六条の十三第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「これを」を削る。

第三百六条の二十三第一項中「これを」を削り、同条第二項中「第三百六条の二十一第四項」を

第一項の場合は、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

第三百六条の二十八第二項中「及び第三百六条の十二」を「並びに第三百六条の十二第一項及び第二項」に、「同条第二項」を「同項及び同条第三項」に改める。

第三百六条の三十四第五項中「規定は、」を「規定は、」に、「又は」を「が行われる場合について、第一項から第四項までの規定は公判準備において」に、「ついて、それぞれ」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

裁判所は、公判期日における手続を行う場合において、被審者参加人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの場所に申出をした者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した当該申出をした者は、その公判期日に出席したものとみなす。

「第三百六条の二十一第五項」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「これを」を削る。

第三百六条の二十五第一項及び第三百六条の二十六第一項中「第三百六条の二十一第四項」を

「第三百六条の二十一第五項」に改める。

第三百六条の二十七第一項後段を次のように改める。

「の」の場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを見聴する方法により、提示を受けるものとする。

第三百六条の二十七第二項中「を記載した一覧表の提示」を「の」一覧表を提示することに改め、同項後段を次のように改める。

「の」の場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

第三百六条の二十七第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 91 -

一 裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行つたために在席する場所以外の場所であつて、同一構内にあるもの

二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が適当と認めるもの

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

第三百六条の三十九第一項中「同条第五項」を「同条第七項」に、「場合に」を「場合(同条第五項)」に改め、同条第四項中「面前」を「面前(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法による場合を含む。)」に規定する方法による場合を含む。第四項において同条第七項において準用する場合を含む。」に改め、同条第五項中「場合」を「場合(同条第五項に規定する方法による場合を含む。)」に改める。

第三百六条の二十七第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 92 -

「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改まる。

えなければ」に改め、同条第一号中「あたる」を「当たる」に改める。

第三百八十六条第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「を添附しない」を「が添えられていない」に改め、同項第三号中「申立」を「申立て」に、「乃至第三百八十二条」を「から第三百八十二条まで」に改め、同条第二項中「いれを」を削る。

第四百八条中「書類」を「書類又は電磁的記録」に、「申立」を「申立て」に改める。

第四百二十三条第一項中「を添えて、これ」を「(電磁的記録をもつて作成するものを含む。)と共に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 抗告が申立書の差し出しによりされた場合
(第五十四条の四ただし書の場合については、当該申立書)

二 抗告が第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 ファイルに記載されている申立書に記載すべき事項を記載した電磁的記録(第五十四条の四ただし書の場合においては、同条の記録媒体に記載されている申立書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録)

第四百三十五条中「左の」を「次に掲げる」に、「旨渡をした確定判決」を「旨渡しをした確定判決」

- 97 -

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合には、適用しない。
第四百六十八条第五項中「とともに」を「共に」に改め、同条第六項中「第四百六十三条第六項」を「第四百六十三条第七項」に改める。

第四百七十二条第一項ただし書中「但し、第七十条第一項但書」を「ただし、第七十条第一項ただし書」に、「第一百八条第一項但書」を「第一百八条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「取下」を「取下げ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「在る」を「おいて保管されてくる」に改める。

第四百七十三条中「書面で」を「書面又は電磁的記録によつて」に、「これに裁判書又は裁判を記載した調書の副本又は抄本」を「当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「裁判書の原本、」を「第一号に掲げる場合においては裁判書の原本又は同号に定める」に改め、「又は裁判を記載した調書の副本若しくは抄本」を削り、「これを」を「第一号に掲げる場合においては同号に定める書面又は電磁的記録に認印し、又は法務省令(前条第一項ただし書の場合においては、裁判所の規則)で定める認印に代わる指揮をとつて、その指揮を」に改め、同条に次の各号を加える。

一 裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合 当該裁判書又は当該調書の副本又は抄本

二 裁判書が電磁的記録である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合 当該裁判書、当該調書若しくはこれらを印刷した書面又は当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該事項と同一であることを証明されたもの

第四百六十二条第一項中「を添附しなければ」を「又は電磁的記録を添えなければ」に改める。
第四百六十二条第一項中「と同時に、合意内容書面」を「に併せて合意内容書面等」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「合意内容書面」を「合意内容書面等」に、「差し出した」を「提出した」に、「の書面」を「の書面又は電磁的記録」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改める。

第四百六十三条第一項中「である」を「とする」に改め、同条第五項中「第一百七十二条第一項中「公訴の提起」を「第一百七十二条第一項第一号中「された」に、「第四百六十三条第四項の規定による起訴

- 99 -

状の勝本の提出」を「され、第四百六十三条第三項の規定による通知をした」と、同項第二号中「された」とあるのは「され、第四百六十三条第四項の規定による起訴状の勝本の提出があつた」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

前項の規定は、公訴の提起を第五十四条の二第一項の方法によりした場合には、適用しない。

- 98 -

- 100 -

収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第四百八十四条の二中「前条前段」を「前条第一項前段」に改める。

第四百八十七条中「検察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、検察官又は司法警察員が当該各号に定める措置をとらなければならぬ。

一 収容状が書面による場合 記名押印すること。

二 収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置（収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて検察官又は司法警察員の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第四百八十九条に後段として次のように加える。

この場合において、第七十三条第一項第一号中「裁判所の規則の」とあるのは、「法務省令で」と読み替えるものとする。

納することができない場合における留置の期間、拘置すべき

第四百九十四条の七第二項の表第六十四条第一項の項に次のように加える。
第64条第1項第2号及び第2項並びに第73条第2項第1号

裁判長又は受命裁判官
裁判長

第64条第1項第2号

罪名、公訴事実の要旨、引致す
べき場所又は勾留すべき

罰金の裁判を告知した裁判所、
当該裁判が確定した日、当該裁

判に係る罰金の金額、罰金を完

第四百九十二条の二中「第四百九十四条の六」を「第四百九十四条の六第一項」に改める。

第四百九十四条の六に次の二項を加える。

裁判所は、前項の規定により刑事施設にいる同項に規定する者に対し理由を告げこれに関する陳述を聽く場合において、裁判所にその者を在席させて当該手続をすることが困難な事情があるときは、刑事

施設にその者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該手続をすることができる。この場合においては、その者に対し、あらかじめ、裁判所が当該手続をする旨を告げなければならない。

第四百九十四条の七第二項及び第三項、第七十条第二項、第七十二条第一項、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第六十四条第一項の項を次のように改める。

第七十三条第一項及び第三項、第七十条第二項、第七十二条第一項、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第六十四条第一項の項を次のように改める。

第四百九十四条の十二第一項中「第四百九十四条の六」を「第四百九十四条の六第一項」に改め、同条

第64条第1項第2号

第64条第1項第2号</p

罪名、公訴事実の要旨	罰金の裁判を告知した裁判所、当該裁判が確定した日、当該裁判に係る罰金の金額、罰金を完納することができない場合における留置の期間
裁判長又は受命裁判官	裁判長

罪名、公訴事

第五百十条第一項中「有効期間及びその期間経過後は差押え、検索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができる」という規定に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなれば」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、検索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、検索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨

二 当該令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、検索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は差押え、検索若しくは検証に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず令状を消去する

ことその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

第六十四条第一項第二号及び第二項並びに第七十三条第一項第一号	裁判長又は受命裁判官	裁判長

- 105 -

第五百十一条第二項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「第六十四条第一項」を「第六十四条第三項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第六十四条第一項第二号及び第二項並びに第七十三条第一項第一号	裁判長又は受命裁判官	裁判長

- 106 -

第四百九十四条の十二第三項の表第六十四条第二項の項中「第六十四条第二項」を「第六十四条第三項」に改め、同表第七十三条第三項の項を次のように改める。

第七十三条第三項	第一項各号又は前項各号
	第四百九十四条の十二第三項において読み替えて適用する第一項各号

- 107 -

前条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 当該令状が書面による場合 記名押印すること。

二 当該令状が電磁的記録による場合 裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（当該令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第五百十一条第三項中「同条第一項」を「同条第一項第一号及び第三項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第五百九条第三項の次に次の二項を加える。

第一項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第五百十三条第一項中「第百二十条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「ついて、第百十条」を「ついて、第百十条第一項」に、「執行」と「を「執行」と、第百十条第一項第一号及び第二項第一号中「第一百七条第三項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第五百十条第三項（第一号に係る部分に

限る。）」と、「裁判長」とあるのは「裁判官」と、第二百一十条第三項中「前二項」とあるのは「第五百三十三条第一項において準用する第一項」とに、「第一項」とあるのは「第五百三十三条第一項」を「第一項」とあるのは「第五百三十三条第一項に」に、「第二百十八条」を「第二百十八条第一項」に、「第五百九条」を「第五百九条第一項」に改め、同条第六項中「第一百十条」を「第一百十条第一

項」に、「者」と「者」とを「者」と、第一百十条第一項第二号中、「第一百七条第三項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは、「第五百十条第三項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは、「裁判長」とあるのは「裁

「百官」と「第二百二十条第三項中「前二号」とあるのは、「第五百十三条规定において用する第二項」といに、「第一項」を「第一項に」に、「第五百十三条规定第六項」を「第五百十三条规定第六項に」に、「第一百十八条」を「第一百十八条第一項」に、「第五百九条」を「第五百九条第一項」に改め、同条第七項中「第二百二十条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第一百十条、第一百十一条の二前段」を「第一百十条第一項、第一百十一条の二前段」に、「執行」と「執行」と、第一百十条第一項第二号及び第二項第二号中「第一百七条第三項（第二号に係る部分に限る。）」とあるのは、「第五百十一條第四項において読み替えて準用する第五百十条第三項（第二号に係る部分に限る。）」と、「裁判長」とあるの

は「裁半長又は裁官判」と、第一百二十一条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三條第七項において準用する第一項」とに改め、同条第十項中「者」との下に「第一百二十一条第三項中「前二項」とあるのは「第五百十三條第十項において準用する第二項」と」を加える。

第八編

第五百七条 この法律における主務省令は、
内閣府令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、
経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令とする。

第三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の次に次の二条を加える。

(電子計算機損壞等公務執行妨害)

第九十五条の二 公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百五十五条第一項を次のように改める。

（公務所若しくは公務員の印を名前「以下この章 第百六十五条及び第百六十七条规定して」
「印章等」という。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画（以下この章
において「文書等」という。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章等を使用して公
務所若しくは公務員の作成すべき文書等を偽造する行為

以下この章において同じ。」を偽造し、又は偽造した公務員所若しくは公務員の留職的記録印章等を使用して公務員所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造する行為

「日立等又は電気的記録日立等」の文言

〔百五十七條第二項中「又に旅券」を「若しくは旅券」に、「させた」を「させ」又に貴様の御便り書等その他の電磁的記録であつて、免状、鑑札若しくは旅券の全部若しくは一部として用いられるものに不

実の記録をさせた」に改める。

「同条第一項」を「供した」を「供し」、又は同条第二項の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、これを取扱う。

第一百五十九条第一項を次のように改める。

行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

- 一 他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造する行為
- 二 他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造する行為
- 三 他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造する行為
- 四 他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造する行為

又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記

録文書等を偽造する行為

第一百五十九条第二項中「又は署名した権利、義務又は」を「若しくは署名した権利、義務若しくは」に、「文書又は図画」を「文書等又は他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務若しくは事

実証明に関する電磁的記録文書等」に改め、同条第三項中「文書又は図画」を「文書等又は電磁的記録文書等」に改める。

第一百六十条中「公務所」を「公務所」に、「検査書又は」を「検査書若しくは」に、「した」を「し」に改め、又は公務所に提出すべき電磁的記録文書等であつて、診断書、検査書若しくは死亡証書の全部若し

くは一部として用いられるものに虚偽の記録をした」に改める。

第一百六十二条第一項中「文書」を「文書等」に、「図画」を「電磁的記録文書等」に、「記載」を「記

載若しくは記録」に改める。

第一百六十五条中「印章」を「印章等」に、「署名」を「電磁的記録印章等」に改める。

第一百六十六条第一項中「記号」の下に「又は電磁的記録記号（記号として表示されることとなる電磁的

記録をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「記号」の下に「若しくは電磁的記録記号」を加える。

第一百六十七条中「印章」を「印章等」に、「署名」を「電磁的記録印章等」に改める。

（検察審査会法の一部改正）

第四条 検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項を次のように改める。

前項の規定により宣誓をさせる場合は、地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官が、起立して、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載した書面又はその旨を記

録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で

作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の内容を

朗読し、検察審査員及び補充員をして、当該書面に署名押印させ、又は当該電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらせなければならない。

第十六条第三項及び第四項を削る。

第二十一條に次の二項を加える。

招集状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第二十三條中「検察審査員及び補充員に対する」を削り、「場所及び」を「及び場所並びに」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改める。

第二十四条中「因り」を「より」に、「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十一条中「の申立て」を「の申立て」に、「且つ申立ての理由を明示しなければ」を「又は法務省令で定めるところにより電磁的方法（電子情報処理組織（検察審査会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び第四十条において同じ。）と審査の申立てをする者の使用に係る電子計算機と）を電

気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）により、かつ、その理由を明示してしなければ」に改める。

第三十五条に次の二項を加える。

検察審査会は、前項の規定により検察官に意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、検察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに検察官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見述べさせることができる。

第三十五条の二第一項中「前条」を「前条第一項」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同

条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十七条第二項中「その呼出し」を「第一項の規定による呼出し」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

検察審査会は、前項の規定により審査申立て人又は証人を尋問する場合において、相当と認めるとき

は、政令で定めるところにより、検察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適

当と認めるものに審査申立人又は証人在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

第三十八条に次の二項を加える。

検察審査会は、前項の規定により相当と認める者から法律その他の事項に關し専門的助言を徵する場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、検察審査員が審査を行うために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに当該相当と認める者を在席させ、映像と音声の送受信によるより相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、専門的助言を徵することができる。

第三十九条の二中「意見書」の下に「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）」を加える。

第四十条中「附した議決書」を「付した議決書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。第四十一条の七第一項において同じ。）」に、「副本」を「副本又は当該議決書に記載されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該議決書に記録されている事項と同一である」との証明がされたもの」に、「七日間」を「七日間、議決の要旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧する」とができる状態に置くとともに、議決の要旨が記載された書面を」に、「議決の要旨を掲示し、且つ」を「掲示し、又は議決の要旨を当該検察審査会事務局に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置き、かつ」に、「申立」を「申立て」に、「かかる」を「係る」に改める。

第四十一条第一項及び第二項中「議決書の副本の」を「規定による」に改める。

第四十二条中「（議決書の副本の）を「規定による」に改める。
第四十三条第一項に次の二項を加える。

定多数の者が閲覧する」とができる状態に置くとともに、議決の要旨が記載された書面を」に、「議決の要旨を掲示し、且つ」を「掲示し、又は議決の要旨を当該検察審査会事務局に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置き、かつ」に、「申立」を「申立て」に、「かかる」を「係る」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「より当該議決に係る議決書の副本の」を「よる」に改める。

第四十五条第一項に次の二項を加える。

ただし、検察官に異議がない場合において、相当と認めるときは、政令で定めるところにより、検察審査を行つたために在席する場所以外の場所であつて、適当と認めるものに検察官を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、意見を述べる機会を与えるべきである。

第四十六条第一項中「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に、「その議決書の副本」を「当該議決書の副本又は当該議決書に記

録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該議決書に記録されている事項と同一である」との証明がされたもの（第四十一条の九第二項において「起訴議決書副本等」という。）」に改める。

第四十一条の九第一項中「議決書の副本の」を削り、同条第二項中「場合」を「規定による指定があつた場合」に、「議決書の副本」を「起訴議決書副本等」に、「第四十一条の七第三項ただし書」を「第四十一条の七第三項」に、「前項の規定により裁判所がした」を「当該」に改める。

第四十三条第一項中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に改める。

（少年法の一部改正）

第五条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条の五」に改める。

第五条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該記録の全部又は一部が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを見覽し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の書きは、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第二章第一節に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による申立て等）
第五条の四 検察官及び弁護士である付添人は、申立て、請求その他の裁判所に對してする申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）については、口頭である場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。この場合において、

- 118 -

- 119 -

第五条の四 検察官及び弁護士である付添人は、申立て、請求その他の裁判所に對してする申述（以下この条及び次条において「申立て等」という。）について、口頭である場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。この場合において、

- 120 -

当該申立て等がこの法律の規定により書面をもつてするものとされているものであるときにおけるこの法律その他の当該申立て等に関する法令の規定の適用については、当該法令に特別の定めがある場合を除き、当該方法によりされた当該申立て等は、当該書面をもつてされたものとみなす。

2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。

3 第一項の規定は、検察官又は弁護士である付添人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をすることができない場合には、適用しない。

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

第五条の五 申立て等が、書面によりされたとき（前条第一項の規定に違反してされたときを除く。）、

又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情

とができる。

第十二条に次の二項を加える。

3 前条第三項の規定は、第一項の同行状について準用する。

第十五条の見出しを「（検証、押収、捜索等）」に改め、同条第一項中「又は捜索」を「、捜索又は電磁的記録提供命令」に改め、同条第二項中「及び捜索」を「、捜索及び電磁的記録提供命令」に、「」を「」を「ついて」に改める。

第二十六条第五項を次のように改める。

5 第十一条第三項の規定は第一項の呼出状及び前二項の同行状について、第十三条の規定は前二項の同行状について、それぞれ準用する。

第三十二条の四第二項後段を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第二項の申立書の」を「第三項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、

第二項の次に次の二項を加える。

があるときは、「の限りでない。

第六条の五の見出し中「鑑定嘱託」を「鑑定嘱託等」に改め、同条第一項中「、捜索」を「（刑事訴訟

法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。次項及び第十五条において同じ。）、捜索、同法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。次項及び第十五条において単に「電磁的記録提供命令」という。）に改め、同条第一項中「（昭和二十三年法律第二百三十一号）」を削り、「捜索」を「捜索、電磁的記録提供命令」に、「これを」を「ひこで」に改める。

第六条の六第一項中「とともに」を「及び電磁的記録と共に」に改め、同条第二項中「証拠物」の下に

「（電磁的記録であるものを含む。第二十二条の二第三項及び第四十五条の三第二項において同じ。）」を加える。

3 呼出状及び同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録による」

（刑事訴訟法施行法の一部改正）

第六条 刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「新法第四十六条」を「刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第四十六条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第一項を加える。

2 刑事訴訟法第四十六条第二項の規定により訴訟関係人から同項に規定する書面又は電磁的記録の提供

を請求する場合の費用の額は、当分の間、当該書面については用紙一枚につき六十円、当該電磁的記録については一件につき八千四百円とする。

(刑事補償法の一部改正)

第七条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による申立て等)

第九条の二 代理人が弁護士であるときは、当該代理人は、申立て、請求その他の裁判所に対してする申述であつてこの法律に規定するもの(以下この条及び次条において「申立て等」という。)について

は、口頭である場合を除き、最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と当該代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に

「ファイル」という。)に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によ

りしなければならない。

2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。

3 第一項の規定は、同項の代理人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰する事由により、同項の方法により申立て等をすることができない場合には、適用しない。

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

第九条の三 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを除く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法

によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第十四条中「聞き」を「聴き」に改め、同条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)をもつて決定書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

3 前項の場合において、裁判所は、決定書の原本又はファイルに記録された決定書に係る電磁的記録を、検察官及び請求人に送達しなければならない。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第六十五条第一項第一号中「当該被疑者を」を「入国警備官に対し、当該被疑者を引き渡すとともに」に、「とともに」を「ともに」に改め、同項第二号中

「書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す」を「入国警備官に対し、書類及び証拠物並びに電磁的記録を提供する」に改め、同項第三項中「偽造又は変造の在留カード」を「偽造され、又は変造された在留カード等」に改める。

第七十三条の四第一項中「偽造又は変造の在留カード」を「偽造され、又は変造された在留カード(偽

造され、又は変造された前条第一項の在留カード電磁的記録が記録されたものを含む。)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた在留カード電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)

の一部を次のように改正する。

第十一條の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」、「とともに」を「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識する）ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」と共にに改める。

第十二条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第一百一条第一項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について同条第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第一百五条第三項」に改める。

第十三条中「記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む）」を「刑事訴訟法第一百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させる）」と含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」というに、「は」を「」は、検察官若しくは司法警察員がに改め、同条ただし書中「検証の強制」を「電磁的記録提供命令又は検証」に、「又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から合衆国軍隊の権限ある者に頼託して行う」に改める。

第十六条第四項中「勾引に」の下に「ついて」を加え、同項に後段として次のように加える。

「の場合において、同条第一項第二号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

第十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第十七条の見出しを「（書類等の提供等）」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

は引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

1 その保管する書類の閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

2 その保管する証拠物の閲覧若しくは謄写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

3 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは謄写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であるとの証明がされたものを作成して提供すること。

第十七条に次の二項を加える。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したもの閲覧し、又はその内容を再生したもの視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録の謄写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十九条第一項中「若しくは」を「若しくは」に、「提出」を「提出を求める」とし、若しくは電磁的記録の

保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正）

第十条 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（以下）を「（次条第三項及び第四項、第六条の二第一項並びに第六条の三第二項を除き、以下に、「けん騒」を「けん騒」に改める。

第三条第一項中「あたる」を「該当する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前条第一項に該当する行為を直接に知り得た裁判所又は裁判官は、自ら裁判をする場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所に対し、同項の規定による制裁を科すべき旨の請求をとることができる。

1 裁判所が請求する場合 その裁判所を構成する裁判官所属の裁判所

2 裁判官が請求する場合 その裁判官所属の裁判所

4 前項の請求があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所

が、裁判をする。

- 一 裁判所が請求した場合 その裁判所を構成する裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所
- 二 裁判官が請求した場合 その裁判官以外の裁判官をもつて構成する裁判所

第三条の次に次の二条を加える。

(弁護士の補佐)

第三条の二 裁判所は、制裁を科す裁判の手続が遅延するおそれがないと認める場合には、本人に事件につき弁護士の補佐を受けさせることができる。

- 2 前条第四項の規定により裁判をする場合には、本人は、事件につき弁護士の補佐を受けることができる。
- 3 第四条第四項中、「第一百八十五条第三項、第一百八十七条第三項及び第四項、第一百五条第一項」及び「第二百五十五条第一項」を削り、「第一百二十七条第二項」を「並びに」に改め、「並びに第二百三十二条の二」を削り、「別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に」を「同法第一百二十七条第二項中「第一百三十二条の十三」とあるのは、「法廷等の

秩序維持に関する法律第六条の五」とに改める。

第五条の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「申立」を「申立て」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

- 4 第一項の抗告をする場合には、本人は、弁護士を代理人に選任することができる。

第六条第一項中「申立について高等裁判所」を「申立てについて高等裁判所」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「に際」を「に限り」に改め、同項第三号中「申立」を「申立て」に改め、同条第三項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(電子情報処理組織による申立て等の特例)

第六条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、前条第一項の方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等について、口頭でするときは、この限りでない。

- 一 第三条の二の規定により本人を補佐する弁護士 当該本人を補佐する事件
- 二 第五条第四項(第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により代理人に選任された弁護士 当該代理人に選任された事件

- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しない。

(書面等による申立て等)

第六条の四 申立て等が書面等により行われたとき(前条第一項の規定に違反して行われたときを除く。)は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただ

は裁判官に対するもの(当該裁判所の裁判長若しくは受命裁判官又は受託裁判官に対するもの)を含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して当該書面等に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法により行うことができる。

- 2 前項の方法によりされた申立て等(次項において「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。)については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する事項がファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

し、当該事項をファイルに記録するにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

(書面等に記録された事項のファイルへの記録等)

第六条の五 裁判所書記官は、前条の申立て等に係る書面等のほか、制裁を科する裁判に関する手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第七条第三項を次のように改める。

3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六十一条第二項、第六十四条（第一項各号を除く。）、第七十条第一項本文、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条、第七十六条並びに第二百一十七条の規定は、収容状について準用する。この場合において、これらの規定中「被告人」とあるのは、「制裁を科する裁判を受けた者」と読み替えるほか、次の表の上欄に

第六十四条第一項	氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項
裁判長又は受命裁判官	裁判官
第七十条第一項	裁判官
第七十二条第一項	裁判官

掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項中「引渡しの請求に関する書面の」を削り、「に」を「いずれかに」に改める。

第五条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに」を「及び」に、「を記載し、裁判官が記名押印しなければ」を「のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 拘禁許可状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状を返還しなければならない旨

二 拘禁許可状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず東京高等検察庁の検察官（次条第一項の規定により同項に規定する検察事務官等に拘禁許可状による拘束をさせる場合にあつては、東京高等検察庁の検察官及び当該検察事務官等）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から拘禁許可状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を東京高等裁判所の裁判官に提出しなければならない旨

第七十三条第三項	について第一項各号又は前項各号	について第一項各号
前二項	公訴事実の要旨及び令状	同項前段
、第一項各号又は前項各号	、同項各号	

（逃亡犯罪人引渡法の一部改正）

第十一條 逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に」を「いずれかに」に、「又は」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）又は」に、「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「を添附し」を「（電磁的記録を含む。第十条第四項を除き、以下同じ。）を添えて」に改め、同条第一号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第二号中「行なわれた」を「行われた」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 拘禁許可状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第五条に次の二項を加える。

5 拘禁許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京高等裁判所の裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 拘禁許可状が書面による場合 記名押印すること。

二 拘禁許可状が電磁的記録による場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（拘禁許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第六条第一項中「これを」を削り、「示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

一 拘禁許可状が書面である場合 拘禁許可状を示すこと。

る事項を東京高等裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」といふ。）に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて関係書類を提出しなければならない。

3 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京高等裁判所に到達したものとみなす。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 前条第一項の審査の請求が同条第二項の記録媒体を提出する方法によりされたときは、東京高等裁判所の裁判官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第八条の三 東京高等検察庁の検察官は、第八条第一項の審査の請求をしたときは、逃亡犯人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。ただし、第二号に定める電磁的記録の送付は、逃亡犯人に対するものができない。

一 当該審査の請求を書面によりした場合 当該書面の副本

二 当該審査の請求を第八条第一項の電子情報処理組織を使用して当該審査の請求に係る事項をファイルに記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を東京高等裁判所に提出する方法によりした場合

フアイル又は当該記録媒体に記録されている当該事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第九条第一項中「前条」を「第八条第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「おそらくも」を「遅くとも」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十条第一項中「基いて、左」を「基づいて、次」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「勝本」を「勝本又はフアイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをフアイルに記録しなければならない。

第十二条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「書面の」を削り、「第三条第一号」を「分からぬ」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第一項及び第三項を次のように改める。

2 前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（東京高等裁判所の使用に係る電子計算機と東京高等検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して当該審査の請求に係

を「同条第二号」に改め、同条第一項中「第四条第一項各号の一」を「同条第一項各号のいずれか」に、「第八条第三項の規定による審査請求書の副本」を「第八条の三各号に定めるもの」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「裁判書の副本」を「次の各号に掲げるもの」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「附し」を「付して」に、「とおな」「これ」を「共に」、当該各号に定めるものに改め、同条に次の各号を加える。

一 裁判書の副本 当該副本

二 ファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録 当該裁判書に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第十四条の見出し及び同条第一項中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「副本」を「副本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第三項中「の引渡し」を「の引渡し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の定」を「の定め」に、「同条同号」を「同号」に改める。

二 ファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録 当該裁判書に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

第十四条の見出し及び同条第一項中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「副本」を「副本若しくはファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に、「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第三項中「の引渡し」を「の引渡し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の定」を「の定め」に、「同条同号」を「同号」に改める。

第十六条の前の見出し中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第一項中「引渡しの」を「引渡しの」に改め、同条第二項中「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第四項中「引渡しの」を「引渡しの」に、「法務大臣が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 引渡状及び受領許可状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができること。

第十六条に次の二項を加える。

6 引渡状及び受領許可状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 引渡状又は受領許可状が書面による場合 記名押印すること。

二 引渡状又は受領許可状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置（引渡状又は受領許可状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて法務大臣の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第十七条第一項中「の交付」を「の提供」に、「交付して」を「提供して」に改め、同条第一項中「交付」を「提供」に改め、同条第五項中「交付して」を「提供して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項に後段として次のように加える。

第十七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができること。

第十八条中「前条第五項」を「前条第六項」に、「引渡し」を「引渡し」に改める。

第二十条第一項中「第五項」を「第六項」に、「受領許可状を示して」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつて」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 受領許可状が書面である場合 受領許可状を示すこと。

二 受領許可状が電磁的記録である場合 法務省令で定めるところにより、受領許可状に記録された事項及び第十六条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る法務大臣の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第二十二条第一項中「交付」を「提供」に改め、同条第四項中「の副本」を削り、「を逃亡犯罪人に示した」を「又は電磁的記録について、逃亡犯罪人に対し、次に掲げる措置をとつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一 拘禁許可状が書面である場合にあつては、その副本を示し、拘禁許可状が電磁的記録である場合にあつては、最高裁判所規則の定めるところにより、拘禁許可状に記録された事項及び第五条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 拘禁の停止を取り消した旨の書面にあつては、当該書面を示し、拘禁の停止を取り消した旨の電磁的記録にあつては、最高裁判所規則の定めるところにより、当該電磁的記録に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

- 146 -

- 147 -

- 148 -

第一十二条第五項中「前項の書面を所持しないためこれを示す」を「前項各号に掲げる措置をとる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

「の場合においては、できる限り速やかに、同項各号に掲げる措置をとらなければならない。」

第二十二条第七項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に、「副本」を「副本又はファイルに記録された当該裁判書に係る電磁的記録」に改める。

第二十三条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「に関係書類を添付し」を「又は電磁的記録に関係書類を添えて」に改める。

第二十四条中「書面の」を削る。

第二十五条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十六条第一項中「引渡しの請求に関する書面」を削り、「一に」を「いずれかに」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第二十七条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同項に次のただし書を加える。

第三項の規定による措置をとつて、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第一項」を「第二百五条第三項」に改める。

第五条中「記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む）を「刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という。）は、」を「は、検察官若しくは司法警察が」に改め、同条ただし書中「検証の嘱託」を「電磁的記録提供命令又は検証」に、「又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改める。

第八条第四項中「勾引に」の下に「ついて」を加え、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同条第一項第一号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記載し

ただし、電磁的記録を送付して行う告知は、「れを受ける者に異議があるときは、行う」とができるない。

第二十八条第一項中「書面の」を削る。

（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第二十九条 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項

中「すみやかに」を「速やかに」に、「とともに」を「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の記録）に、」の記録に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項

中「すみやかに」を「速やかに」に、「とともに」を「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の記録）に、」の記録に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項

の用に供されるものをいう。以下同じ。）と共にに」に改める。

第四条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について同

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第九条の見出しを「（書類等の提供等）」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは贈与を許し、副本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その保管する書類の閲覧若しくは贈与を許し、副本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは贈与を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは贈与を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であるとの証明がされたものを作成して提供すること。

第九条に次の二項を加える。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものと記載し、又はその内容を再生したものと記載する方法によるものとし、当該電磁的記録の贈与は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十一項第一項中「提出」を「提出を求める、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（交通事件即決裁判手続法の一部改正）

第十三項 交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「差出」を「提出」に改め、同条中「と同時に」を「をする際は、併せて」と、「証拠物」を「証拠物並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識する）」とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」に、「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改める。

第十条の見出し中「取調べ」を「取調べ」に改め、同条第三項中「証拠物」を「証拠物並びに電磁的記録」に、「取調べ」を「取調べ」に改める。

第十一條中「差し出した」を「提出した」に、「証拠物」を「証拠物並びに電磁的記録」に、「取調べ」を「取調べ」に、「すべて」を「全て」に、「基づいて」を「基づいて」に改める。

第十七条中「の外」を「のほか」に改め、同条に後段として次のように加える。

、場合において、同法第五十四条の二第一項及び第二項中「この法律の一」とあるのは「この法律又は交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）の」と、同項中「その他の」とあるのは「、交通事件即決裁判手続法その他の」とする。

第十七条に次の二項を加える。

2 即決裁判の請求及びこれと同時に公訴の提起については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四条の三の規定は適用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の適用については、同条中「申立て等が、書面によりされたとき（前項第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。）、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等」と

あるいは「即決裁判の請求及びこれと同時に公訴の提起が、裁判所の規則の定めるところにより、当該即決裁判の請求及びこれと同時に公訴の提起」と、「当該書面に記載され、又は当該」とあるのは「当該」とする。

第十四条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「引渡し」を「引渡し」に改め、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「とともに」を「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識する）」とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」に、「引渡すことを」と共にに改める。

第四条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一条第一項の規定による措置をとらべ、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について同条第三項の規定による措置をとらべ、」に改め、同条第四項ただし書中「第二百五条第二項」を「第二百

五条第三項】に改める。

第五条中「記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む）」を「刑事訴訟法第二百一条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させる）」と含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」というに、「は、」を「」は、検察官若しくは司法警察員が」に改め、同条ただし書中「被証の嘱託」を「電磁的記録提供命令又は検証」に、「又は裁判官からする」を「若しくは裁判官が当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行う」に改める。

第八条第四項中「勾引」の下に「ついて」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項第一号中「裁判所の規則」とあるのは「最高裁判所規則」と、「事項及び第六十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「記載しなければ」を「記載し、又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二

項を加える。

2 前項の勾引状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第九条の見出しを「（書類等の提供等）」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは複写を許し、副本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 その保管する書類の閲覧若しくは複写を許し、副本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 二 その保管する証拠物の閲覧若しくは複写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。
- 三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは複写を許し、又は当該電磁的記録に記載されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であるとの証明がされたものを作成して提供すること。

第九条に次の二項を加える。

録」に改める。

第三条第一項中「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「その申立ての書面」を「対し」、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに、「書面が送付された」を「送付がされた」に、

「はじめから」を「初めから」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 参加の申立てが前項の書面によりされた場合 当該書面に記載されている事項を記載した電磁的記録（第十二条の規定により適用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第五十四条の四ただし書の場合にあっては、当該書面）
- 二 参加の申立てが第十二条の規定により読み替えて適用する刑事訴訟法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合 裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記載されている前項の書面に記載すべき事項を記載した電磁的記録（第十二条の規定により適用する同法第五十四条の四ただし書の場合にあっては、同条の記録媒体に記載されている同項の書面に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）

第三条第三項ただし書中「第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第六項中「きき」を「聴き」に改める。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを見覚し、又はその内容を再生したものを見聽する方法によるものとし、当該電磁的記録の複写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第十一条第一項中「提出」を「提出を求める、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正）

第十五条 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識する）」とできない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を加える。

第二条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

- 158 -

き」に改める。

第六条第一項中「（昭和二十三年法律第二百三十一号）」を削り、同条第二項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に、「さらば」を「更に」に改める。

第十一条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項中「及び第四十条」を「第四十条、第四十条の二及び第五十四条の三」に、「代理人に」を「代理人について」に改める。

第十二条に後段として次のように加える。

「この場合において、同法第五十四条の二第一項及び第二項中「この法律の」とあるのは「この法律又は刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第二百三十八号）」と、同項中「その他の」とあるのは「刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の他の」とする。

第十三条第三項中「きき」を「聴き」に改め、同条第五項中「行ない」を「行い」に改め、同条第八項中「書面」を「書面若しくは電磁的記録」に改め、同条第九項中「行なう」を「行う」に改める。

（刑事案件費用等に関する法律の一部改正）

- 159 -

- 160 -

む。」に改め、同条に次の二項を加える。

3 行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的で、偽造され、若しくは変造され、又は不正に作られた

特別永住者証明書電磁的記録を保管した者も、第一項と同様とする。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一項改正)

第二十一条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第十九条」を「第十八条の三及び第十九条」に、「次章第一節」とあるのは、「一を「係る登記等」とあるのは「係る登記若しくは登録」と、「次章第一節」とあるのは「に改め、同条の次に次の二条を加える。

(没収の裁判の執行における移転命令違反)

第十七条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪処罰法第十八条の三ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(不正競争防止法の一部改正)

第二十二条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「起訴状の」を「規定による」に、「起訴状を示さなければ」を「対し、次の各号

により、同法第四十条の二第一項に規定するファイル(同法第五十四条の四ただし書の場合にあっては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状に記載すべき事項を電子計算機(入出力装置を含む。次項において同じ。)の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

一 公訴の提起を起訴状の提出によりした場合 起訴状を示すこと。

第二十四条第二項を次のように改める。

2 刑事訴訟法第二百七十二条の二第四項の規定による措置がとられた場合(当該措置に係る個人特定事項(同法第一百一条の二第二項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。)の全部について同法第二百七十二条の五第一項の決定があつた場合を除く。)においては、前項後段の規定は、適用しない。この場合において、検察官は、被告人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとるとともに、同法第二百七十二条の二第四項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十二条の五第一項の決定があつたときは、最高裁判所規則の定めるところにより同条第四項に規定する電磁的記録の内容を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示し、又は同項に規定する書面を示さなければならない。

一 刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項の規定による求めを同法第五十四条の二第一項の方法によりした場合 最高裁判所規則の定めるところにより、前項第一号に規定するファイル(同法第五十四条の四ただし書の場合においては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

一 刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項の規定による求めを同法第五十四条の二第一項の方法によりした場合 最高裁判所規則の定めるところにより、前項第一号に規定するファイル(同法第五十四条の四ただし書の場合においては、同条の記録媒体)に記録されている起訴状抄本等に記載すべき事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。

二 刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項の規定による求めを起訴状抄本等の提出によりした場合 起訴状抄本等を示すこと。

第二十六条第二項中「及び搜索」を「電磁的記録提供命令(第一百一条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。」、搜索及び電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。」、搜索及び電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)を含む。」、(当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。)一に、「記載した書面並びに押収した物」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録並びに押収した物及び電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により提供させた電磁的記録」に、「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「証拠書類」を「証拠書類(電磁的記録を含む。)」に改める。

第二十七条の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条に後段として次のように加える。

「この場合において、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを開覧する方法により、提示を受けるものとする。」

第二十一条中「又は」を「若しくは」に、「朗説」を「朗説又は同法第三百七条の二第一項若しくは第二項の規定による電磁的記録の内容の朗説」に改める。

第三十三条中「第十九条」を「第十八条の三及び第十九条」に、「次章第一節」とあるのは、「」を「係る登記等」とあるのは「係る登記若しくは登録」と、「次章第一節」とあるのは「」に改め、同条の次に次の一項を加える。

(没収の裁判の執行における移転命令違反)

第三十三条の二 正当な理由がなく、前条において準用する組織的犯罪处罚法第十八条の三ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をして、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科す。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十八条の四 正当な理由がなく、前条ただし書の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科す。

第十九条第一項中「抄本」を「抄本（裁判書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第二十条中「登記又は登録（以下「」及び「」といふ。）」を削る。

第二十二条第三項中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

(特定電子移転財産権の没収の裁判の執行)

第二十三条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の次に次の二項を加える。

(特定電子移転財産権の没収の裁判の執行)

第十八条の三 第二十七条から第三十条までに規定する財産以外の財産に係る権利で債務者又はこれに準

ずる者がないもの（権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要するものを除く。）であつて電子情報処理組織を用いて移転するもの（以下この条及び第三十条の二において「特定電子移転財産権」という。）の没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第四百九十条第一項の規定にかかわらず、特定電子移転財産権を検察官に移転する方法により行う。ただし、当該方法によつて困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。第三十条の二第二項及び第三項において同じ。）であつてこれを他の者に移転することができるものに命じて、特定電子移転財産権を検察官に移転させる方法により行うことができる。

(没収の裁判の執行における移転命令違反)

ば」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 没収保全命令又は附帯保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 没収保全命令又は附帯保全命令を書面をもつて作成する場合 記名押印すること。

二 没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもつて作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（没収保全命令又は附帯保全命令に記録された事項を電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

5 没収保全命令又は附帯保全命令を電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機に储えられたファイル（以下単に「ファイル」といふ。）に記録しなければならない。

第二十三条第一項中「関係書類」の下に「（電磁的記録を含む。）」を加え、同条第七項中「検察庁の

掲示場に七日間掲示して」を「法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を検察庁の掲示場に掲示し、又はその旨を検察庁に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより一に改め、

4 特定電子移転財産権の没収保全の効力は、前項本文の規定により特定電子移転財産権が検察官の管理に移され、又は同項ただし書の規定による命令の告知がされた時に生ずる。

に移され、又は同項ただし既の規定

同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項

を同条第六項とし 同条第四項の次に次の二項を加える

前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて更新の裁判の裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第二十三條に次の二項を加える。

前項の規定は、本公告の施行日より同項の措置を開始し、かつから七日前とする。

第一十四条第二項中「命令に」を「没収保全命令に」に、「謄本」を「謄本文はファイルに記録された

「該没収保全命令に係る電磁的記録」に改める。

第二十七条第一項中「及び」を「(没収保全命令が電磁的記録である場合にあつては、ファイルに記録

された当該没収保全命令に係る電磁的記録。以下同じ。) 及び一に、「以下」を「裁判書が電磁的記録で

ある場合にあつては、ファイルに記録された当該裁判書に係る電磁的記録。以下)に改め、同条第四項中

「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第五項中「登記事項証明書」を「旨及び最高裁判所規則

〔定める事項〕に、「送付しなければ」を「通知しなければ」に改める。

第三十条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(特定電子移動通信事業の設立保全)

新編音二種朝貢所本の道中記

第三十三条の二 特定電子移転権の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

前項の没収保全命令の副本及び更新の裁判の副本は、特定電子移転財産権の権利者に送達しなければ

ならない。

特定電子移転財産権の没収保全命令の執行は、特定電子移転財産権を検察官の管理に移す方法により

行う。たゞ、当該方法によると、それが困難であるときは、特定電子移転材着色の権利者であつて二種を

行なつたが、三歳才を以て不思議な回転一おこなひきに、物語二種の日本書の本利和一おこなふる。

他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移動財産格を檢察官の管理に移させる方法により行うことができる。

第四十一条第一項中「命令に」を「附帯保全命令に」に改める。

第四十二条第四項中「裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同条第五項中「第二十二条第四項及び第五項」を「第二十二条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 追徴保全命令には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は受命裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 追徴保全命令を書面をもって作成する場合 記名押印すること。

二 追徴保全命令を電磁的記録をもって作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（追徴保全命令に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

6 追徴保全命令を電磁的記録をもって作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第四十三条第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

書面によりされたとき（前条第一項の規定に違反してされたとき及び当該申立て等が同項ただし書に該当するときを除く。）、又は裁判所の規則の定めるところにより当該申立て等とあるのは「没収保全又は追徴保全の請求が、最高裁判所規則の定めるところにより、これらの請求」と、「当該書面に記載され、又は当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

第七十一条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六号中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同項第七号中「記録命令付差押え、検索」を「検索、刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改める。

第七十三条第一項中「第八条第二項」の下に「及び第三項、第八条の二」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第五十三条第二項の規定は、この章の規定による没収保全及び追徴保全の請求について準用する。

別表第一第四号中「有印公文書偽造」を「有印公文書等偽造」に、「有印公文書変造」を「有印公文書等変造」に、「有印私文書偽造」を「有印私文書等偽造」に、「有印私文書変造」を「有印私文書等変

第四十四条第二項中「追徴保全命令の副本」を「当該追徴保全命令の副本又はファイルに記録された当該追徴保全命令に係る電磁的記録」に改める。

第五十条第一項中「書類の」を削り、「第一百零二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条及び第一百十二条第二項」を「第一百九条の四」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同法第一百九条の二第二項中「受訴裁判所」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

第五十条第二項を次のように改める。

2 前項において準用する民事訴訟法第百十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、前項において準用する同法第一百十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

第五十三条に次の二項を加える。

2 没収保全及び追徴保全の請求については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法第五十四条の三の規定は準用せず、同項の規定による同法第五十四条の四の規定の適用については、同条中「申立て等が、

第二十四条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第五条中第四項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 傍受令状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によることができる。

第六条の見出しを「（傍受令状の記載事項等）」に改め、同条第一項中「有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができる」とが「（傍受令状はこれを返還しなければならない旨）を次の各号に掲げた場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「裁判官が、これに記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項ただし書中「記載すれば」を「記載し、又は記録すれば」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 傍受令状が書面による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状を返還しなければならない旨
 - 二 傍受令状が電磁的記録による場合 有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状が検察官又は司法警察員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から傍受令状を消去することその他の最高裁判所規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨
- 第六条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 傍受令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。
 - 一 傍受令状が書面による場合 記名押印すること。
 - 二 傍受令状が電磁的記録による場合 最高裁判所規則で定めるところにより、傍受令状に記録された事項及び第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は通信管理者等をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。
- 第十条第二項を次のように改める。
- 186 -
- 185 -
- 二 前項の裁判書を電磁的記録をもつて作成する場合 最高裁判所規則で定める記名押印に代わる措置（同項の裁判書に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに併せて裁判官の氏名が表示される」となるものに限る。）をとること。
- 第九条各号中「記載」を「記載又は記録」に改める。
- 第十条の見出しを「（傍受令状等の提示）」に改め、同条第一項中「傍受令状」の下に「について」を加え、「示さなければ」を「対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

 - 一 傍受令状が書面である場合 傍受令状を示すこと。
 - 二 傍受令状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、傍受令状に記録された事項及び第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による措置に係る裁判官の氏名を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は通信管理者等をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第十条第二項を次のように改める。

- 187 -

- 186 -

二 前項の規定は、傍受ができる期間が延長された場合における第七条第二項の裁判書について準用する。この場合において、前項第二号中「第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）」とあるのは、「第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第十五条及び第十六条中「記載されて」を「記載され、又は記録されて」に改める。

第十八条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第十九条中「に記載された」を「又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された」に改める。

第二十条第一項中「の記載する」を「又は第七条第二項の裁判書の記載し、又は記録する」に改める。

第二十一條第八項中「実施は、傍受令状に記載された」を「実施は、傍受令状又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された」に、「ときは、傍受令状に記載された」を「ときは、傍受令状又は同項の裁判書に記載され、又は記録された」に改め、同条第九項中「に記載された傍受が」を「又は第七条第二項の裁判書に記載され、又は記録された傍受が」に改め、同項ただし書中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改める。

第二十一条第三項中「記載」を「記載又は記録」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「記載した書面」を「記載した書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十条第一項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項中「書面又は電磁的記録」に改める。

第三十一条第一項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同項に次のただし書きを加える。
ただし、電磁的記録による通知は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第三十二条第一項第五号中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十九条中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

別表第二第二号中「第一百三十六条第一項」を「第一百三十六条」に改め、同号ト中「第一百四十六
条第一項」を「第一百四十六条」に、「第一百四十九条第一項」を「第一百四十九条」に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第十一條第二項及び第三項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。
第十六条及び第十七条第一項中「記載」を「記載又は記録」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「記載」を「記録」に改め、同条第三項中「記載した書面」を「記載し、
又は記録した書面又は電磁的記録」に改め、同条第四項中「記載した」を「記録した」に、「記載は」を
「記録は」に改める。

第二十条第一項中「記載された」を「記録された」に、「対し」を「対し」、最高裁判所規則で定めるところに依り、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「の間若しくは勝手、その正本、勝本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求する」を「について、次に掲げる請求をする」に改め、同項ただし書中「及び勝手」を「勝手及び複写」に改め、同項に次の各号を加える。

一 非電磁的和解記録の閲覧等（和解記録中次号に規定する電磁的和解記録を除いた部分の閲覧若しくは勝手又はその正本、勝本若しくは抄本の交付をいう。）の請求

二 電磁的和解記録（和解記録中の法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機

第二十五条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に後段として次のように加える。

「の場合において、当該訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ。以下同じ。）であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したもの（出入力装置を含む。第四項及び第六項において同じ。）に備えられたファイル（第三十二条第一項第一号及び第四十四条第一項第一号において単に「ファイル」という。）に記録された事項に係る部分をいう。第四項において同じ。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（同項において「電磁的和解記録の閲覧等」という。）の請求

二 和解に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求
第二十条第二項中「前項に規定する和解記録の閲覧若しくは勝手、その正本、勝本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付」を「前項各号に掲げる」に、「第九十二条第一項から第八項まで」を「第九十二条」に改め、同項後段を削り、同条に次の三項を加える。

第四条第四項中「前条第一項」を「前条第一項後段、第二項」に改める。

第五条第一項中「同条第五項」を「同条第七項」に改める。

第六条第一項中「請求書」の下に「（電磁的記録をもつて作成するもの）を含む。次項において同」と加え、同条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

一 電磁的和解記録の閲覧 電磁的和解記録の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもの
を閲覧する方法

電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の規定による記録又は第百三十二条の四第一項の規定による記録）	電磁的和解記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十条第一項第一号に規定する電磁的和解記録）
第六項 第百三十三条の二第五項及び第六項	電磁的訴訟記録等から 電磁的和解記録から

- 197 -

第三十二条第一項中「同項に規定する記録」を「非電磁的処分記録」に改め、同条第三項中「第一項に規定する」を「証拠収集処分申立事件の」に、「及び」を「複写及び」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二十一条第四項の規定は電磁的処分記録の閲覧等について、同条第五項の規定は証拠収集処分申立事件に関する事項を証明した書面の交付について、同条第六項の規定は当該事項を証明した電磁的記録の提供について、それぞれ準用する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第二十二条第三項の表第百三十三条の四第一項の項中「記載された」を「記録された」に改め、同表第一百三十三条の四第二項の項中「記載された」を「記録された」に、「閲覧若しくは勝写又はその正本、勝本若しくは抄本の交付」を「和解記録の閲覧等」に改め、同表第一百三十三条の四第七項の項中「記載された」を「記録された」に改める。

第三十条及び第三十一条を次のよう改める。

第三十条 削除

第三十二条第一項中「対し」を「対し、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「の記録の閲覧若しくは勝写、その正本、勝本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求する」を「（以下この条において「証拠収集処分申立事件」という。）の記録について、次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 非電磁的処分記録（証拠収集処分申立事件の記録中次号に規定する電磁的処分記録を除いた部分をいう。以下この号及び次項において同じ。）の閲覧等（非電磁的処分記録の閲覧若しくは勝写又はその正本、勝本若しくは抄本の交付をいう。）の請求

一 電磁的処分記録（証拠収集処分申立事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（第四項において「電磁的処分記録の閲覧等」という。）の請求

三 証拠収集処分申立事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

第三十九条第一項中「損害賠償命令事件」を「損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）」に改める。

第四十四条第一項中「対し」を「対し、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「の閲覧若しくは勝写、その正本、勝本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求する」を「について、次に掲げる請求をする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 非電磁的損害賠償命令事件記録（損害賠償命令事件の記録中次号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録を除いた部分をいう。以下この号及び次項において同じ。）の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録を除いた部分をいう。以下この号及び次項において同じ。）の閲覧若しくは勝写又はその正本、勝本若しくは抄本の交付をいう。）の請求

一 電磁的損害賠償命令事件記録（損害賠償命令事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（第九項において「電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等」という。）の請求

三 损害賠償命令事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

- 198 -

第三十九条第一項中「損害賠償命令事件」を「損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）」に改める。

第四十四条第一項中「対し」を「対し、最高裁判所規則で定めるところにより」に、「の閲覧若しくは

- 199 -

一 非電磁的損害賠償命令事件記録（損害賠償命令事件の記録中次号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録を除いた部分をいう。以下この号及び次項において同じ。）の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録を除いた部分をいう。以下この号及び次項において同じ。）の閲覧若しくは勝写又はその正本、勝本若しくは抄本の交付をいう。）の請求

一 電磁的損害賠償命令事件記録（損害賠償命令事件の記録中この法律その他の法令の規定により

「以下」の条」を「次項及び第五項」に、「閲覧等」を「刑事関係記録の閲覧等」に改め、同条第四項及び第五項中「その閲覧等」を「刑事関係記録の閲覧等」に改め、同条第六項中「及び」を「複写及び」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第二十一条第四項の規定は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等について、同条第五項の規定は損害賠償命令事件に関する事項を証明した書面の交付について、同条第六項の規定は当該事項を証明した電磁的記録の提供について、それぞれ準用する。

第四十五条中「(第七十一条第二項を除く。)」、「第八十七条の二」及び「第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項」を削り、「第九十四条、第一百条第一項、第四節第三款、第一百十一条、第一百六十六条並びに」を「第一百六十六条及び」に改め、「第一百三十二条の六第三項及び」を削り、「及び第八

章（第一百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第一項を除く。）を「、第七章及び第八章」に改め、「第一百五十一条第三項、」及び「、第一百六十条第二項」を削り、「第一百八十五条第三項、」及び「第一百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第一百十五条第一項、第二百一十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百三十五条第一項ただし書並びに」を「第二百三十五条第一項ただし書及び」に改め、「、第一百五十六条第三項各号」を削り、「、第一百六十六条第二項及び第二百六十七条第二項」を「及び第二百六十六条第二項」に改め、同条の表第四十五条第五項の項中「第三十条第一項」を「第三十九条第二項」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の一を」「につ

「に係る」及び「をいう。」第一百三十三条第三項において同じ。」一を削り、「の閲覧若しくは贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第一号に規定する非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）又は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）に

改め、同項の次に次のように加える。

第九十二条第九項	
第九十二条第九項及び第十項	電磁的訴訟記録中 （犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録をいう。以下同じ。）中
第九十二条第九項及び第十項	電磁的訴訟記録から
ら	電磁的損害賠償命令事件記録か

第四十五条の表第百十二条第一項本文の項から第百十三条の項までを削り、同表第百二十九条第二項の項中「決定書」を「電子決定書」に改め、同表第百三十三条第二項の項を削り、同表第百三十三条第三項の項中「について」と「をいう。以下この章において同じ。」を削り、「の閲覧若しくは贈写又はそ

の謄本若しくは抄本の交付」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等（損害賠償命令事件の記録の閲覧等、非電磁的処分記録の閲覧等）（同法第三十二条第一項第一号に規定する非電磁的処分記録の閲覧等をいふ。）又は電磁的処分記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的処分記録の閲覧等をいふ。）」に改め、同表第百三十三条の二第一項の項中「第一百三十三条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「に係る」を削り、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等」に改め、同表第百三十三条の二第二項及び第三項の項を削り、同表第百三十三条の三第一項の項を次のように改める。

三百三十二条の三第一項	訴訟記録等の閲覧等	損害賠償命令事件の記録等の閲覧
-------------	-----------	-----------------

第四十五条の表第百三十三条の三第一項の項の前に次のように加える。	覽等
第一百三十二条の二第五項	電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録等）
記録又は第一百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の	電磁的損害賠償命令事件記録等（電磁的損害賠償命令事件記録等）

六項	第一百三十三條の二第五項及び第	<p>記録中ファイル記録事項に係る部分</p>
電磁的訴訟記録等から	電磁的訴訟記録等から	<p>関する法律第三十二条第一項第一分に規定する電磁的処分記録の刑事手続に付随する措置に</p>
から	電磁的損害賠償命令事件記録等をいう。)	<p>者等の権利利益の保護を図るために</p>

記録中ファイル記録事項に係る者等の権利利益の保護を図るた

第一百三十三条の二第五項及び第一項の規定による訴訟記録等から

電磁的損害賠償命令事件記錄等

第四十五条の表第二百三十三条の四第一項の項中「閲覧若しくは贈写、その原本、原本若しくは抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等」に改め、同表第二百五十二条第一項及び第二百三十九条の二第二項の項から第二百六十七条の二第一項の項までを削る。

第四十六条第一項中「起訴状に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「（同法第二百七十七条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）が同法第二百七十七条の二第一項第一号」に、「訴因変更等請求書面

「に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に、「のうち既に変更等請求書面抄本等に記載がないもの」を「(同条第四項において読み替えて措用する同法第二百七十二条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。)」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第四項中「及び第二百三十三条の四」を「第五項及び第六項並びに第二百三十三条の四」

六項

第四十六条第四項の表第百三十三条の四第二項の項中「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等」に改め、同条第五項中「あつて、第三十九条第一項」を「あつて、同項」に改める。

第四十八条第一項中「二千円」を「次に掲げる額を合算した額」に改め、同項に次の各号を加える。

損害賠償の請求の原因とする原因として特定された事実の数に一千円を乗じて得た額

処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、九百円)

同条第四項に後段として次のように加える。

項第二号に規定する電磁的処分記録の閲覧等をいう。」をいう。第百三十三條の四第二項において同じ。」に改め、同項の次に次のように加える。

(国際受刑者移送法の一部改正)

第二十六条 國際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「通知」を「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)並びに通知」に改める。

第四条中「に關係書類を添付し」を「(電磁的記録を含む。)に關係書類(電磁的記録を含む。第十条第三項を除き、以下同じ。)を添えて」に改める。

第六条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、当該職員は、その面前で、受入受刑者をして、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらせるものとする。

- 一 第十六条及び第十七条の規定に関する事項その他法務省令で定める事項を記載した書面に署名押印すること。
- 二 前号に規定する事項を記録した電磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとること。

事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

第九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、書面又は電磁的記録をもつて裁判書を作成しなければならない。この場合において、電磁的記録をもつて作成したときは、最高裁判所規則の定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

第十一条中「前条第二項」を「前条第三項」に、「謄本」を「謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録」に、「とともに」を「共に」に改める。

第十四条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第十五条を次のように改める。

- (受入移送命令の方式)
- 第十五条 第十三条の命令は、書面又は電磁的記録によるものとし、当該書面又は電磁的記録に關係書類

第八条第二項を次のように改める。

2 前項の審査の請求は、書面により、又は最高裁判所規則の定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(東京地方裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第十九条第四項第二号において同じ。)と東京地方検察庁の検察官の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該審査の請求に係る事項を東京地方裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録する方法若しくは当該事項を記録した記録媒体を東京地方裁判所に提出する方法によりするものとする。この場合においては、併せて關係書類を提出しなければならない。

第八条に次の二項を加える。

3 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた第一項の審査の請求は、当該審査の請求に係る事項がファイルに記録された時に東京地方裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の審査の請求が第二項の記録媒体を提出する方法によりされたときは、東京地方裁判所の裁判所書記官は、当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該

の謄本又は關係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。

2 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、受入受刑者の氏名、年齢、裁判国の名称、受入移送犯罪の名称、外国刑の刑期、引渡しを受ける日及び場所並びに引致すべき刑事施設を記載し、又は記録しなければならない。

3 第十三条の命令の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、法務大臣が当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第十二条の命令が書面による場合 記名押印すること。

二 第十三条の命令が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置をとること。

第十九条第四項中「同法第七十三条第一項前段中「裁判所」を「同項前段中「裁判所」に改め、「刑事施設」との下に「同項第二号中「裁判所の規則」」とあるのは「法務省令で」と、「第六十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る裁判長又は受命裁判官」とあるのは「国際受刑者移送法第十九条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定による措置に係る東京地方検察庁の検察

官」とを加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「勾引状」を「勾引状」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「東京地方検察庁の検察官が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

- 4 第一項の受入収容状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、東京地方検察庁の検察官が当該各号に定める措置をとらなければならない。
- 1 受入収容状が書面による場合 記名押印する」と。
 - 2 受入収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置（受入収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに併せて検察官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第十九条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項の受入収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるといふにより、電磁的記録によることがで
きる。

第二十条第一項を次のように改める。

第三十五条第一項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十六条中「第三項及び第四項」を「及び第三項から第六項まで」に、「引渡しの」を「引渡しの」に、「第五項」を「第六項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「示して」を「として」に改める。

第三十九条第一項中「本条」を「」の条に改め、同条第一項中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同条第四項中「第三項及び第四項」を「及び第三項から第六項まで」に、「引渡しの」を「引渡しの」に、「第五項」を「第六項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「示して」を「として」に改める。

- 一 受入収容状が電磁的記録による場合 法務省令で定める記名押印に代わる措置（受入収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに併せて検察官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

第十九条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 前項の受入収容状は、書面によるほか、法務省令で定めるといふにより、電磁的記録によることがで
きる。

第二十一条第一項を次のように改める。

第三十六条第一項及び第十五条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十七条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号））の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第十五条第一項中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十八条 「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的

2 前項の指揮は、書面又は電磁的記録により行い、当該書面又は電磁的記録に、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に定めるもの及び関係書類の副本又は関係書類に記録されている事項を記載し、若しくは記載した書面若しくは電磁的記録を添えなければならない。

一 第十三条の命令が書面による場合 当該書面の副本

一 第十三条の命令が電磁的記録による場合 当該命令に係る事項を記載し、又は記載した書面又は電

磁的記録

第二十一条中「及び第九項から第十一項まで」を「第六項及び第十一項から第十三項まで、第五百三十二条の二」に、「第四百八十七条」を「第四百八十七条第一項」に改める。

第三十条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第三十一条第一項中「署名押印しなければ」を「署名押印し、又は法務省令で定める事項を記録した電

磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければ」に改め、同条第二項中「署名押印し

た」を「署名押印し、又は同項の電磁的記録に署名押印に代わる措置をとった」に、「書面を」を「書面

又は電磁的記録を」に改める。

第三十二条第一項中「署名押印しなければ」を「署名押印し、又は法務省令で定める事項を記録した電

磁的記録に法務省令で定める署名押印に代わる措置をとらなければ」に改め、同条第二項中「署名押印し

た」を「署名押印し、又は同項の電磁的記録に署名押印に代わる措置をとった」に、「書面を」を「書面

又は電磁的記録を」に改める。

電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して当該申立て等に係る事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(次項及び次条において単に「ファイル」という。)に記録する方法又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所に提出する方法によりしなければならない。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所に到達したものとみなす。
- 3 第一項の規定は、検察官又は付添人が、同項の電子情報処理組織に係る電子計算機の故障その他のその責めに帰することができない事由により、同項の方法により申立て等をすることができない場合には、適用しない。

(裁判所書記官によるファイルへの記録)

- 第二十四条の三 申立て等が、書面によりされたとき(前条第一項の規定に違反してされたときを除く。)、又は最高裁判所規則の定めるところにより当該申立て等に係る事項を記録した記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき因難な事情があるときは、この限りでない。

- 第二十六条に次の二項を加える。
- 4 第一項の呼出状及び前二項の同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

- 第二十八条第四項中「これを当該対象者に示した」を「対象者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとった」に改め、「の場所に」の下に「これを」を加え、同項に次の各号を加える。

一 同行状が書面である場合 同行状を示すこと。

- 二 同行状が電磁的記録である場合 最高裁判所規則の定めるところにより、同行状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと。
- 第三十五条第五項中「を所持しないためこれを示す」を「について前項各号に定める措置をとる」に、「前項」を「同項」に改め、同項に後段として次のように加える。
- この場合には、できる限り速やかに、同項各号に定める措置をとらなければならない。

第三十一条の次に次の二項を加える。

(映像等の送受信による通話の方法による審判期日における審判)

- 第三十二条の二 裁判所は、審判期日における審判を行う場合において、対象者の精神障害の状態、審判の状況その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、対象者又はその保護者若しくは付添人の意見を聴き、対象者が入院している医療機関その他の同一構内(裁判官及び精神保健審判員が審判期日における審判を行うために在席する場所と同一の構内をいう。)以外にある場所であつて、適當と認めるものに対象者を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審判を行うことができる。この場合において、その場所に在席した対象者は、その審判期日に出席したものとみなす。

- 2 保護者又は付添人は、裁判所が前項の規定により審判期日における審判を行うときは、対象者が在席する場所に在席することができる。この場合において、その場所に在席した付添人は、その審判期日に出席したものとみなす。

- 第三十二条第一項中「証拠物」の下に「(電磁的記録であるものを含む。以下この条において同

- 3 処遇事件の記録又は証拠物を、第一項の許可を受けて閲覧し若しくは複写する場合又は前項の規定により閲覧する場合において、当該記録又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを見聴する方法によること、当該電磁的記録の複写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

- 第三十九条に次の二項を加える。
- 4 この節に規定する審判についての第三十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「対象者又はその保護者若しくは」とあるのは、「検察官及び」とする。

- 第四十五条第六項中「前二項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。
- 6 第三項の呼出状及び前二項の同行状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録によることができる。

第八十五条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方
式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、「含
む」の下に「。第九十六条第四項及び第九十七条第一項において同じ」と加える。

第九十条第一項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

第九十九条第一項及び第五項中「第百条第一項」を「次条第一項」に改め、同条第七項中「第二十八条
第四項から」を「第二十六条第四項、第二十八条第四項から」に改める。

第一百四条第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第二十八条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改
正する。

第十条第三項を次のように改める。

3 抽充裁判員は、訴訟に関する書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて
認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
をいう。以下この項及び第六十五条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）及び証拠物
(電磁的記録であるものを含む。以下この項において同じ。) を閲覧することができる。この場合にお
いて、当該訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の
閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを見聴する方法によるものと
する。

第三十一条第一項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。

第三十二条に次の二項を加える。

3 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を
聴き、次の各号に掲げるいずれかの場所に被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を
相互に認識しながら通話することができる方法によつて、裁判員等選任手続を行うことができる。こ
の場合において、その場所に在席した被告人は、その裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみな
す。

一 裁判官、検察官及び弁護人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所と同一の構内をい
う。次号において同じ。）にあるもの

二 他の裁判所の構内にある場所その他の同一構内以外にある場所であつて、裁判所が適当と認めるも
の

三十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 裁判所は、裁判員等選任手続を行う場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護
人の意見を聴き、前条第三項各号に掲げるいずれかの場所に裁判員候補者の全部又は一部を在席させ、
映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、裁
判員等選任手続を行うことができる。この場合において、その場所に在席した裁判員候補者は、その裁
判員等選任手続の期日に出頭したものとみなす。

第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八条第三
項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第一百七十二条の八第一項及び第四項、
第一百七十八条の三第二項、第一百九十七条第二項、第三百六十六条の十一の項中「第二百九十七条第一
十六条の三第一項、第三百六十六条の三十四第五項」を加え、同条第二項中「第二十二条第四項」を「第二
十二条第六項」に改める。

第六十五条の見出し中「記録媒体」を「電磁的記録として」に改め、同条第一項中「記録媒体（映像
及び音声を同時に記録する）」ができる物をいう。以下同じ。」に「録音及び録画を同時に行つ方法
により電磁的記録として」に改め、同項ただし書中「記録媒体」を「電磁的記録として」に改め、同条
第二項中「同項第四号」を「同項第五号から第八号まで」に改め、同条第三項中「記録媒体は、訴訟記録
に添付して」を「電磁的記録は、裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられた
ファイル（第八十二条において単に「ファイル」という。）に記録して」に改め、同条第四項中「第四十
一条第二項、第一百八十二条第二項及び第一百七十二条第二項」を「第四十条第三項、第一百八十二条第三項及び第
一百七十二条第三項」に改め、「訴訟記録に添付して」を削り、「記録媒体」を「電磁的記録」に、「第三百

五条第五項及び第六項」を「第三百七条の二第四項及び第五項」に改める。

第八十二条第一項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に、「これを整理しなければ」を「ファイルに記録すれば」に改め、同項ただし書中「調書」を「公判調書」に、「整理すれば」を「ファイルに記録すれば」に改め、同項第二項中「整理された調書」を「ファイルに記録された公判調書」に、「整理ができた」を「ファイルに記録された」に改める。

第八十八条第一項中「を記載した書面」を削る。
（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正）

第二十九条 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「旨」を「旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧する」とができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面」に、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を当該検察庁に設置した電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第三十条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は」を「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識する」とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。」又は「（に關係書類を添付し）を「若しくは電磁的記録に關係書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を添え」に改める。

第六条第一項並びに第二項第一号及び第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第三項

中の「提供」を「（電磁的記録を含む。以下）の項及び第十条第四項において同じ。」の提供」に、「その書類」を「その訴訟に関する書類」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第七条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第九条第一項中「の証明書」の下に「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項及び第三項

第十条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に、

「副本」を「副本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該訴訟に関する書類に記録されている事項と同一である」との證明がされたもの」に改める。

第十二条及び第十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十五条第一項に後段として次のように加える。

「の場合において、同法第一条ノ一第一項第一号中「記載シタル書面」とあるのは「記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作フル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ第三号及第四号ニ於テ同ジ」と、同項第三号中「記載シタル書面」とあるのは「記載シ又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録」と、「添附シタル」とあるのは「添ヘタル」と、同項第四号中「委託書」とあるのは「国際刑事裁判所ガ発ヘル協力請求書（電磁的記録ヲ含ム）」と、「關係書類」とあるのは「關係書類（電磁的記録ヲ含ム）」と、「添附スル」とあるのは「添ヘル」と読み替えるものとする。

第十七条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十八条第一項中「受領許可證」の下に「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項及び第三項において同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第二十一条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第五条第三項中「請求國の名称、有効期間」を「第五条第四項中「引渡犯罪名、請求國の名称」に、「有効期間」を「引渡犯罪名」に改める。

第二十二条第一項中「第三項」の下に「、第八条の二並びに第八条の三」を加え、同項に後段として次のように加える。

「この場合において、同法第八条の二中「同条第二項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十二条第二項において準用する第八条第二項」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、「の副本」及び「（平成十九年法律第三十七号）」を削り、「又は第三号」との下に「（同法第十条第二項中「前項」とあるのは、「国際刑

事裁判所に対する協力等に関する法律第二十三条第一項」とを加え、「第三条第一号」を「同条第一

号」に改め、「「第四条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」とを削り、「第八条第三項」を「第八条の三各号」に改める。

第二十四条第七項、第二十五条第八項、第二十六条第六項及び第二十七条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第二十一條第二項において準用する第五条第五項」と読み替えるものとする。

第二十八条第一号中「決定の」を「決定について」に、「副本」を「副本又は同条第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法第十条第四項に規定する電磁的記録」に改める。

第二十九条第一項中「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条（第五項を除く。）」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同条第二項中「法務大臣が記名押印しなければ」を「又は記録しなければ」に改める。

第三十二条中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

第三十四条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

十三条第七項に、「第四項まで」を「第六項まで」に改め、「請求犯罪」との下に「同条第五項第二号中「電子計算機」とあるのは「電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）」と、同条第六項中「ファイル」とあるのは「裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル」とを加える。

第四十七条中「第八条第二項」の下に「及び第三項、第八条の二」を加える。

第五十二条第一項第二号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第六十四条の次に次の二条を加える。

第六十四条の二 国際刑事裁判所職員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその職務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（更生保護法の一部改正）

第三十一条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（更生保護法の一一部改正）

第三十五条第二項中「及び第三項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に、「第五条第三項中「請求国の名称・有効期間」を「第五条第四項中「引渡犯罪名・請求国の名称」」、「有効期間」を「引渡犯罪名」に改め、「引渡しの請求に関する」を削り、「規定する」を「規定する書面又は電磁的記録の」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項第一号中「第五条第五項」とあるのは、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第三十五条第一項において準用する第五条第五項」と読み替えるものとする。

第三十九条第一項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第四十条第三項中「第四項及び第六項並びに第二十三条第六項」を「から第六項まで及び第八項並びに第二十三条第七項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「第二十三条第六項」を「第二十三条规定第七項」に改め、同条第五項中「第二十三条第七項及び」を「第二十三条第八項及び第九項並びに」に、「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

第四十六条第二項中「第二十二条第四項」を「第二十二条第六項」に、「第二十三条第六項」を「第二

- 230 -

- 231 -

第四十四条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により」「を交付しなければ」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提供しなければ」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、する」とができない。

第四十四条に次の二項を加える。

4 第二項の規定によりされた電磁的記録による通知（電気通信回線を通じてされたものに限る。）は、

刑事施設又は少年院の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録された時に当該刑事施設又は少年院に到達したものとみなす。

第四十六条第一項中「を交付しなければ」を「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。）を提供しなければ」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する証明書の提供は、これを受ける者に異議があるときは、する」

- 232 -

とができない。

第六十三条第七項中「第六十四条、」を「第六十二条第一項、第六十四条、」に、「と、同法第六十四

条第二項」を「と、同法第六十四条第一項第一号中「検察官及び検察事務官又は司法警察職員（第七十条第一項）」とあるのは

第二項の規定により刑事施設職員が執行する場合にあつては、検察官及び刑事施設職員」とあるのは

「保護観察官（更生保護法第六十三条第六項ただし書の規定により警察官が執行を嘱託された場合にあつては、保護観察官及び警察官）」と、同号、同条第二項及び同法第七十三条第一項第一号」に改める。

第七十九条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

（少年院法の一部改正）

第三十二条 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「含む」の下に「次項において同じ」と加え、同条に次の二項を加える。

4 第一项ただし書の連署状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に改める。第二項において同じ。）に

よる」とができる。

第九十条第六項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第一百四条第三項中「が少年院に到達した」を「若しくは当該文書に記載すべき事項を記録した記録媒体が少年院に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録が電気通信回線を通じて少年院の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。）に储えられたファイルに記録された」に改める。

（少年鑑別所法の一部改正）

第三十三条 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）」に改める。

第七十八条第三項中「含む」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第一项ただし書の連署状は、書面によるほか、最高裁判所規則の定めるところにより、電磁的記録による」とができる。

第七十九条第六項中「前条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

（日本国とオーストラリアとの間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本

国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第三十四条 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下同じ。」を加える。

第五条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について」に改め、同条に次の二項を加える。
一 「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して」を「について同条第三項の規定による措置をとつて」に改め、同条第四項ただし書中「第一五百五条第二項」を「第一五百五条第三項」に改める。

第六条中「記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む）を「刑事訴訟法第一百一条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させる）ことを含む。以下この条において単に「電磁的記録提供命令」という」に改め、同条ただし書中「検証」を「電磁的記録提供命令又は検証」に改める。

第七条の見出し中「書類又は証拠物」を「書類等」に改め、同条中「又は証拠物」を「若しくは証拠物又は電磁的記録」に、「その閲覧若しくは署名を許し、原本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その保管する書類の閲覧若しくは署名を許し、原本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは署名を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは署名を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることの証明がされたものを作成して提供すること。

第七条に次の二項を加える。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものと見なす。又はその内容を再生したものとし、当該電磁的記録の複写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第九条第一項中「提出」を「提出を求める。若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第三十五条 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「証拠物」の下に「並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式による記録）」を追加する。以下同じ。」を加える。

第五条第一項中「逮捕状を示して」を「逮捕状について刑事訴訟法第二百一一条第一項の規定による措置をとつて、」に、「刑事訴訟法」を「同法」に、「交付」を「提供」に、「を示して、」を「について同

のをいう。以下同じ。」を加える。

有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。）

目次中「・第十一條」を「・第十一條の二」に、「第十五條」を「第二十五条の三」に改める。

第八条第一項第一号中「次条第一項第一号及び第十条第一項第一号において」を「以下」に改め、「第十条第一項第一号」の下に「及び第十一條の二第一号」を加える。

第四章第二節に次の二条を加える。

（対象電磁的記録の複写不許可決定）

第十一条の二 檢察官は、保管電磁的記録（刑事訴訟法第二百八十八条第一項又は第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令（同法第二百一一条の二第一項第一号に掲げる方法（電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この条及び第十七条第一項第四号にお

若しくは引き渡す」を「次に掲げる措置をとる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その保管する書類の閲覧若しくは複写を許し、副本を作成して交付し、又は「れを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

二 その保管する証拠物の閲覧若しくは複写を許し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すこと。

三 その保管する電磁的記録の閲覧若しくは複写を許し、又は当該電磁的記録に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容がその保管する電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明がされたものを作成して提供すること。

第七条に次の二項を加える。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものと見なす。又はその内容を再生したものとし、当該電磁的記録の複写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第九条第一項中「提出」を「提出を求める。若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間における相互のアクセス

及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第三十五条 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

- 238 -

- 237 -

第七条に次の二項を加える。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものと見なす。又はその内容を再生したものとし、当該電磁的記録の複写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第九条第一項中「提出」を「提出を求める。若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間における相互のアクセス

及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第三十五条 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

- 238 -

- 237 -

第七条に次の二項を加える。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の場合において、その保管する電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものと見なす。又はその内容を再生したものとし、当該電磁的記録の複写は、これを複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

第九条第一項中「提出」を「提出を求める。若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出」に改める。

（日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間における相互のアクセス

及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第三十五条 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

- 238 -

- 237 -

いて単に「電磁的記録提供命令」という。)により検察官、検察事務官又は司法警察職員の管理に係る記録媒体に移転された電磁的記録であつて検察官が保管しているものをいう。以下この条及び第十二条の二において同じ。)が第一号に掲げる電磁的記録に該当するときは、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置をとることができる。

一 次に掲げる電磁的記録

- イ 第九条第一項第一号に掲げる電磁的記録
- ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録若しくは当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物に記録された私事性的画像記録又はこれらを複写した電磁的記録

- ハ 第九条第一項第三号に掲げる電磁的記録

一 次に掲げる電磁的記録について、刑事訴訟法第二百二十二条第一項又は第五百三十三条第六項において準用する同法第二百二十三条の二第一項の規定にかわらず、同項の規定による複写を許さない」と

とする決定をする」と。

イ 当該保管電磁的記録

- ロ 当該保管電磁的記録に係る電磁的記録提供命令により提供された他の電磁的記録(ハにおいて
- ハ 「他の電磁的記録」という。)が対象電磁的記録である場合における当該対象電磁的記録

ハ 他の電磁的記録が大量であることその他の事由により全ての他の電磁的記録の内容を確認することができないため、この号(ロに係る部分に限る。)に規定する決定をすることが困難であると認める場合における当該他の電磁的記録

第十二条中「(ハ)」を「(ハ)」(同法第二百二十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第三項又は同法第五百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第二百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 檢察官は、保管電磁的記録が第十二条の二第一号に掲げる電磁的記録に該当すると思料する場合において、同条第二号に規定する決定(以下「複写不許可決定」という。)をするときは、仮に第十八条の二 檢察官は、複写不許可決定(第十二条の二第一号に係るものに限る。)をする場合において、第十七条第一項に定める者から、法務省令で定めるところにより、第十二条の二第一号に規定する他の電磁的記録(以下「保管電磁的記録等」という。)の複

写を許さないこととする決定をするものとする。)の場合において、保管電磁的記録等は、刑事訴訟法第二百二十二条第一項又は第五百三十三条第六項において準用する同法第二百二十三条の二第一項の規定により複写させることを要しない。

第十三条规定中「より還付する」を「よる還付(同法第二百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させる)ことを含む。)」とする」に改め、同条第二項中「より還付する」を「よる還付(同項において準用する同法第二百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させる)ことを含む。)」をする」に改め、同条第三項中「第一項前段又は前項前段」を「前二項」に、「を選付する」を「について前二項に規定する還付をする」に改め、同条第七項中「を選付する」を「について刑事訴訟法の規定による還付(同法第二百二十二条第一項において準用する同法第二百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させる)ことを含む。)」をする」に改める。

第十四条中「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、電磁的記録をもつて作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、する」と

ができない。

第十七条の見出しを「(消去等決定等の名宛人及び聴聞の特例等)」に改め、同条第一項中「又は第十一

一条」を「第十二条」に、「は」を「複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定は、」に改め、同項に次の二号を加える。

四 複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定をする場合 電磁的記録提供命令を受けた者

第十七条第二項中「又は消去命令」を「消去命令又は複写不許可決定」に改め、同条第三項を削り、

同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は消去命令」を

「消去命令又は複写不許可決定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 檢察官は、複写不許可決定(第十二条の二第一号に係るものに限る。)をする場合において、第十七条第一項第四号に定める者から、法務省令で定めるところにより、第十二条の二第一号に規定する他の電磁的記録(以下「保管電磁的記録等」という。)の複

に規定する他の電磁的記録を特定してこれの複写をしたい旨の申出があり、当該他の電磁的記録が対象

電磁的記録ではないと認めるときは、当該他の電磁的記録の複写を許すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による複写を許さないことができる。

一 前項の申出をした者が同項の規定による複写に関する検察官の指示に従わないとき。

二 技術的理由その他の事由により、複写をすることが困難であると認められるとき。

三 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき。

- 3 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、その者に對し、第十一条の二第二号ロに規定する他の電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。

4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、複写不許可決定において定めるものとする。

第十九条中「前条第一項」及び「同項」を「第十八条第一項及び前条第一項」に改める。

第二十条の見出しを「（消去等決定等の方式等）」に改め、同条第一項中「及び消去命令」を「消去命

令、複写不許可決定及び第十二条の二の規定による決定」に改め、同条第二項に次の二号を加える。

することができる期間を経過したとき。

八 複写不許可決定の取消しの訴え又は複写不許可決定に係る第二十九条第一項第二号に定める裁決

の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

ニ イからハまでに掲げる場合のほか、検察官が、保管電磁的記録等について、保管の必要がないと認めた場合

一 複写不許可決定（第十一条の二第二号イ又はロに係るものに限る。）をした場合 保管電磁的記録

等のうち当該複写不許可決定に係る電磁的記録以外のもの

三 第二十九条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により複写不許可決定の一部を取り消し、又は変更する旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき 保管電磁的記録等のうち、一部が取り消され、又は変更された後の複写不許可決定に係る電磁的記録以外のもの

2 検察官は、前項の規定による複写を許された者の住所若しくは居所が分からぬため、又はその他の事由により、同項の規定による複写をさせることができない場合には、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

四 複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定をした場合 第十七条第一項第四号に定める者

第二十条第三項中「旨を」を「旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された画面を」に、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を当該検

察官に設置した電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第四章第四節に次の二条を加える。

（保管電磁的記録等の複写の許可等）

第二十五条の二 検察官は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める電磁的記録の複写を許さなければならない。

- 一 次に掲げる場合 保管電磁的記録等

イ 第十七条第一項の規定による聴聞を行つた後、複写不許可決定をする必要がないと認めた場合

ロ 第二十九条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により複写不許可決定の全部を取り消す

旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起

「若しくは保管電磁的記録等について」に改め、同条第二項中「文書」を「文書若しくは電磁的記録」に改める。

第四十四条第一号中「の申出」を「又は第十八条の二第一項の申出」に改め、同条第一号中「文書」を「文書若しくは電磁的記録」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条第四項、第五条第四項、第十条第一項、第十八条第二項及び第二十九条の規定 公布の日
二 第一条のうち、刑事訴訟法第三百七条の二の改正規定、同法中同条を第三百七条の三とし、第三百七条の次に一条を加える改正規定並びに同法第三百二十一条第一項第一号及び第三百五十条の二十四第一項の改正規定、第三条の規定、第十七条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二十八条の改正規定、第二十三条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」とい

- 249 -

正規定、第二十三条中組織的犯罪処罰法第十八条の二の次に二条を加える改正規定、組織的犯罪処罰法第二十条の改正規定、組織的犯罪処罰法第三十条の次に二条を加える改正規定並びに組織的犯罪処罰法第三十一条第一項及び第七十二条第一項第七号の改正規定、第二十六条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定（「第四百八十七条」を「第四百八十七条第一項」に改める部分を除く。）、第二十七条中心喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（次条第一項及び附則第十八条第一項において「医療観察法」という。）第二十四条第三項及び第四項の改正規定、第二十八条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十五条第二項の改正規定、第三十四条中日本國の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラ

リアとの間の協定の実施に関する法律第六条の改正規定、第三十五条中日本國の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第六条の改正規定並びに第三十六条中性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律目次及び第八条第一項第二号の改正規定、同法第四章第二節に一条を加える改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十七条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定、同法第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定、同法第四章第四節に二条を加える改正規定並びに同法第二十六条第一項第一号、第四十条第一項第三号及び第四十四条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第二十九条の規定、附則第三十五条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十二条第七項の改正規定（及び第九項から第十一項まで並びに第五百四十四条）を「第六項及び第十一項から第十三項まで並びに第五百三十二条の二」に改める部分に限る。）並びに附則第三十八条中財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十七条第二項ただし書の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

- 251 -

四 第八条中出入国管理及び難民認定法第七十三条の三及び第七十七条の四の改正規定並びに第二十条の規定 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日

う。）別表第一第四号及び第十号並びに別表第三第一号又の改正規定、第二十四条中犯罪捜査のための通報傍聴に関する法律別表第二第二号の改正規定並びに第三十条中国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六十四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第二十一条第二項及び第二十七条の規定 公布の日から起算して「十日を経過した日

三 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第五条中少年法第六条の五及び第十五条の改正規定、第九条中日本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第五条中少年法第六条の五及び第十五条の改正規定、第十二条中日本國における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する確定書の実施に伴う刑事特別法第五条の改正規定、第十八条中国際捜査共助等に関する法律第八条第二項及び第十二条の改正規定、第二十一条の規定、第二十二条中不正競争防止法第二十六条第二項の改正規定（「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に、「証拠書類」を「証拠書類（電磁的記録を含む。）」に改める部分を除く。）、同法第三十三条の改正規定及び同条の次に一条を加える改

- 250 -

- 252 -

六 第十条及び附則第十三条の規定 前号に掲げる規定の施行の日又は附則第三条第一項に規定する特定日のいすれか遅い日

（記録命令付差押えに関する経過措置）

第一条 前条第三号に掲げる規定の施行の日（次項及び附則第十五条において「第三号施行日」という。）による改正前の刑事訴訟法（以下この条において「第三号改正前刑事訴訟法」という。）に規定する前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の刑事訴訟法（以下この条において「第三号改正前刑事訴訟法」という。）、第五条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の少年法（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の少年法（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の国際捜査共助法（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の国際捜査共助法（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の組織的犯罪处罚法（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の組織的犯罪处罚法（同号に掲げる改正規定に限る。）又は第二十七条の規定（同号に掲げる改正規定に

限る。）による改正前の医療観察法（同項において「第三号改正前医療観察法」という。）の規定により記録命令付差押え（第三号改正前刑事訴訟法第九十九条の二に規定する記録命令付差押えをいう。以下この条において同じ。）に係る命令がされた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

2 前項に定めるものほか、第三号施行日前に第三号改正前刑事訴訟法、第三号改正前少年法、第三号改正前国際捜査共助法、第三号改正前組織的犯罪处罚法又は第三号改正前医療観察法の規定により記録命令付差押えに係る令状が発せられた場合における当該記録命令付差押えについては、なお従前の例による。

（公判調書等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に公訴の提起があった事件（以下「施行前刑事事件」という。）又は最高裁判所の定める刑事事件（以下「特定刑事事件」という。）であつて施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特定日」という。）前に公訴の提起があつたもの（以下「特定日前刑事事件」という。）に係る公判調書、公判前整理手続調書及び期日回整理手続調書（以下この条において「公判調書等」という。）については、なお従前の例による。ただし、施

行前刑事事件又は特定日前刑事事件これらとの事件以外の刑事件を併せて審判する場合における公判調書等については、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件について第一条の規定による改正前の刑事訴訟法（附則第六条第一項において「第二条改正前刑事訴訟法」という。）の規定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により整理された公判調書等（以下この項において単に「整理された公判調書等」という。）は裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この条において単に「ファイル」という。）に記録された公判調書等とみなし、整理された公判調書等に記載された訴訟手続はファイルに記録された公判調書等に記録された訴訟手続とみなす。

3 前項の規定によりファイルに記録された公判調書等とみなされるものについては、第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「第二条改正後刑事訴訟法」という。）第四十条の二第一項、第一百八十二条第一項及び第二項並びに第二百七十条第二項の規定は、適用しない。

4 最高裁判所は、第一項の規定に基づき特定刑事事件を定めるに当たっては、刑事手続における情報通信技術の活用の段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が適切に定めるものとする。

（送達報告書の提出に関する経過措置）

第四条 施行前刑事事件又は特定刑事事件（特定日以後においては、特定日前刑事事件に限る。以下同じ。）における民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第一百条第一項の書面（以下「送達報告書」という。）の提出については、第二条改正後刑事訴訟法第五十四条において準用する民事訴訟法第一百条第二項の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件これらとの事件以外の刑事件を併せて審判する場合における送達報告書の提出については、この限りでない。

（裁判所等に対する申述等に関する経過措置）

第五条 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判官に対してもする申述（以下この項において「申立て等」という。）であつて、施行前刑事事件又は特定刑事事件に係るものについては、第二条改正後刑事訴訟法第五十四条の二から第五十四条の四まで（これらを適用し、又はその例による場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件これらとの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後（施行日後に併せて審判することとなつた場合にあつて

は、それ以後)の申立て等については、この限りでない。

2 施行日から特定日の前日までの間における告訴及び告発並びに「これらの取消し並びに自首並びに刑事訴

訟法第二百六十二条第一項の規定による請求であつて、主務省令で定める刑事事件に係るものについて
は、なお従前の例による。

3 前項の主務省令は、法務省令、国家公安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、防衛省令及び財務省令とする。

4 法務大臣、國家公安委員会、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣及び財務大臣は、第二項の主務省令を定めるに当たっては、刑事手続における情報通信技術の活用の段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が適切に定めるものとする。

(証人尋問等の記録に関する経過措置)

第六条 施行前刑事事件、特定刑事事件又は外国の刑事事件(特定日以後においては、特定日前に国際捜査共助等に関する法律第十条の規定による証人尋問等の請求があつたものに限る。)に係る証人、鑑定人、通訳人及び翻訳人の尋問及び供述並びにその状況の記録(録音及び録画を同時に行う方法によるものに限

後)に証拠調べを終わった証拠書類及び証拠物については、この限りでない。

(刑法の一部改正に伴う調整規定)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第二十一条第二項において「第一号施行日」という。)が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条及び同項において「刑法等一部改正法施行日」という。)前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の刑法(以下この項において「新刑法」という。)第九十五条の二、第一百五十五条第一項及び第二項、第一百五十六条、第一百五十八条第一項、第一百五十九条第一項及び第二項並びに第一百六十一条第一項の規定の適用については、新刑法第九十五条の二、第一百五十五条第一項及び第一百五十九条第一項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等一部改正法施行日以後における刑法第一部改正法施行日前にした行為に対する新刑法第九十五条の二、第一百五十五条第一項及び第一項、第一百五十六条、第一百五十八条第一項、第一百五十九条第一項及び第二項並びに第一百六十一条第一項の規定の適用についても、同様とする。

2 第二号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等の一部を改正する法律第一条のう

条第三項」とする。

(検察審査会法の一部改正に伴う経過措置)

る。以下「証人尋問等の記録」という。)については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらとの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。

2 第二条改正前刑事訴訟法(他の法律において準用する場合を含む。)の規定又は第二十八条の規定による改正前の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定による証人尋問等の記録に係る記録媒体がその一部とされた調書の取調べについては、なお従前の例による。

(証拠調べを終わった証拠書類及び証拠物に関する経過措置)

第七条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る証拠書類(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下この条において同じ。)及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。以下この条において同じ。)については、第二条改正後刑事訴訟法第三百十条の二の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における施行日以後(施行日後に併せて審判することとなつた場合にあっては、それ以

2 第二十二条の規定（附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の組織的犯罪処罰法第三条第五項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に没収保全の登記をした場合について適用し、同日前に没収保全の登記をした場合は、なお従前の例による。

3 新組織的犯罪処罰法第五十条第一項（第三十条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（附則第二十一条において「新国際刑事裁判における没収保全又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全命令」という。）第四十七条において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）において準用する民事訴訟法第一百条第二項の規定は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全命令の提出について、適用する。

4 前項の規定にかかわらず、施行前刑事事件又は特定刑事事件における送達報告書の提出については、新組織的犯罪処罰法第五十条第一項において準用する民事訴訟法第一百条第二項の規定は、適用しない。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における送達報告書の提出については、この限りでない。

5 新組織的犯罪処罰法第五十条第一項において準用する民事訴訟法第一百一条から第一百十三条までの規定

第一項の規定によりなお従前の例により公判調書が作成される場合における民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、なお従前の例による。

3 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る新犯罪被害者等保護法第四十五条において準用する民事訴訟法第三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧等の請求については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合における当該申立てに係る事件の記録の閲覧等の請求については、この限りでない。

4 施行前刑事事件に係る損害賠償命令の申立てに係る事件（以下この項において「施行前損害賠償命令事件」という。）又は特定日前刑事事件に係る損害賠償命令の申立てに係る事件（以下この項において「特定日前損害賠償命令事件」という。）に関する手続及びその手数料等については、なお従前の例による。ただし、施行前損害賠償命令事件又は特定日前損害賠償命令事件とこれらの事件以外の損害賠償命令の申立てに係る事件を併せて審判する場合における手続及びその手数料等については、この限りでない。

（医療観察法の一一部改正に伴う経過措置）

第十八条 医療観察法第三条第一項に規定する処遇事件（以下この条において単に「処遇事件」という。）

は、施行日以後に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する公示送達について適用し、施行日前に没収保全命令又は追徴保全命令がされた場合における没収保全又は追徴保全に関する公示送達については、なお従前の例による。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 施行前刑事事件又は特定日前刑事事件に係る犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律（以下「犯罪被害者等保護法」という。）第五条第一項に規定する被害者参加旅費等の請求及び犯罪被害者等保護法第十一条第一項に規定する被害者参加弁護士の選定の請求については、なお従前の例による。ただし、施行前刑事事件又は特定日前刑事事件とこれらの事件以外の刑事事件を併せて審判する場合におけるこれらの請求については、この限りでない。

2 第二十五条の規定による改正後の犯罪被害者等保護法（次項において「新犯罪被害者等保護法」という。）第十九条から第二十二条までの規定は、施行日以後に公判調書が電磁的記録をもって作成される場合における民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続について適用し、附則第三条

であつて施行日前に同項に規定する申立てがあつたもの（以下この項及び次条において「施行前処遇事件」という。）又は最高裁判所の定める処遇事件であつて特定日前に医療観察法第三条第一項に規定する申立てがあつたもの（以下この項及び次条において「特定日前処遇事件」という。）に係る申立て等については、第二十七条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の医療観察法第二十四条の二及び第二十四条の三の規定は、適用しない。ただし、施行前処遇事件又は特定日前処遇事件とこれらの事件以外の処遇事件の審判を併せて行う場合における施行日以後（施行日後に併せて行うこととなつた場合にあつては、それ以後）の申立て等については、この限りでない。

2 最高裁判所は、前項の規定に基づき処遇事件を定めるに当たつては、処遇事件に関する手続における報通技術の活用の段階的かつ円滑な推進に資するため、その範囲が適度であることを適切に定めるものとする。

第十九条 施行前処遇事件又は特定日前処遇事件に係る証人尋問等の記録については、なお従前の例による。ただし、施行前処遇事件又は特定日前処遇事件とこれらの事件以外の処遇事件の審判を併せて行う場合における証人尋問等の記録については、この限りでない。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 第二十九条の規定による改正後の犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十

二条第三項の規定は、施行日以後に同法第十条又は第十一条の規定による裁定があった場合における送達に代わる措置について適用し、施行日前にこれらの裁定があつた場合における送達に代わる措置については、なお従前の例による。

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 新国際刑事裁判所協力法第四十四条第五項において選用する新組織的犯罪処罰法第二十三条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に国際刑事裁判所に関するローマ規程第六十一条に規定する審理が開始された場合における通知に代わる公告について適用し、施行日前に当該審理が開始された場合における通知に代わる公告については、なお従前の例による。

2 第二号施行日が刑法第一部改正法施行日前である場合には、刑法第一部改正法施行日の前日までの間に

おける新国際刑事裁判所協力法第六十四条の二の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法第一部改正法施行日以後における刑法第一部改正法施行日前にした行為に対する同

第二十三条 恩赦法(昭和二十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「判決の原本にその旨を附記しなければ」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 裁判書が書面である場合又は裁判が書面である調書に記載されている場合 当該裁判書又は当該調書の原本に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復讐があつた旨を付記すること。

二 裁判書が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)である場合又は裁判が電磁的記録である調書に記録されている場合 当該裁判書又は当該調書に大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復讐があつた旨を記録すること。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第二十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「謄本」を「謄本(判決が電磁的記録である場合にあつては、当該電磁的記録)」に改め、同条第二項中「判決の謄本の」を削る。

(国会法の一部改正)

第二十二条 施行日前に開始した第三十六条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。)による改正前の性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 国会法(昭和二十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第一項中「の写」を「の写」(令状が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)である場合にあつては、令状に記録された事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録。第一百条第一項において同じ。)に改める。

2 第三十六条の規定による改正後の性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿

態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十条第三項の規定は、施行日以後に同法第十一条の規定による命令又は同法第十六条の規定による決定があつた場合における送達に代わる措置について適用し、施行日前に当該命令又は当該決定があつた場合における送達に代わる措置については、なお従前の例による。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第二十六条 検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二項中「これらの規定」を「同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条中「裁判所

(恩赦法の一部改正)

書記官」とあり、並びに同法第七条に改める。

(旅券法の一部改正)

第二十七条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「第一百五十五条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

(破壊活動防止法の一部改正)

第二十八条 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「及び証拠物」を「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)を含む。)及び証拠物(電磁的記録であるものを含む。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該事件に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものと閲覧し、又はその内容を再生したものと視聴する方法によるものとする。

泊料の額について準用する。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一一部改正)

第三十二条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)の一一部を次のように改正する。

第一百七一条第四号中「が刑事施設に到達した」を「若しくは当該文書に記載すべき事項を記録した記録媒体が刑事施設に到達し、又は当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)が電気通信回線を通じて刑事施設の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録された」に改める。

第一百八十六条中「刑事訴訟法」の下に「第六十一一条第二項、」を加え、「第一百八十六条の二」を「第一百五条第二項、第一百八十六条の一」に、「並びに第四百八十二条第一項」を「第四百八十二条」を第二項並びに第四百九十四条の六第二項に改める。

(オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の一一部改正)

第二十八条第一項中「の求」を「の求め」に改める。

(民事訴訟法及び非讼事件手続法の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「及び第五百十三条规定第六項から第八項まで」を「第五百十二条の二

及び第五百十三条规定第七項から第十項まで」に改める。

一 民事訴訟法第一百八十九条第三項

二 非讼事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第一百二十一一条第三項

(総合法律支援法の一部改正)

第三十条 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項第二号、第三十九条の二第二項第二号及び第三十九条の三第二項第一号中「裁判所」を「裁判所書記官」に、「宿泊料及び」を「及び宿泊料並びに裁判所がその額を定めた」に改める。

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 附則第十四条の規定は、施行前刑事案件又は施行前保護事件に係る総合法律支援法第三十九条

第一項第一号、第三十九条の二第一項第一号又は第三十九条の三第二項第一号に定める旅費、日当及び宿

第三十三条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「書類」の下に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)」を加える。

(特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一一部改正)

第三十四条 次に掲げる法律の規定中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

一 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八号)第十条第一項第一号

二 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十七号)第九条第一項第一号(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一一部改正)

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一一部を次のように改正する。

第三十二条 附則第十四条の規定は、施行前刑事案件又は施行前保護事件に係る総合法律支援法第三十九条

第一項第一号、第三十九条の二第一項第一号又は第三十九条の三第二項第一号に定める旅費、日当及び宿

第三十一条

第三項」に改める。

第四百九十二条第七項中「及び第九項から第十一項まで並びに第五百四十四条」を「第六項及び第十一

項から第十三項まで並びに第五百三十三条の二」に改め、同項の表刑事訴訟法の項中「第四百八十七条」を

「第四百八十七条第二項」に改める。

(民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三十六条 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改定する。

第三十七条第一項ただし書中「記録命令付差押え、検索」を「検索、同法第二十二条の二第一項に規定す

る電磁的記録提供命令」に改め、同条第四項中「第二百四十二条及び」を「第二百四十二条第一項及び第

三項並びに」に改め、「それぞれ」を削り、「読み替えるもの」を「、同法第五百七十七条中「国家公

安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令」と

あるのは「及び財務省令」に改める。

第三十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削る。

第五十条の三中「別表第三の一の項」を「別表第一の一の項」に改める。

第九十三条中犯罪被害者等保護法本則に一章を加える改正規定を削り、犯罪被害者等保護法第四十七条の改正規定を次のように改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第四十七条第一項中「別表第三の一の項」を「別表第一の一の項」に改め、同条第三項中「並びに別表第一の一七の項及び一八の項(上欄④に係る部分に限る。)並びに別表第三の一の項から三の項」を

「別表第一の四五の項及び五一の項並びに別表第二の一の項から三の項」に改める。

第九十三条中犯罪被害者等保護法第四十八条の改正規定を次のように改める。

第四十八条第二項中「別表第一の一七の項」を「別表第一の四五の項」に改め、同条第三項中「第三

条第二項及び別表第一の一の項」を「第三条第一項及び別表第一の一の項」に改め、同条第四項後段を削る。

第九十三条のうち犯罪被害者等保護法中第四十九条を第五十二条とし、第四十八条の次に三条を加える改正規定を削る。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正)

第三十七条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改定する。

第三十四条第二項第一号中「第二条第一項」を「第二条第三項」に改める。

(財務省設置法の一部改正)

第三十八条 財務省設置法の一部を次のように改定する。

第二十七条第二項ただし書中「記録命令付差押え、検索」を「検索、同法第二十二条の二第一項に規定す

る電磁的記録提供命令」に改め、同条第四項中「第二百四十二条及び」を「第二百四十二条第一項及び第

三項並びに」に改め、「それぞれ」を削り、「読み替えるもの」を「、同法第五百七十七条中「国家公

安委員会規則、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令及び防衛省令」と

あるのは「及び財務省令」に改める。

第三十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削る。

第五十条の三中「別表第三の一の項」を「別表第一の一の項」に改める。

第九十三条中犯罪被害者等保護法本則に一章を加える改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第九十二条中少年法本則に一章を加える改正規定を削り、同法第五条の三を削る改正規定を次のように改める。

第四十七条第一項中「別表第三の一の項」を「別表第一の一の項」に改め、同条第三項中「並びに別表第一の一七の項及び一八の項(上欄④に係る部分に限る。)並びに別表第三の一の項から三の項」を

「別表第一の四五の項及び五一の項並びに別表第二の一の項から三の項」に改める。

第九十三条中犯罪被害者等保護法第四十八条の改正規定を次のように改める。

第四十八条第二項中「別表第一の一七の項」を「別表第一の四五の項」に改め、同条第三項中「第三

条第二項及び別表第一の一の項」を「第三条第一項及び別表第一の一の項」に改め、同条第四項後段を削る。

第九十三条のうち犯罪被害者等保護法中第四十九条を第五十二条とし、第四十八条の次に三条を加える改正規定を削る。

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正)

第三十七条 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)の一部を次のように改定する。